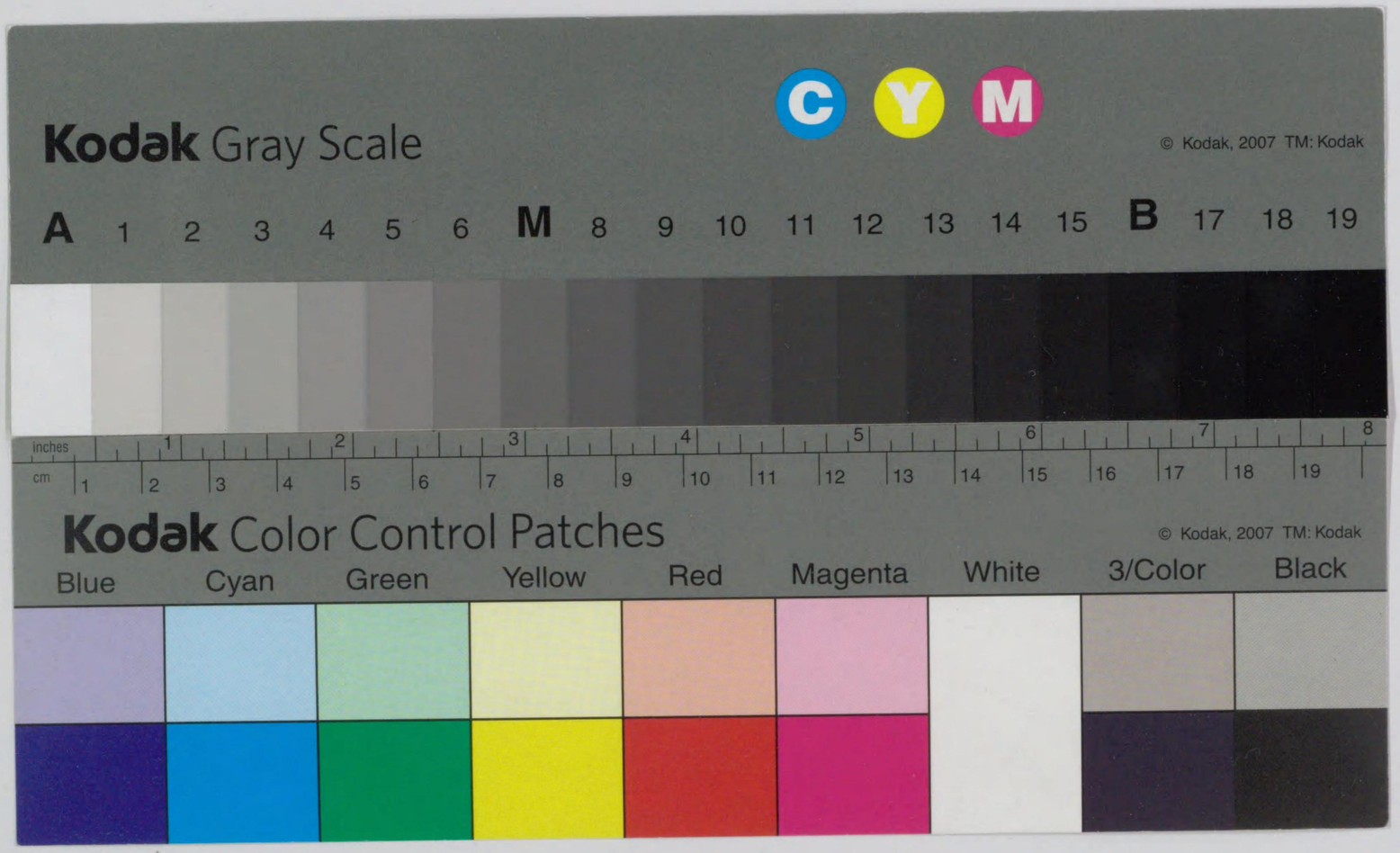

593-8
12005015266682
0 複写

291.08 D15 (2) 593/8
291.08 D154 593 8

大日本地誌大系

御府内備考貳

蘆田伊人編

雄山閣版

昭和五年 帝國文庫

593-8

大日本地誌大系 御府內備考二 例言

一 本大系は、もと日本歴史地理學會の計畫に係り、その後大日本地誌大系刊行會之を繼承し、同學會校訂のもとに編輯發行せしものなりしが、故ありて一時其刊行を中止し、今回再び是を復興繼續するものなり。

一 本卷には、正編卷之二十五より卷之四十六に至る廿二卷を收載せり。

一 本卷の校訂に關しては、總べて第一卷に同じ、但本文中飛驒を彈に檢を撿にするの類、及びにしてを單にしてと略し、共相知不申の如く送り假名を省けるものゝ類頗る多し、此等は凡て江戸時代普通文の通例なれば、一々これを改めず皆原文の儘に從へり。讀者幸に誤脫を以て咎むること勿れ。

一 卷頭の總目並に卷末の細目のこと、第一卷に同じ。

一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は、架藏圖書の閲覽を許さる。謹んで謝意を表す。

昭和四年十二月二日

蘆田伊人識

御府内備考 自卷之二十五 至卷之四十六 總目次

卷之二十五……一
根津之一……一
根津總說……一
甲府御下屋鋪蹟……一
屋鋪地名……一
卷之二十六……二
根津之二……二
根津宮永町……二
根津門前町……四
根津社地門前……五
卷之二十七……六
谷中之一……六
谷中總說……六
三崎坂……六
三浦坂……六
御殿坂……六
七面坂……六
鶯谷……六
善光寺坂……六
芋坂……六
藍染川……六
螢澤……七
初音之森……七
野中之井……七
屋鋪地名并里俗小名……八
卷之二十八……八
谷中之二……八
谷中町……八
惣持院門前……九
感應寺表門前新茶屋町……九
感應寺中門前町……一〇
感應寺古門前町……一〇
感應寺新門前町……一一
片町……一二
七面前町……一三
三崎町……一四
西光寺門前……一四
金嶽寺門前……一五
自性院門前……一五
神田感應寺門前……一五
觀智院門前……一五

興禪寺門前……一六
明王院門前……一六
觀音寺門前……一六
養泉寺門前……一六
善光寺前町……一七
玉林寺門前町……一八
片町……一九

卷之二十九……二〇

湯島之一……二〇
總說……二〇
大成殿……二〇
櫻馬場……二一
向ヶ岡……二八
齋藤別當實盛塚……二九
同墓……二九
班女塚……三〇
板橋某屋鋪跡……三〇
御藥園跡……三〇
松原町跡……三〇
植木町蹟……三〇
湯島坂……三一
昌平橋……三一
妻戀坂……三二
芥坂……三二
中坂……三二
天神石坂……三二
切通……三二
屋鋪地名并里俗小名……三三

卷之三十……三三

湯島之二……三三
湯島壹丁目……三三
湯島三丁目……三七
湯島四丁目分馬場屋鋪的場屋鋪……三九
湯島五丁目……四一
湯島六丁目……四二
湯島横町……四四
神田明神下同朋町……四七
神田明神下御臺所町……四九
神田明神下御賄手代屋鋪……五〇
神田明神西町……五〇
神田明神門前町……五一
神田明神表門前……五三
神田明神裏門前……五三

卷之三十一……五三

湯島之三……五三
妻戀町……五三
三組町……五四
三組町續拜領屋鋪……六一
棟梁屋鋪……六二
切通片町……六三
切通町……六六
切通床店……六七
玄桂屋鋪……六八
天神門前町……六八
天神社地門前……七〇
天神下寶性院門前……七一
稱仰院門前……七一
講安寺門前……七一

卷之三十二……七三

本郷之一……七三
本郷總說……七三
定火消屋鋪……七四
初音藪……七五
御茶之水跡……七五
吉祥寺蹟……七六
丸橋忠彌宅蹟……七六
別橋跡……七六
鐙坂……七七
炭團坂……七七
壹岐坂……七七
本妙寺坂……七七
菊坂……七七
梨木坂……七八
傘谷……七八
地獄谷……七八
屋鋪地名并里俗小名……七八

卷之三十三……八一

本郷之二……八一
本郷壹丁目……八一
本郷貳丁目……八二
本郷三丁目……八二
本郷四丁目……八三
本郷五丁目……八七
本郷六丁目……八八
喜福寺門前……八九
喜福寺裏門前……八九
本郷六丁目續横町……九〇

卷之三十四……九〇

本郷之三……九〇
新町屋……九一
同朋町……九一
竹町……九二
元町……九七
金助町……一〇五

巻之三十五……一一〇

本郷之四……一一〇
春木町壹丁目……一一〇
春木町貳丁目……一一二
春本町三丁目……一一五
眞光寺門前……一一八
本郷貳丁目代地……一一八
古庵屋鋪……一一八
菊坂臺町……一一九
菊坂町……一二四
菊坂田町……一二八

巻之三十六……一三〇

駒込之一……一三〇
駒込總説……一三〇
黒塚……一三〇
鱧縄手……一三〇
鶏塚ヶ窪……一三一
雞塚……一三一
妙義坂……一三一
千駄木町……一三一
動坂……一三一
屋鋪地名并里俗小名……一三一

巻之三十七……一三二

駒込之二……一三二
片町……一三二
九軒屋鋪……一三五
追分町……一三六
三ツ家町……一三九
正行寺門前……一三九
肴町……一四〇
四軒寺町……一四二

巻之三十八……一四三

駒込之三……一四三
淺嘉町……一四三
高林寺門前……一四九
德性寺門前……一五〇
天榮寺門前……一五〇
麟祥院領片町……一五一

吉祥寺門前……一五一
麟祥院領富士前町……一五二
傳通院領富士前町……一五二
江岸寺門前……一五四
上富士前町……一五五
傳通院領七軒町……一五五
麟祥院領七軒町……一五六
三軒屋町……一五七
妙義坂下町……一五七
摠禪寺門前……一五八
專念寺門前……一五八
世尊院門前……一五八
千駄木町……一五九
千駄木坂下町……一五九
千駄木下町……一六〇

巻之三十九……一六一

巣鴨之一……一六一
巣鴨總説……一六一
御立場……一六一
御藥園……一六一
屋鋪地名並里俗小名……一六一

巻之四十……一六二

巣鴨之二……一六二
巣鴨町……一六二
眞性寺門前……一六三
辻町……一六三
原町一丁目……一六三
原町二丁目……一六四
御駕籠町……一六五
仲町……一六五

巻之四十一……一六六

小石川之一……一六六
小石川總説……一六六
御藥園……一七〇
養生所一件……一七〇
馬場……一七九
白山御殿蹟……一八〇
火消屋鋪蹟……一八一
小石川……一八一
霧山……一八二
牛禮野……一八二
於福之井……一八二
富坂……一八二
六角坂……一八二

源三坂……一八三
御殿坂……一八三
病人坂……一八三
三百坂……一八三
綱千坂……一八三
牛坂……一八四
吹上坂……一八四
富士見坂……一八四
伊賀坂……一八四
蓮華寺坂……一八四
湯坂……一八四
鍋割坂……一八四
二ノ坂……一八五
鶯谷……一八五
蟹ノ窪……一八五
仙臺橋……一八五
烏橋……一八五
祇園橋……一八六
屋鋪地名並里俗小名……一八六

卷之四十二……一八七

小石川之二……一八七
春日町……一八七
長右衛門屋鋪……一九一
上富坂町……一九二
中富坂町……一九五
下富坂町……一九七
源覺寺門前……二〇一
片町……二〇二
金杉水道町……二〇三
諏訪町……二〇九
富坂新町……二一〇
仲町……二一二
龍門寺門前……二一二
傳通院前白壁町……二一三
傳通院前陸尺町……二一四
傳通院前表町……二一五
稱名寺門前……二一七

卷之四十三……二一八

小石川之三……二一八
御簞笥町上町……二一八
御簞笥町仲町……二二〇
御簞笥町下町……二二一
御藥園同心屋敷……二二二
智香寺門前……二二三

光岳寺門前……二二三
智香寺前町……二二三
善仁寺門前……二二四
久保町……二二五
橋戸町……二二五
戸崎町……二二六
安閑寺前町……二二八
戸崎町……二二九
法傳寺門前……二三〇
喜運寺門前……二三〇
祥雲寺門前……二三一
傳通院御掃除町……二三二
柳町……二三三
傳通院裏門前町……二三四
指谷町壹丁目……二三五
指谷町貳丁目……二三七
指谷町南片町……二三八
蓮花寺門前……二三八

卷之四十四……二三九

小石川之四……二三九
白山大道通……二三九
白山前町千川屋鋪……二四〇
丸山新町……二四一
白山前町……二四三
丸山田町……二四五
御數奇屋町……二四五
丸山淨心寺門前……二四六
圓乘寺門前……二四七
淨雲寺門前……二四七
白山社地門前……二四七
常撿寺門前……二四八
妙清寺門前……二四八
龍雲院門前……二四八
正福院門前……二四九
龍泉寺門前……二五〇
原町……二五〇
宗慶寺門前……二五三
七軒町……二五四
大原町……二五四
五軒町……二五五
宮下町……二五五
火之番町……二五六
大塚町……二五七
大塚龍門寺門前……二五八

大塚窪町……二五九
高源院門前……二五九
大塚仲町……二五九
大塚上町……二六〇
大塚上町……二六一
大塚阪下町……二六一
四ツ家町……二六一

卷之四十五……二六三

小日向之一……二六三
小日向總說……二六三
江戸川附鰍ヶ崎……二六四
自堀上水……二六四
泉の井……二六四
冷水ノ井……二六四
黃金水……二六四
蚊屋が淵……二六五
白鳥池……二六五
馬場……二六五
切支丹屋鋪跡……二六五
火消屋鋪蹟……二六七
金剛寺坂……二六七
蛙坂……二六八
藤坂……二六八
茗荷坂……二六八
新坂……二六八
荒木坂……二六八
服部坂……二六八
大日坂……二六八
淺利坂……二六八
切支丹坂……二六八
庚申坂……二六八
鼠坂……二六九
茗荷谷……二六九
清水谷……二六九
古川橋……二六九
琵琶橋……二六九
中ノ橋……二六九
石切橋……二六九
掃部橋……二七〇
萬年橋……二七〇
立慶橋……二七〇
船河原橋……二七〇
獄門橋……二七〇
屋鋪地名并里俗小名……二七一

卷之四十六……二七一

小日向之二……二七一
水道町……二七一
東古川町……二七八
西古川町……二七九
松ヶ枝町……二八〇
川添屋鋪……二八〇
清光院門前……二八一
智願寺門前……二八二
八幡坂町……二八三
龍興寺門前……二八四
臺町……二八四

御府内備考卷之二十五

根津之一

總説

根津は下谷池之端につゞき谷中三崎に隣れり、依て谷中に近き故多く今谷中の内に入といへども、實は駒込千駄木の地なり、【江戸圖説】案に、根津の地名は根津權現鎮座以來の唱へなるべし、【神社略記】根津權現の條に根津といふは鼠のいはれにや、是大黒天を祭るならん、ことに天井又は繪馬などに鼠を多く書て見ゆれば、大黒の社なる事決せりと見えたり、社の舊地は千駄木御林の傍にて今もその所を元根津と呼へり、

（根津は鼠）

甲府御下屋鋪蹟

延寶貞享頃の江戸繪圖、今の根津權現社地及元屋鋪元組屋鋪など唱ふる邊、なべて甲府御下屋鋪と載す、又元祿八年【武鑑】に甲府中納言綱豐卿下屋鋪下谷池の端と記たり、こは池之端七軒町等の續なればその名ゝ襲ひしならん、【承應記】に元年八月十四日、長松君左馬頭綱重卿の御幼名なり へ御下屋鋪、海手と山の手にて兩所進せらるとあり、海手と云は今濱御殿の地なり、山の手と云はいづれなるにや、當所の外青山及麻布にも甲府御屋鋪在て共に延寶頃の江戸圖にも出たり、又【柳營譜略】に慶安四年九月二十四日綱重卿下屋鋪拜領ともみへたり、いづれ三屋敷とも此頃賜ひしなるべし、其後寶永元年中納言綱豐卿御養子と成せ玉ひて西丸へ入御ありし頃、當所は御誕生の地にて根津權現御產神なれば、同年御屋鋪地を割て權現の社地に御寄附あり、殘地は御家人等へ分ち賜ひしといへり、

（根津權現は御產神）

屋鋪地名

元屋鋪　甲府御屋鋪跡地を云、

元組屋鋪　同所中の小名なり下同じ、

清水

惣門前　根津權現惣門前なれば、上略してかく呼來れり、

以上丁亥編次

御府内備考卷之二十五終

御府内備考巻之二十六

根津之二

根津宮永町

一町名の儀は古來谷中道と相唱候由に御座候處、寶永三戌年鎭守根津權現御建立の砌より、町内の儀は宮元故宮永町と相唱候由、委敷儀は書物燒失仕、相分り兼申候、

但町名相付候後町屋取建候由に御座候、

一町内西側表間口八拾二間餘、奥行東西四尺、北の方にて拾七間南の方にて拾七間貳尺、

東側表間口八拾五間餘、奥行東西南の方にて八間三尺餘北の方にて右同斷、

一四隣東の方秋元左衞門佐殿中屋敷、松平藤九郎殿屋鋪、内藤十次郎殿屋鋪、森金彌殿屋鋪、

西の方水戸殿御中屋鋪、根津御組屋鋪、同所門前町、

南の方池の端七軒町横町、松平備後守殿中屋敷、

北の方根津御組屋敷、同所門前町、森次郎兵衞殿屋敷、谷中道通り、

一町内不殘拜領町屋敷にて、拜領年代、間數、坪數等左の通に御座候。

（拜領町屋敷）

一拜領町屋鋪百五坪餘　御留守居、石河若狹守組同心　星野長之助

右は元上ヶ屋敷にて寛保十七子年五月、長之助先祖星野又三郎拜領仕候、

一同百五坪餘　西丸御切手御門番頭、後藤與次右衞門組同心　内藤寅之助　評定所世話役同心　大澤茂一郎

右は元上ヶ屋敷にて、明和八卯年十二月、先祖内藤平左衞門、大澤平兵衞兩人にて拜領仕候、

一同　百五坪餘　西丸、時計の間坊主　田中可仙

右は元和田圓順拜領屋敷に有之候處、天明三寅年五月、可仙祖父永閑奉願屋敷替仕候、

一同　百五坪餘　西丸奥坊主　山本宗壽

右は元平野宗閑拜領屋敷に有之候處、文政六未年二月中奉願當宗壽屋敷替仕候、

一同　百五坪餘　時計の間坊主　土山三仁

右は寶永四亥年十一月、先祖土山宗彌拜領仕候。

一同　百五坪餘　西丸奥坊主　野田良賀

右同斷、先祖野田良佐拜領仕候、

一同　百五坪餘　表坊主　鈴木順碩

右同斷先祖鈴木榮順拜領仕候、

一同　七拾七坪　御路次の者　山本金兵衞

右寶永四亥年四月、先祖山本長右衞門拜領仕候、

一同　九拾七坪　吹上奉行支配御庭入口番人　高橋吉左衞門

右は元空地にて有之候處、享保十一午年十一月、先祖高橋與惣兵衞拜領仕候、

一同　百四拾一坪餘　紅葉山、御靈屋附坊主　廣川道與

右は元高田三節拜領屋敷に有之候處、天明六午年四月中、父道與奉願屋敷替仕候、

一拜領町屋鋪百四拾二坪餘　御留守居、曲淵甲斐守組同心　栗田甚八

西丸御切手御門番頭、荻原彦五郎組同心　磯崎彌右衞門

右は元森秀巳上ヶ屋敷に有之候處、先祖栗田甚八、磯崎權兵衞兩人にて寛保三亥年閏四月拜領仕候、

一同　百坪餘　町奉行、榊原主計頭組同心　塚本助太夫

右は元伴野周宅上ヶ屋敷に有之候處、先祖塚本彌五兵衞寛保三亥年閏四月拜領仕候、

一同　百坪餘　西丸御臺所、表小間使　寺田信三郎

右は元中村道伯上ヶ屋敷に有之候處、先祖寺田甚右衞門寛保三亥年閏四月拜領仕候、

一同　百壹坪餘　小普請支配、神尾豐後守組　清水藤十郎

右は元久野玄三上ヶ屋敷に有之候處、先祖清水藤右衞門寛保三亥年閏四月拜領仕候、

一同　百壹坪餘　西丸奥坊主　乙部玄與

右は元岩波清達上ヶ屋鋪に有之候處、享保十三申年三月先祖乙部玄與拜領仕候、

一同　百壹坪餘　西丸奥陸尺　太田半兵衞

右は元石井丈右衞門上ヶ屋敷に有之候處、文政三辰年正月、右半兵衞拜領仕候、

一同　百壹坪餘　御臺所頭正屋佐平太組小間使　鈴木久藏　西丸奥陸尺　坂本十郎兵衞

右は元袴田安右衞門、名取嘉太夫上ヶ屋敷に有之候處、久藏先祖鈴木久助儀は寛保三亥年閏四月拜領仕、十郎兵衞儀は文化九申年六月拜領仕候、

一同　百二坪餘　　御鷹匠頭、戸田五助組同心　山田孫右衛門

右は元飯塚玄甫上ケ屋敷に有之候處、享保十五戌年八月、先祖山田孫市拜領仕候、

一同　百三坪餘　　御廣敷御門番、中川又兵衛組同心　中村啓助

右は元上ケ屋敷に有之候處、寛保三亥年閏四月、先祖中村清藏拜領仕候、

一同　百拾五坪餘　　御數寄屋頭支配、御露次の者　田村金之助

中山鎌吉

右は寶永四亥年四月、先祖田村六左衛門、中山勘四郎兩人にて拜領仕候、

一組合橋　幅貳間、渡り貳間餘、

町内北之方横町より根津門前町へ相渡候、橋の儀は組合橋と唱へ、隣町御武家方私共町内幷根津門前町一同組合にて修復仕來り申候、

一板橋　幅壹間、渡り壹間餘、

町内西之方水戸殿御屋敷附に有之候、板橋之儀は同所御成橋同様千川茂兵衛請負にて修復仕來り申候、

一自身番屋　間口貳間半、裏行九尺、

町内より根津門前町え相渡候、御成橋際に建之有、右は去る文政五午年五月中、榊原主計頭様御番所に奉願御見分の上願之通被仰付候、

一木戸番屋　間口九尺、裏行九尺、

町内表通り南之方木戸際に建有之候、右は古來より箱番屋にて平日不相用、冬春木戸〆切被仰渡候節、町役人共夜分張番仕候、尤取置同様に付是迄御願不申上候、

以上丙戌書上

根津門前町

（茶屋町）

一町内起立之儀は寶永三戌年、千駄木元根津より根津權現當地へ引地に相成、同年寺社御奉行本多彈正少弼様御掛りにて門前町屋願之通被仰付、根津門前町と相唱申候、其節より煮賣料理茶屋渡世之者共住居仕候、以前は甲府中納言様御住居跡にて、往古は奥州街道之由申傳候、

但御朱印領地之外に御座候、

一町内西側間口百五拾壹間餘、裏行貳拾間、但横町道幅共、右四隣東の方大下水隔宮永町、西の方根津社地門前南の方谷中片町、武家方組屋敷、根津神主屋敷、北の方同社惣門通り往還、

一同東側間口貳間十間半餘、裏行二十間、但横町道幅共右四隣東の方大下水隔宮永町、西の方根津別當屋鋪、南の方同社惣門通り往還、北の方下水、

一町内横町五ケ所有之、

西側之内壹ケ所　清水横町　東側之内貳ケ所　上横町　中坂横町　鳥居横町　惣門横町　右貳ケ所は東西兩側共相唱候、尤いづれも里俗に申習し候、

一古來寺社奉行御支配に御座候處、延享二丑年町御奉行御支配に相成申候、

一板橋　長貳間幅壹丈

右は社地廻り大下水へ掛有之、谷中善光寺坂通り往來武家方地境に有之候、千川茂兵衛請負にて、掛直し修復共仕來り申候、

一宮番屋　表間口貳間、裏幅貳間半、裏行四間、

一床番屋　表間口貳間半、裏行七間、

一商番屋　表間口九尺、裏行三間、

右御成橋際左右に有之候、

以上丙戌書上

根津社地門前

一町内起立之儀は寶永三戌年、千駄木元根津より根津權現當所え引地に相成候節境内にて有之候由、其後町屋に相成、別社地門前と相唱申候尤先年類燒の節誌書物燒失仕、委敷は相分り不申候、其以前は甲府中納言様御住居跡にて、往古は奥州海道の由申傳候、

一町内南側間口四拾間、裏行六間

一北側間口三拾八間半、裏行四間、

右北側町之東より北え間口四拾九間半建續、裏行東の方六間半、西の方拾六間、但坤の方別當屋敷入込有之、

一四隣東の方根津門前町、西の方根津神主屋鋪、同別當屋鋪、南の方根津門前町、根津神主屋敷　北の方根津別當屋鋪、

一往古は寺社御奉行御支配に有之候處、延享二丑年より町奉行御支配に相成申候、

一宮番所　間口貳間半、裏行貳間半、

町内西側北角に有之、前に三道具建置候、右は新規修復とも地頭所持に御座候、町内非常の節は右番所え町役人相詰申候、尤外に自身番屋幷商番屋等無御座候、

一金毘羅社（金毘羅社）　根津權現社家伊東右膳持、

以上丙戌書上

御府内備考巻之二十六終

御府内備考巻之二十七

谷中之一

總　説

【江戸志】云、谷中は上野の山と駒込との谷なるなれば谷中といふよし、又下谷に對せし言葉なりともいへりと、按に【北條役帳】に遠山彌太郎江戸屋中三十九貫文の地を領せしよし載たるは、今の谷中なるべし、此餘谷中の地名古書に未だ所見なし、

（谷中の地名）

三　崎　坂

（首ふり坂）

三崎町の坂なり、【江戸志】云、此坂を世に首ふり坂といふは、三十年ばかり以前首をふる僧此坂のほとりに居しゆゑ俗にかく呼べりと、

三　浦　坂

（坂中）

三浦志摩守下屋鋪の前根津の方へ下る坂なり、一名中坂と稱す、

御　殿　坂

感應寺後と本行寺の間より根津坂本の方へ下る坂なり、

七　面　坂

御殿坂の通りにて西へ下る坂を云、

善光寺坂

（信濃坂）

一名信濃坂ともいへり、むかし青山の善光寺此前にありしゆゑの名なり、【江戸記聞】

芋　坂

感應寺の後、三河島の方へ行坂をいへり、【江戸記聞】

鶯　谷

七面坂より南の方、御切手同心組屋鋪の間の谷なり、此谷へ下る處を中坂といふ、

藍　染　川

（谷戸川）

巣鴨駒込の内にて谷戸川と唱ふる末流なり、善光寺門前、感應寺古門前等の邊まで藍染川と稱す、下流松平伊豆守下屋鋪の西を流れ、不忍池に落入れり、

（末流）

螢　澤

むかしは流も廣く、螢もことの外多かりしと、されど谷中のうちに二ケ所あり、三崎妙林寺の邊をむかしはすべて云、今も妙林寺の内に螢澤之池と云ところわづかにのこれり、又日暮里宗林寺の邊も螢澤といへり、こゝも螢の多くむれ飛よりかく名付るよし、【江戸志】

（三崎と日暮里二ケ所）

初音の森

靈梅院の境内にありしが、回祿の爲に失て名のみ殘れり、【江戸砂子】

野中の井

（柏木の井）

柏木の井ともいふ、三崎のうち、商家のうらにあり、ふりし世の事なりき、柏木といへる遊女のありしが、後つれそいし男にもはなれ、外にたのむべき人なければ、此所にいとあはれなる庵を結びて三とせ斗も住しが、是もはかなくなりぬ、そのなきがらを里人埋みてしるしに櫨の木を植置て墳墓となし、卒土婆を立て一首の歌をかけり、

かひもなき野中の清水淺ければ消て跡なきいもが俤

（野中の清水太心太）

その櫨の木いつしか大木となりて今にのこれる、瘧病を煩ふもの、その木の本に至りて立願すればたち所にいゆるといへり、【江戸鹿子】此井の所さたかならねばかなたこなた尋て小き清水の井ありければ、是なん野中の井ならんとおもひ、此地のあるしに問に答て云、やつがれ此所に住てよそぢになれど、そのかみの事をしり侍らず、されど先のあるじのかたりしは、此所の井を柏木の井といへり、この事につきて一軸のかけるものありあたふべしといひて、とろ〳〵してなしとこたへしとかたれり、さればこそ此井を野中井といふならんとはおもへり、その所は三崎の内溝口家の屋鋪の側に大なる溝あり夫より半町はかりも南の方なり、【江戸砂子】懷山子云、予一とせ此井を尋ねしに茶店の老嫗の云、今はしぶ紙などひさぐものゝうちなる井をいへり、其水ことに清きことたとへんかたなし、さるを近き頃法住寺の内なる井をもて野中の井といひて、世の人も皆しかおもへりとかたる、世にめづらしき冷水なるゆへ、盛夏の比は野中の清水心太（ところてん）などいひて茶店にひさぐも此井あるよりの名なり、【江戸志】

（井の位置）

屋鋪地名幷里俗小名町名坂名等を以て呼名とする者は略す、

谷中門前　上野谷中門の外を云、

清水門前　是は上野清水門の外なり、

あかす　根津元組屋鋪の東北の方、藍染川に架せし橋を不明門の橋と云、こは昔甲府御屋鋪たりし頃不明門ありしゆへの遺名也といふ、よりてその邊を里俗あかすと呼ぶ、

御花畑　不忍池の西北の方上野に添へる往來の邊をいふ、是上野御門主の御花畑ありし地なるゆへなり、

三方寺店　玉林寺、瑞林寺、蓮華寺の間三股に分るゝ往來の邊をいふ、是三方とも寺地なれば里俗呼名とす、又中略して三方店とのみもいへり、

以上丁亥編次

（不明門跡）

御府内備考巻之二十七終

御府内備考巻之二十八

谷中之二

谷中町

一右町名の起、草分人の名相分不申、往古谷中村の内有之候處、年代不相知追々町場に相成候分、則谷中町と唱候旨申傳候、尤東叡山御開基の後同御願に相成、元祿年中中堂御建立有之候に付、中堂領にて三百石の内御年貢地にて、御目代田村權右衞門支配所に御座候、

一町内東西南の方六拾壹間貳尺餘、北の方にて八間四尺餘南北え百四拾間程、但片側町にて裏行不同有之候、

一四隣東の方東叡山、西の方神田感應寺門前（神田感應寺は法華宗にて元神田に在し故、天台宗感應寺に紛れざる爲に假名とすといふ、）多寶院、大雄寺、妙雲寺、惣持院門前、南の方東叡山、北の方感應寺表門前、新茶屋町、

一町内八軒町と申町屋有之候處、年月不相知、淺草駒形町續え引地に相成候間、町屋無之候得共、其近邊里俗八軒町と相唱申候、

一飛地　南北拾九間餘、東西南の方六間餘、北の方四間半、右は東の方感應寺脇に有之候、

一飛地　東西拾五間半餘、南北東の方五間半餘、西の方八間餘、右は西の方瑞輪寺後に口有之候、

一自身番屋　間口九尺、奥行貳間、

右は建始年月相知不申候、

一芋坂　幅貳間程、長三拾貳間程、

右は感應寺東脇、當町飛地地先東叡山の間谷中村通りに有之候、

一元寺社御奉行御支配の處延享二丑年十二月中、町御奉行能勢肥後守様嶋長門守様御勤役之節町方御支配に相成申候、

一反別六反三畝拾貳歩、岩淵領之由申傳候、（岩淵領内）

一御檢地の儀は寛延三午年九月、神尾若狹守様、曲淵豐後守様御改有之候、

以上丙戌書上

惣持院門前

一右門前起慶長十六亥年、神田寺町の地拜領仕罷在候處御用地に被召上、慶安元子年當地え替地被下置、門前町屋御願濟の儀書物類燒失仕候間、年來相分り兼申候

一町内　東西え拾七間、南北え五間半、

一四隣　東の方谷中町、西の方西光寺門前、南の方同院境内、北の方感應寺表門前、新茶屋町、

一町内里俗裏町と唱申候、

一自身番屋

右者感應寺表門前、新茶屋町と組合申候、

一元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行能勢肥後守様、嶋長門守様御勤役の節町方御支配に相成申候、

以上丙戌書上

感應寺表門前新茶屋町

一右町名の起元感應寺境内に有之候處、同寺住職佛頂院元祿十五午年、新門前町屋寺社御奉行本多彈正少弼様え御願申上候砌、表門前者茶屋町に御願申上、同十六未年願濟に相成候節、下谷廣小路御木具屋勝井吉右衞門と申者日蓮宗感應寺檀那に付佛頂院同人え相談被致候者、天台宗に被仰付候以後は檀方不殘離擅に相成寺相續難成に、付此度門内三拾間切込表門前は茶屋町に願濟に相成候間、京都にも有之いろは茶屋と名付茶屋（當町由來）

町に取立て申旨被申付、則同人名主役相勤、表門前新茶屋町と唱、いのじや庄兵衛と申者初て煮賣料理茶屋渡世仕來申候、但右吉左衛門、庄兵衛儀は享保年中死去仕名跡退轉仕候、

一町内東西え北側四拾七間、南側四拾六間、南北貳拾七間、

一四隣　東の方東叡山、西の方西光寺、感應寺古門前町同新門前町、南の方谷中町、惣持院門前、西光寺門前北の方感應寺境内、同中門前町、

一町内里俗北側通り表町と唱、并に南側通を裏町と唱申候、

一自身番屋　間口三間半、奥行二間、

右者建始年月相知不申候、

一元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行能勢肥後守様、嶋長門守様、御勤役の節町方御支配に相成申候、

以上丙戌書上

感應寺中門前町

一右町名の起り往古ゟ感應寺領に有之、元祿十七申年三月中感應寺現住佛頂院、寺社御奉行本多彈正少弼様え

町屋家作の儀御願申上候處、同年四月九日願之通被仰付町屋に相成夫ゟ中門前町と唱申候、尤何故中門前町と唱申候哉相分兼申候、

一町内東西裏行不同有之、平均拾七間餘、南北百四拾三間、

但片側町に御座候、

一四隣　東の方感應寺、西の方新門前町、養泉寺門前、常在寺、長安寺、觀音寺門前、海藏院、谷中片町、南の方表門前、新茶屋町、北の方吉祥院、

一寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行御支配相成申候、

一町内反別八反貳畝二拾九歩、岩淵領の由申傳候、

一笠森稲荷社

右者御賄方倉地甚四郎感應寺境内借地仕、右地所へ安置いたし有之候、

以上丙戌書上

感應寺古門前町

一右草分人の名相分不申候、慶安元年八月中、地頭所日蓮宗の砌町屋に被仰付、追々家作仕候儀に御座候、其後追々同所新門前町屋出來候に付、當町内を古門前町

と相唱申候、

一當町の儀者四ケ所に相分有之、内同所中門前町續壹ケ所、里俗西古門前町と相唱、同所新門前町向南側一ケ所里俗上古門前町と相唱、同所三崎町續壹ケ所、里俗下古門前町と相唱、同所日蓮宗大圓寺續壹ケ所里俗下古門前町と相唱申候、右は何故切地相成候哉相分不申依之相分ケ左の通申上候、

里俗西古門前町
一町内東西え拾五間、南北七拾九間五尺九寸、

但片側町に有之候、

一四隣　東の方感應寺境内、吉祥院、西の方谷中片町、同所七面前町、南の方吉祥院、北の方新堀村經王寺、

一町内反別四反五拾七歩壹分六厘

里俗上古門前町
一町内東西え貳拾八間壹尺七寸、南北え七間半餘、

一四隣　東の方感應寺表門前、新茶屋町、西の方谷中町瑞輪寺、南の方西光寺門前、北の方同所新門前町、

一反別七畝四拾九歩四分貳厘六毛

里俗下古門前町
一町内東西え三拾間六寸、南北拾四間半餘、

一四隣　東の方谷中三崎町、西の方駒込千駄木坂下町、南の方法住寺、北の方感應寺領境内貸し地、

一町内反別貳反三畝六拾三歩三分七厘

一三崎坂　幅貳間餘、長貳町半程、高さ貳丈程有之候、

一藍染川　幅九尺程、

右は町内ゟ西え駒込千駄木坂下町え渡り候堀右え掛り石橋有之、琵琶の橋と唱、修復等橋より東町内并同所三崎町橋ゟ西駒込千駄木坂下町と組合出銀仕來申候、

一町内　東西え拾六間壹尺九寸、南北え拾五間三尺、

一四隣東の方立善寺、南の方大圓寺、西の方感應寺、北の方御切手同心組屋鋪、

一町内反別八畝三歩六厘六毛

但右四ケ所、岩淵領の由唱申候、

一元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行御支配に相成申候、

一感應寺貸し地千二百四坪貳合五夕

右者年代相分不申候得共、先年松平日向守殿え相斷貸地に仕置候由に御座候、

以上丙戌書上

感應寺新門前町

一右町草分人の名相分不申、往古谷中村の内に有之候處元祿十五午年十一月中、感應寺現住佛頂院、寺社御奉

行本多彈正少弼様ゑ町屋家作の儀御願申上、其後追々家作仕候儀に御座候、

一當町内之儀者三ケ所に相分有之、内同所古門前町向東側壹ヶ所、里俗上新門前町と相唱、同所明王院門前續壹ヶ所、里俗下新門前町と相唱申候、同所善光寺前町坂下に壹ヶ所、下新門前町と相唱、表間口東ゟ西ゑ拾四間、裏同西角ゑ拾五間三尺、東の方北ゟ南ゑ二間、此坪數拾貳坪四合有之、右者同所天眼寺境内ゑ圍込に相成居、町並の諸役相勤申候、尤何故切地に相成候哉相分り不申候、依之當時町屋建有之貳ヶ所の分相分け左の通申上候、

一町内東西貳拾九間三尺三寸、南北貳拾六間、（里俗上新門前町）

但片側町に有之候、

一四隣　東の方感應寺中門前町、同所表門前、新茶屋町南の方同所古門前町、北の方養泉寺門前西觀智院、

一町内反別貳反三畝七歩三厘、

一町内東西ゑ三拾四間三尺、南北拾五間、

但片側町に有之候、

一四隣東の方明王院門前、西の方福宗寺、南の方龍谷寺、天龍院、北の方感應寺領借地、

一町内反別壹反六畝貳拾五歩、但右三ケ所岩淵領の由、

一三崎坂　幅貳間餘、長貳町半程、高さ貳尺程、

一元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行御支配に相成申候、

一感應寺貸地貳ケ所、坪數合五百七拾坪程、

右者寶永七寅年四月十八日、安藤右京殿ゑ相斷、貸地に仕置候由に御座候、

以上丙戌書上

片　町

一右町名の起、草分人の名相分不申候、武家拜領町屋敷九ケ所の内七ケ所は元祿十二卯年二月中、細井九右衛門手代服部嘉助立合にて拜領被致候、名前左の通、

市川五兵衛
永田源右衛門
倉知十兵衛
筒井文左衛門
吉村清太夫
山本武左衛門
太田孫左衛門

右の内倉知十兵衛跡は其後年代相分り不申上り地に相成、安永三午年十二月中、諏訪部政右衛門支配御口の者小林幸内、小野源内右兩人にて拜領致候、且吉村清太夫儀も年代相分り不申、其後御頭不知御掃除の者廣瀨龜三郎先祖、塚越九右衛門組御掃除の者佐々木孫十郎兩人にて拜領致候處、明和六丑年二月中孫十郎の方上ケ地相成、文政九戌年四月中、御臺様御廣敷伊賀者飯尾十右衛門拜領致候、右の外坪數百三拾坪五合有之高橋權之助拜領致候、年代相分不申候、依之當時拜領地主九軒に相成、名前坪數左の通に申上候、

（拜領地主）

一拜領町屋鋪百貳拾坪三合　戸田五助組御鷹方　市川喜兵衛
一同　百貳拾坪　御金奉行支配、御金同心　永田忠兵衛
一同　百貳拾坪壹夕五才　御厩頭、諏訪部文太郎組　小野助右衛門
一同　百貳拾坪壹夕五才　小野官藏
一同　百貳拾坪壹夕五才　小普請組、石川民部組　筒井松五郎
一同　御廣敷伊賀者　飯尾十左衛門
一同　末廣佐吉組御掃除の者　廣瀨龜三郎
一拜領町屋鋪百貳拾坪　小普請組、長井五右衛門組　山本與八郎
一同百三拾坪五合　御中間　高橋權之助
一同　百貳拾三坪貳合五夕　小普請組、石川民部組　大田小源太
一町内東西ゑ拾四間餘、南北七拾四間餘、

但片側町に有之候、

一四隣　東の方感應寺古門前町、吉祥院、西の方龍泉寺東叡山領畑地、南の方海藏院、北の方七面前町、

一町内南角間口四間壹尺、裏行八間三尺、反別壹畝貳拾八歩五厘、此坪數三拾五坪四合壹夕六才有之壹ケ所、北角ゟ貳軒目間口貳間壹尺、裏行拾四間半、反別壹畝四歩七分貳厘、此坪數三拾壹坪四合壹夕六才有之壹ケ所、右貳ケ所の地面の儀者中村八太夫様御支配御年貢地にて同所善光寺上ケ地名主仁右衛門方にて御年貢等取集、御代官所ゑ上納仕候儀に御座候、尤町並諸役相勤、町御奉行所御支配に御座候、

以上丙戌書上

七面前町

（新堀村内）

一右町名の起、草分人の名相分り兼候得共、元新堀村の内ゟ相分、年代不相知町場に相成候儀に有之、沽券狀には新堀村の内七面前町と有之候、右同村日蓮宗延命院境内に七面明神の社有之、右向側地先に付谷中七面

（七面明神）

前町と唱候旨申傳候、東叡山御領御年貢地にて、御目代田村權右衞門支配所に御座候、
一町内東西四拾壹間、南北九間、
但片側町にて裏行九間ゟ八間迄不同、
一四隣　東の方感應寺古門前町、西の方東叡山領畑地、南の方東叡山領畑地、北の方新堀村延命院
一七面坂　幅貳間程、長五拾間程、高さ貳丈程、
一町御奉行御支配に相成候年代相分り不申候、
一町内反別壹反拾八歩、岩淵領の由申傳候、
一延享三午年九月中御撿地御座候、
但御撿地帳新堀村名主方に有之候、

以上丙戌書上

（町名由來）

三崎町

一右町名の起、草分人の名相分り不申、往古谷中村の内に有之處、年代不相知町場に相成、駒込、田畑、谷中の三崎に付町名三崎町と唱來候旨申傳候、尤東叡山御開基の後同御領相成、元祿年中中堂御建立有之候に付中堂領に相成、御年貢地にて御目代田村權右衞門支配所に御座候、
一町内北側東西え七拾六間半、南北東にて八間貳尺餘、中程横町東側三拾四間三尺餘、西側拾九間三尺、西にて拾四間四尺餘并南側東西え三拾三間四尺餘南北え東にて七間餘、西にて拾間、
但兩側町に候得共裏行不同に有之候、
一四隣　東の方感應寺新門前町、妙圓寺、正運寺、西の方法住寺、感應寺古門前町、南の方三浦備後守様御抱屋鋪、東叡山領畑地、北の方大圓寺、立善寺、長久寺感應寺、門前貸地、
一三崎坂　幅貳間餘、長貳丁半程、高さ貳丈程、
一元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中、町御奉行御支配に相成申候、
一町内反別五反三畝貳拾三歩、岩淵領の由申傳候、
一寛延三午年九月、神尾若狹守様、曲淵豐後守様御撿地有之候、
但御撿地帳谷中町の内に籠有之候、

以上丙戌書上

西光寺門前

一右門前町屋の儀者古來有之、其後年月不知中絶仕候處元祿十四丑年、寺社御奉行阿部飛驒守様え建置御願申上、願之通被仰付候、

一表門左右東側町屋南北三拾五間、東西奥行四間餘、右四隣　東の方當寺境内、西の方瑞輪寺、南の方長久院、北の方中堂領持添地、
一裏門南側　町屋東西拾八間、南北三間餘、右四隣　東の方惣持院門前、西の方當寺境内、南の方長久院、北の方感應寺表門前、新茶屋町、

以上丙戌書上

金嶺寺門前

一右門前町屋の儀は古來ゟ有之、元祿十六癸未年類燒仕候付、寶永二乙酉年三月、寺社御奉行本多彈正少弼様え御願申上願の通被仰付候、
一町内東西貳間半餘、南北貳拾四間、
但同寺裏の方に建有之、
一四隣　南の方近藤七郎右衞門殿屋敷、北の方東叡山領畑地、東の方同寺境内、西の方玉林寺門前町、
一裏長屋間口九間、奥行貳間半、
右願濟の儀當門前町屋同様に御座候、但當時家作無之候、

以上丙戌書上

自性院門前

一右門前町屋の儀者元文三戊年十二月、寺社御奉行大岡越前守様え拾ケ年季町家家作御願申上、願の通被仰付夫ゟ追々十ケ年限切替奉願上、今年迄家作相續仕候、
一町内　南ゟ西へ折返し三拾六間、奥行三間半、
一四隣　東の方同寺境内、西の方金嶺寺、寶藏院、南の方大行寺、北の方大泉寺、

以上丙戌書上

神田感應寺門前

一右門前町屋者古來ゟ有之、願濟年限等相知不申候、明暦三丁酉年、神田ゟ此處へ替地被仰付拜領仕候、
一町内　東西拾貳間半、南北奥行三間半、
一四隣　東の方谷中町、西の方并北の方同寺境内、南の方大雄寺、

以上丙戌書上

觀智院門前

一右門前町屋の儀者同寺谷中清水坂近邊にて拜領仕候處其後年月不知御用地に被召上、當町へ引地相成申候、

尤町屋の儀は往古ゟ願濟にて引續建來申候、
一町内南ゟ西へ折返間口三十二間、裏行三間餘横町の方裏行貳間半、
一四隣　東の方感應寺新門前町、西の方明王院脇横町、南の方谷中町并永久寺、北の方同寺境内、
以上丙戌書上

興禪寺門前

一右門前町屋の儀者正德三癸巳三月、寺社御奉行本多彈正少弼様え御願申上、願之通り被仰付候古門前町屋に御座候、
一町内南北拾三間半、東西三間餘、
一裏長屋貳棟、
但壹ヶ所間口三間半、奥行三間、壹ヶ所間口貳間半、奥行貳間半、當時家作無之、
一四隣　東の方養泉寺、西の方明王院、南の方觀智院、北の方同寺境内、
以上丙戌書上

明王院門前

一右門前町家の儀者先年谷中清水坂近邊にて拜領仕候處万治三庚子年御用地に付被召上、當所にて替地被下置、尤町家古來ゟ有之、建始年限等相知不申候、
一町内東西廿七間半、南北奥行三間餘、
一裏長屋貳棟、壹ヶ所間口九間、奥行貳間半、壹ヶ所間口拾貳間半、奥行同斷、
但右當時建家無之、
一四隣　東の方觀智院、西の方感應寺新門前町、南の方本通寺、北の方同寺境内、
一羽黒派修驗法幢院　善八郎店に罷在候、
以上丙戌書上

觀音寺門前

一右門前町家の儀慶長年中神田須田町に罷在候處御用地被召上、慶安年中此所え替地被仰付、尤町家往古ゟ有之願濟年限等相知不申候、
一町内南北貳拾貳間、東西五間餘、
一四隣　南の方長安寺、北西の方同寺境内、東の方感應寺仲門前町、
以上丙戌書上

養泉寺門前

一右門前町屋の儀者明和七庚寅年、寺社御奉行土屋能登守様え拾ヶ年季町屋家作御願申上、願之通被仰付、夫ゟ追々十ヶ年限切替奉願上、去る文化七庚午七月有馬左兵衛督様え御願申上候節、表間口拾四間の所明き地八間の所不申上御見分請候段不調法に付翌辛未閏二月御内寄合え被召出、明地八間の所は家作不相成段被仰渡、殘六間家作御座候、
一町内南北六間、東西四間、
一裏長屋間口九間、奥行貳間、
右當時家作無之、
一四隣　西北の方同寺境内、南の方感應寺新門前町、東の方感應寺仲門前町、
以上九ヶ寺門前を谷中九ヶ寺門前と相唱、町用等一ヶ町同様相勤申候、尤拜領地の分は公役并御國役等無御座候、
一町内元寺社御奉行御支配の所、延享二丑年ゟ町御奉行御支配に相成申候、
以上丙戌書上

善光寺前町

（谷中九ヶ寺門前）

一右町名の起、草分人の名相分不申、尤往古谷中村の内にて年代不相知町場に相成、青山善光寺引地に相成不申以前、同寺前通町屋に付町名善光寺前町と唱候旨申傳候、尤東取山御開基の後、同御領に相成元祿年中中堂御建立有之候に付中堂領に相成、御年貢地にて御目代田村權右衛門支配所に御座候、
一町内東西百拾四間半餘、南北西の方貳拾間、東の方五間餘東の方大行寺脇壹ヶ所東西十一間餘南北十五間半餘、西の方玉林寺脇壹ヶ所、東西表間口十五間半餘裏行不同有之候、
一四隣　東の方東叡山、西の方天眼寺、南の方松平伊豆守様御下屋敷、北の方妙福寺、金輪寺、善光寺上ヶ地信行寺、妙情寺、上聖寺、本光寺、一乘寺、
一飛地　東西拾間五尺、南北西の方四間餘、東の方三間貳尺餘、
右四隣　東の方臨江寺、西の方藍染川、南の方臨江寺北の方三浦備後守様御下屋敷、
一善光寺坂　幅貳間、長拾六間、高壹丈五尺程、
一藍染川　幅九尺程、
一板橋　幅貳間程、渡壹丈七尺程、
右藍染川に相掛、根津御組屋敷の方え渡候、尤千川請負人金助と申もの引受にて、町内にては相拘り不申

（町名由來）

候、

一不明門の橋　幅七尺程、渡貳間程、
右は同川に掛り、三浦備後守様御屋敷御懸りにて、川内の儀迚も町内にては拘り不申候、

一町内元寺社御奉行御支配の處、延享二丑年十二月中ゟ町御奉行御支配に相成申候、

一町内反別六反五畝貳拾壹歩、岩淵領の由申傳候、

一御撿地の儀は寛延三午年、神尾若狭守様、曲淵豐後守様御改に有之候、

以上丙戌書上

玉林寺門前町

（平塚内谷中村）

一當門前町屋の儀者豐島郡平塚の内谷中村と申百姓地にて御座候處、元祿年中ゟ百姓町屋入交に相成、正保四年迄御代官野村彦太夫様御支配所に御座候處、慶安元子年地頭玉林寺境内門前外に貳ケ所共、高貳拾壹石八斗餘の御朱印頂戴被致候に付、右御代官野村彦太夫様御手代星野治郎兵衛、篠崎又左衛門御兩人撿地御改の上、右領分水帳御引渡に相成、其後明暦年中不殘町屋に相成候由申傳、右町屋起立願濟に相成候年月、相知不申候間此段奉申上候、

一當町の儀者南の方に壹ケ所、東の方壹ケ所、北の方壹ケ所、都合三ケ所に相別有之、内東の方壹ケ所者飛地にて御座候、

一南の方町屋、巽の方拾八間五尺、乾の方三拾壹間半、艮の方貳拾五間四尺、坤の方貳拾七間四尺、

右四隣　巽の方天眼寺、乾の方玉林寺領分本壽寺、艮の方玉林寺境内、坤の方善光寺前町、

一北の方町屋、艮坤の方拾四間半、乾の方貳拾六間、

右四隣　巽の方同寺領分妙泉寺佛心寺、坤の方長運寺乾の方妙福寺、艮の方金嶺寺門前、

一東の方町屋、艮坤の方拾五間、巽乾の方拾七間餘

右四隣　艮の方善光寺前町、坤の方同斷、巽の方松平伊豆守様御屋敷、乾の方倍行寺、

右三ケ所共玉林寺門前町と相唱、町屋起立の年代其外とも前町申上候通何れも同様に御座候、當町寶暦十二午年ゟ數度類燒仕、諸書物等不殘燒失仕候に付巨細の儀相分不申候、

一往古御代官御支配所に御座候處、玉林寺え御引渡に相成、其後寺社御奉行御支配相成候旨申傳候得共、書付等無御座候、其後延享二丑年、町御奉行御支配に相成申候、

一豐島郡にて玉林寺領分年貢地に御座候、尤沽券を御讓渡しいたし來候、

以上丙戌書上

片町

一右町名并町屋敷發立拜領地面の儀は根津宮下屋鋪拜領仕罷在候處、寶永三戌年九月根津御用地被召上、爲替地寶永五子年四月根津元屋敷の内五ケ所に振分拜領被仰付候旨、御老中久世大和守殿被仰渡候段、御小人頭伴與惣兵衛被申渡、正德元卯年十二月願の通町屋敷に被仰付候、則谷中片町と相唱、其後壹ケ所上り地に相成、當時拜領主左の通り、

（拜領地主）

一拜領町屋敷五拾坪　御小人頭　永瀨權作

右四隣東の方三浦備後守様下屋敷、西南北の方不殘根津元御屋敷と相唱候武家方地面、

一同　六拾七坪半　西丸御小人　太田吉十郎

右四隣西の方根津門前町、東南北根津元屋敷と唱候武家家地、

一同　百四坪　御小人　白畑傳六

右四隣西の方根津門前町、東南北不殘武家屋敷、

一同　五拾四坪餘　觀世座能役者　清水助五郎

文化五辰年御小人田畑大五郎屋敷上り地相成候跡、同六巳年當助五郎奉願候處、同午年七月廿七日、井伊兵部少輔殿御宅において被仰付拜領仕候、

右四隣西の方水戸様御下屋敷、東の方根津門前町、南北武家屋敷、

（不明門跡）

一以前　甲府中納言様御屋敷の跡の由、尤當時永瀨權作屋敷の所俗に不明と唱候、右者不明の御門跡の由申傳候、一町内古來ゟ町御奉行御支配に御座候、

以上丙戌書上

御府内備考巻之二十八終

御府内備考卷之二十九

湯島之一

總　說

（由之万）　（油井島）　（湯島天神）

湯島は【和名抄】豐島郡の鄉名にして由之万と訓註あり、【總國風土記】に、湯島公穀六百七十二束三字田、假粟三百九十二丸三字田、貢鹿狐走兎血山鴿馬牛等と載す、又【小田原役帳】に、中村平四郎買得三十八貫文、江戸廻湯島の內、龍崎文四郎五十三貫百十二文、江戸湯嶋とみえたり、また堯惠法師の【北國記行】に、文明十八年筆記、忍の岡の並びに油井島といふところあり、古松はるかにめくりて注連のうちに武藏野の遠望をかけたるに、寒村の道すがら野梅盛に薰す、是は北野の御神と聞しかば「忘れずばこち吹むすへ都までとほくしめのゝ袖のむめか香」此北野の御神と書しは恐くは今の鎭守天滿宮なるべし【江戸志】に、湯島は【和名抄】に出たればもとより古き地名なり、いにしへは湯島本鄉は一つにて、後に本鄉別れたるべしと云、

（本鄉と湯島）

此說實を得たるが如し、何れの地にも本鄉といふ處まゝあり、皆其鄉の本たるに依て直に本鄉とのみ言に似たり、然れば本鄉かへりて湯島の元地にして、今の湯島は後年その名の廣く推及びし處なるべし、古の如く本鄉を合ていはゞ最廣き地域なり、今湯島と稱する處地形の大樣は、東の方下谷に並び、南の方神田川に限り、西の方本鄉に接し、北の方池の端榊原遠江守等の屋鋪に續く、案に榊原氏等の屋敷も元は湯島の內にや、或は本鄉に屬せしも知べからず、今其地不忍池に近きをもて通じて池の端といふ

（聖堂沿革）

大成殿　古來聖堂と稱せし故諸記多く聖堂とあり

聖堂は寛永十年林道春か上野の別莊に初て建、その後回祿の爲にうばゝれて、元祿年中御造營ありて此地にうつさると云、元祿三年庚午より聖堂御成御殿その外御場所御普請はじまり、おなじき年十二月廿二日上棟あり、同き四年辛未二月七日忍岡より遷座あり、同き十六年癸未十一月廿九日回祿の災にかゝり、寶永元年甲申十一月十一日上棟遷座あり、其後明和九年壬辰二月廿九日烏有となる、この時は入德門、役人長屋は殘こりしなり、その間假殿にてありしが、寛政十年戊午

（三扁の榜題）　（聖堂異名）　（外遷座祝文）

更に聖堂の御建立あり、三月廿二日外遷座、明る十一年己未十月廿二日大成殿上棟、十一月正遷座あり、【江戸記聞】聖堂は元來東叡山今の山王權現の地にありしなり、町家を轉じて此地に移され、大成殿を造らる、草創の日は元祿三年なり、此時の榜題仰高、入德、杏壇の三扁ともに持明院從二位權大納言藤原基時卿なり、其後元祿十六年類燒なせしところ又御再興あり、其時三扁の榜題は基時卿の家督中納言基輔卿書れし者、今なほそんざいす、又本宇大成殿の榜題は將軍家御自筆なり、されば件の類燒の時、林大學頭信篤忽駈著てこれを徹しける故今なを存在す、【參考落穗集】聖堂ハ古來ノ舊稱ナリ、最初先聖殿ト稱シ、元祿ニ改テ大成殿ト稱セラル、寶永ノ頃マデノ史筆ニハナベテ孔子堂ト記セリ、從前ノ習人皆聖堂ヲ此處ノ總稱ト心得ケルカ、寛政御再建ノ後改テ昌平阪學問所ト號セラル、件ノ御再建、外遷座ノ祝文、維寛政十年歲次戊午三月乙卯朔、越二十二日丙子、大君遣具官某、敢昭告於大成至聖文宣王、維王丕隆道德、表正綱常、報祀孔殷、古今攸同、東海之表、中祀之典、剏始寛永、極美元祿、邇年已來、殿寢屢燬、享祀雖隆、廟貌不稱、認此墜典、實警哀腸、爰命有司、更謀鼎建、今者群材方鳩衆手紛作、權造別殿奉安聖靈、特遣儒臣用申虔告報成非遠、惟王鑒之、謹告、學長犬塚唯介承テ是ヲ作ル、正遷座ノ祝文、維寛政十一年歲次己未十一月丙子越乙卯朔十一日乙丑、大君遣從五位下守大學頭林衡、敢昭告于大成至聖文宣王、維王靈秀所鍾、生民之英天地同化、日月合明、有道者必崇、萬民之同情也、有德者必報、天下之至誠也、況乃出類拔萃、實是玉振金聲、生異區域仁不獨成、祭及海邦、禮其可輕、祠宇自昔遭災荐燬、未遑修飾、徒切仰止、乃命經營、惟新舊趾鳩工庇事、推策度晷、輦石於山、筏木於水、質以儀譜、各從度軌、越既二載、成功乃紀、翼々煌々、輪奐盡美、今者廟貌既稱、儀文咸比、卜吉告成、神靈亦止、籩豆既陳酒醴斯香、聖明陟降歆此禋祀謹告、學長平井直藏承テ是ヲ作ル、改定釋奠ノ式余謹テ是ヲ奉リ、叨ニ會議ノ末ニ加ハル、庚申仲秋初テ新修ノ儀ヲ行ハレ、禮畢テ辱クモ白銀若干ヲ賞賜ス、參政堀田侯是ヲ執達シ玉フ、【遊嚢賸記】此餘春秋釋奠の式及祭器獻品の具に至までの詳なる事は、犬塚唯介所撰の【昌平志】に載たればこゝに贅せず、

櫻馬場

櫻馬場は聖堂の西にあり、【改撰江戸志】云、此地は慶

（地名由來諸說）

安年中由井の正雪がことを訴へせし四人のものへ賜はりし所にて、その後町屋となり弓町といひしと云、その町屋を外へうつされしより馬場となり、その地を四人のものあづかりて今に至れり、今此傳へなし　何の據にや　むかし左右に楓櫻の木ありしゆへかく名づく、今は皆枯てなく柳のみなりと、又【遊歷雜記】と云ものに、櫻の馬場はむかし慶長年間　台德尊君帝都櫻の御所より御拜領ありし御馬を、此馬場にて御自身責玉ふによつて櫻の御馬場と稱しけると、此說も他の所見なき事なり、明和元年馬場守六右衞門、久兵衞二人より出せし書上に據ば貞享の頃新に開かれし如くみへたり、その全文左に記す、

（馬場開始由來書上）

一湯島御馬場開發の儀御尋に付左の通書付差上申候

甚右衞門樣御掛りにて、御馬場并惣矢來番屋貳軒、井戸貳ケ所御普請始て出來仕、尤右番屋は御代官國領半兵衞樣御支配にて御座候處、惣じて其砌より町御奉行御支配に罷成候、馬場守御附被遊候に付八拾壹年以前貞享元申子年、奈良屋御役所ゟ所古き者御尋御吟味の上、私共先祖兩人同年五月廿九日奈良屋御役所え被召呼、町御奉行北條安房守樣え可罷出旨被仰付、則被召連罷出候處、湯島新御馬場守役被爲仰付、其上於同所四丁目立跡にて拜領屋敷被下置候、

但右御馬場御預の節御證文にても被仰付候哉と、御尋御座候、此段馬場掟書兩通頂戴仕候而已にて、拙者共方ゟ御證文等差上候儀は無御座候、

一同六月朔日兩御奉行樣え御禮上り申候事、

一同六月三日御馬場惣搆并拜領屋敷御渡被下、右御立合の御役人中左の通、

地割御奉行
大久保甚右衞門樣
田中孫十郎樣

新地御奉行
蜂屋半之丞樣
青木新五兵衞樣

町御奉行
甲斐庄飛驒守樣御組
吉田十郎兵衞樣
綿貫彌市右衞門樣
北條安房守樣御組
安藤小左衞門樣
三俣勘助殿

御馬役
諏訪部文九郎樣御方
小貞半兵衞殿
相原市兵衞殿

御代官
國領半兵衞樣御手代
望月源五太夫殿
大久保甚右衞門樣御手代
御名字不知彌市左衞門殿

町御年寄
樽屋藤左衞門樣

地割
木原勘右衞門樣

右の御役衆中御出被成、御立合の上御引渡申候、

一拜領屋鋪の儀者久兵衞百九拾壹坪七合、六左衞門同斷拜領仕罷在候

一同年六月四日甲斐庄飛驒守樣え被召出、

安房守樣御立合被遊、御馬場御掟書貳通頂戴仕罷在候、則掟書の寫末に相認候て差上申候、尤其節被仰渡候は、番人并給金の儀は唯今迄御代官國領半兵衞樣御支配にて御座候處、自今私共支配可仕旨被仰渡、同六日國領半兵衞樣ゟ御手代望月源五太夫殿御越被成、番屋二ケ所御引渡被成候、尤番人給金の儀は町御奉行樣ゟ年々被下置候、

（馬場乘始）

一同年同月十九日於御馬場御乘初有之候、御役人樣并御馬數左の通、

若御年寄
稲葉石見守樣
堀田對馬守樣
秋本攝津守樣

諏訪部文九郎樣
加藤勘九郎樣
諏訪部喜右衞門樣
門奈助右衞門樣
中山勘兵衞樣
西川清左衞門樣

御子息樣御出被成候

御公儀樣
御馬　拾七疋
甲府樣
御馬　三疋

右の通御乘初御祝儀首尾能相濟申候、尤此節馬見所も

無御座、御小屋も相懸不申候、且又其節於馬場諏訪部文九郎様御取持を以、若御年寄様方え私共先祖兩人共御目見仕候、右御乘初相濟候段并御目見の儀迄も同日兩御番所様え御屆申上候處、飛彈守様にては御直に御聞被遊候、安房守様にては御用人少兵衞殿え申置罷歸り申候、并町御年寄御三ケ所様えも御屆申上候、

一元祿二巳年、御馬場惣矢來番屋共及大破候段北條安房守様え御願申上候得ば、御修復被仰付、四月五日御見分并御普請中御係り御役人北條安房守様御組三田忠右衞門殿、甲斐庄飛彈守様御組渡邊十郎右衞門殿、町御年寄方ゟ御手代衆三人右御普請出來、同六月十日兩御奉行様え御禮上り申候、町御年寄御三ケ所様えも右同斷、

一元祿七戌年八月八日水野越前守様、安藤出雲守様、松平近江守様御馬場え御出被成、御番頭様御見分にて御兩番御組御乘馬始候に付、馬見所御拵被成度旨私共兩人被召出被仰聞候、依之右の趣兩御番所え御訴申上候得ば、同十二日樽屋御役所え被召呼、右馬見所此度新規出來致候段被仰渡、則右馬見所御普請私とも方にて世話仕候様被仰付、尤御入用金は右御役所ゟ請取申候、

一元祿八亥、同九子、同十丑右三ケ年共御番頭様御見分にて兩御番御組御乘馬御座候得共、右馬見所御用被成候に付御入用無御座候、

一元祿十丑年七月御馬場惣矢來番屋二ケ所共及大破候に付、川口攝津守様え御願申上候得ば惣御修復被仰付候、尤其節御普請御見分并御懸の御役人川口攝津守様御組衣笠喜左衞門どの、松前伊豆守様御組中島長右衞門どの、町御年寄方ゟ御手代衆三人右御修復出來、十二月三日兩御奉行様え御禮に參申候、町御年寄御三ケ所様えも右同斷、

一元祿十一寅年十一月御普請御奉行大岡次郎太夫様、遠山善次郎様御出被成被仰渡候は、此度於御馬場御老中様、諸御番頭様御見分にて御兩番の御組御乘馬有之候、仍馬見所に御小屋場相懸候旨被仰渡候、尤御小屋等の儀一式小普請方ゟ出來仕候、

一元祿十二卯、同十三辰、同十四巳、同十五午右四ケ年御乘馬等の儀書物燒失仕候に付相知不申候、

一元祿十六癸未三月ゟ同九月迄御老中様、御見分にて御兩番の御組御乘馬御座候、此節も御小屋は小普請方ゟ被仰付、然る處同年十一月廿九日馬場惣矢來番屋等不殘類燒仕候、依之暫相止、寶永二酉年ゟ又御老中様御見分にて、御兩番の御組御乘馬始り申候、委細の儀は末に申上候、

一御馬場惣矢來番屋二ケ所、惣新規御修復共に御入用にて、何も小普請方ゟ出來仕候、兩人給金も御入用にて、町御奉行様ゟ年々被下置候、

但此儀御馬場開發ゟ寶永二酉年迄の儀御座候、尤番人給金高の儀は書物等燒失に付相知不申候、

一元祿十六未年燒失以後御馬場惣矢來無御座候に付、寶永二酉年四月松野壹岐守様え御普請の儀御願申上候得ば、御聞濟の上御見分被下又被召出、先此度は私共方にて假の竹矢來にても仕候様に被仰付、大場の儀何共迷惑至極に奉存候得共、元祿年中御馬場外明地を菜園場に仕候様に御賴み下候、仍少々助成も御座候に付旁以御請申上、假惣矢來番屋二ケ所番人給金捨物等私共方ゟ差出候、然る處寶永七年右明地度々御屋敷方え相渡、助成の地面無御座候に付、其節ゟ私共方にては小破の繕、番人給金其外捨物等相勤申候、尤私共方にて新規普請修復等仕候儀は寶永二年ゟ同七年迄にて、同八年ゟ右申上候通小破の膳、番人給金、捨物等今以相勤申候、新規御普請大破御修復并新規井戸等の儀、唯今にも御座候得ば御入用にて出來仕候、

寶永八年已來御馬場矢來新規御普請等、御入用を以出來仕候例左申上候、

一正德元辛卯年四月廿一日喜多村御役所え被召呼、此度朝鮮人來聘に付御馬場矢來繕其外草苅等可仕旨被仰付奉畏、同六月十八日より取懸繕仕候、然處御普請御奉行竹村權右衞門様御懸にて右取繕候場所不殘御取拂、同七月十一日ゟ惣竹矢來木戸等新規出來仕候、尤古き竹木は小普請方え御引取被成候、

一御馬場内に御座候東西二ケ所馬用井戸内、東方一ケ所崩れ繕難成に付、御普請の儀享保六辛丑年六月十七日樽屋御役所え御伺申上候處、同十九日被召呼被仰渡候は、昨十八日大岡越前守様え被仰上候處、御入用も相懸り、殊更馬用井戸の儀に候得共西方壹ケ所にて可相濟間先埋候様に被仰渡候、依之早速埋當時西方壹ケ所に御座候、尤唯今にも御乘馬始り御用にも有之候得ば、御入用にて出來仕候、

一寶永二酉年同五子年迄四ケ年の間毎年御乘馬有之、御老中様御見分に御座候、御小屋等の儀は小普請方ゟ出來仕候、尤御乘馬の度に、御老中様御番頭様方え私共御目見仕候、

一寶永六丑年ゟ御御老中様方御見分相止、其節ゟ享保五

年迄拾二ケ年の間、又々御番頭様御見分に罷成候に付御小屋等は懸り不申候、

但享保六丑年ゟ同八卯年迄御乘馬無御座候、尤此間濱　御殿御燒失に付、同年二月六日當御馬場にて御番頭様御見分にて御兩番の御組又又御乘馬有之候、引續御乘馬可有之様御沙汰御座候得共、其已後唯今迄御乘馬一向無御座候、

右御尋に付書付を以申上候以上、

湯島御馬場守
明和元申年閏十二月　六右衛門
同　久兵衛

捉書寫左の通

本郷馬場守兩人え申付定書

（馬番守鬼定）

一馬場常々致掃除、水溜不申候様に仕、土手崩不申様に小破の節繕可申候、并井戸損不申様可仕候、

一馬場並木芝盗取不申様に可仕事、

一馬乘に參候者誰人にても參次第爲乘可申候、

但大勢乘手あつまり候節又見物の者多時は罷出、言事無之様に見廻可申候、并馬場跡先の辻番所無作法無之様に心付急度爲相勤可申候、

子六月四日

覺

（馬場守的場守書上）

一馬場土手自然崩候者當五月ゟ二十五ケ月の中は御普請請負の者修復仕筈の事、但踏崩候處は馬場守繕可申事、

一並木枯候得ば寅年極月迄は請負の者植足申筈の事、但被盗し木は馬場守植足可申事、

一たて砂有之、是は當分敷砂悪時分敷可申事、

一穴藏の跡善落入候得ば當八月中迄請負の者築立申筈の事、

一土手芝馬場守刈取申筈の事、

以上

文政十年馬場守六右衛門、佐平次、的場守彌兵衛、權三郎ゟ出せし書上左のごとし、

一湯島御馬場惣搆南北え東の方五十七間程西の方五十間程

東西南の方折返百四十間程北の方百三十間程

内

馬場東西百三十間程南北三十九間程

但右馬場三通相成、内壹ケ所は騎射馬場に御座候、

遠的場　南北え東の方二十一間程西の方十間程

東西え南の方百二十五間餘北の方百十四間餘

栄園場壹ケ所南北東の方十八間程西の方二十一間程

東西南の方十五間程北の方十六間程　但往古間數、

右御馬場當町中には無之、當町ゟ南の方に當り武家御屋敷を隔神田川往還付に有之、則馬場守六右衛門、佐平次御預に御座候、起發の儀は年代不知天和の頃哉　御入用を以御普請御奉行大久保甚右衛門様御懸りにて、御馬場惣矢來番屋二軒、井戸二ケ所御普請初て出來仕、尤右番屋は御代官國領半兵衛様御支配に御座候處、町御奉行様御支配相成、貞享元子年五月廿九日御馬場守右兩人先祖六右衛門、久兵衛御附け被遊候、尤御馬場守被仰付候譯等下に申上候、且櫻馬場と相唱候儀は往古櫻紅葉等御植付有之、花の時分は見物人も出候に付自然と櫻の馬場と唱候儀にて、近來は追々立枯風折等にて櫻壹本も無之候處、寛政十一未年中猶又櫻柳紅葉等植付有之候得共、是以追々風折立枯に相成候間、當時柳而已少々相殘居候儀に御座候、且又馬場内見守番屋二ケ所東の方隅西の方隅有之候處、寛政十午年聖堂御再建の砌、馬場内東の方隅ゟ南の方隅栄園場ゟ遠的場え懸け兩度折返し九百十八坪餘御圍込に相成候に付、東の方番屋も御圍込に相成、當時の場え其節ゟ引相建申候、間數左の通、

東の方番屋物置地所共間口二間、奥行十二間、

（御的場由來）

但此番屋の儀は文化八未年閏二月三日夜、自身にて致燒失候節場所替被仰付、已前の場所に九間引去り元坪の通り番屋地所被下置、其節ゟ當時の場所に相建申候、

西の方番屋物置地所共間口五間奥行八間

一御的場東西六間、南北十二間、

右者湯島四丁目的場守彌兵衛、權三郎拜領町屋敷南の方裏續に有之、則兩人御預御座候、起發の儀は貞享元子年新規出來仕、同年五月中町御奉行北條安房守様、甲斐庄飛彈守様御勤役の節、的場守右兩人先祖久兵衛、榮的助カ御附け被成候、尤由來の儀馬場同様に可存御座候得共、書留燒失仕相分不申候、

一拜領町屋鋪表間口京間十三間、裏行同斷、此坪百九拾七坪七合、

湯島四丁目
馬場守拜領主六　右衛門　當町内罷在候

一拜領町屋鋪表間口京間十三間五尺五寸、裏行同斷、此坪百九拾七坪七合、

同　佐平次　當町内罷在候

右兩人御預馬場の儀は貞享元子年、御普請方御役所御

掛りにて出來致候處、其砌奈良屋市右衛門方にて、所古き町人御尋御吟味の上、同年五月廿九日六右衛門先祖六右衛門、佐平次先祖久兵衛兩人被召呼、町御奉行北條安房守様え可罷出旨被仰渡、則罷出候處、湯島新御馬場守役被仰付、其上湯島四丁目にて前書の通町屋敷兩人え拜領被仰付、同六月三日御馬場惣構并拜領屋敷共御役人衆中御立會にて御渡被下置候、尤馬場内井戸番屋新規修復共御入用を以出來致、番人給金の儀も年年町年寄方ゟ請取候處、元禄二巳年六月中馬場南の方隅有之候榮園場御預被下置助成相成候間、寶永二酉年中ゟ馬場修復、番屋二ヶ所、新規修復、堀井戸壹ヶ所、番人給金、諸入用并捨物例もの其外非常の義御座候節馬場守御入用を以相勤申候處、其後右榮園場御武家方え追々不殘相渡、外助成無御座候得共爲冥加馬場諸入用者引續馬場守共差出相勤罷在候、勿論馬場外構小破の分は兩人方にて取繕候得共、大破の節并土手サクリ射梁修復等の節は馬御稽古の御方にて是迄御取繕有之候

一拜領町屋鋪　表間口京間十一間五寸、裏行同十三間五尺五寸、湯島四丁目的場守主彌兵衛拜領　當町内に罷在候

此坪百五十三坪三合七夕五才

一拜領町屋鋪　表間口京間拾一間五寸、裏行同十三間五尺五寸、同　權三郎　當町内に罷在候

（向ケ岡の位置）

此坪百五十三坪三合七夕五才、

右兩人御預的場の儀は拜領地面裏續にて幅六間に長十二間の的場、貞享元子年中新規出來致、同五月中町御奉行北條安房守様、甲斐庄飛彈守様御勤役の節、彌兵衛、先祖久兵衛、權三郎先祖榮助被召出御的場守役被仰付、湯島四丁目にて町屋敷拜領被仰付候に付、的場惣圍射梁矢取小屋村前并敷もの湯茶其外諸入用は右兩人方にて差出相勤來申候、尤先祖系圖由緒等委細起立の儀は兩人共數代相替、先年書留等燒失仕候に付曾て相分不申候得共、先祖ゟ彌兵衛は近藤氏、權三郎は黑川氏と苗字相付居候、

向ケ岡

【江戸砂子】等の書に向ケ岡は湯島の北の方なる岡にて、むかし忍ケ岡は奥州の街道なり、その道より池をへだてゝみゆる故に名とすと、かくいへば武藏國にて名におふ名所なる向ケ岡のことをいへるやうなれど、さにはあらで、たゞかの名所によそへて此ほとりをかくいふなるべし、因に云、古へゟ和歌に詠せる向ケ岡は當國多磨郡、あるひは橘樹郡などにも及べる岡をいふなりと、武藏野の名所をしるせる諸記には皆さいへり、愚按に、豐島郡の内に向ケ岡ありといはんは、かの名所のことゝなすも據あるに似たり、その故は【武藏風土記】に豐島郡の北は向ケ岡に限れりといふ、よりて【和名抄】を案ずるに、豐島郡の内湯島驛家の間に廣岡と云を出せり、又廣岡は公穀四百七十二束三字田假粟二百二十七丸一字田とみゆ、【續日本記】に武藏國豐島驛とあれば、上古の驛家有し所は今の豐島村なるべし、【和名抄】にのする湯島は今の湯島なることは論なかるべし、しからば湯島の北豐島の南にて、その間の村は多く岡なり、古へ廣岡といひしもむべなり、是をもて近世いふ所と風土記にのする所等を合せ考ふるに、もしこの廣岡の内を忍ケ岡向ケ岡などいひしにあらずや、さもあればすべてこゝより北の方は岡續きにて、駒込、王子、十條等は今をもてはかりがたしといへども、山の變じて平地となるはさもあるべけれと、平地の岡となるはその理うたがふべし、ことに今さへかく廣き岡なれば、古へは武藏野の内第一の高岡なりと見べし、されば【和名抄】にも廣岡の名あらはるゝならん、又向ケ岡の和歌にいりしは【萬葉集】人丸の歌に見へたり、その歌はあながち當國ともいひがたけれど、古書に皆武藏國と定めしは正しき據あるなるべし、小野小町の歌に初て武藏野の向ケ岡とよめり、是も小町がみだりに讀しにもあらで、人丸の歌によれるなるべし、さなくとも古くよりよみ傳へしことならん、是より後世の詠歌はたゞ武藏の名所と云にとりて地理の沙汰におよばず、その實は廣岡の地なるべし、上古に驛家の豐島村に有し頃は、この驛より多摩郡の國府に往還の所にして、旅人など多くかよひて觀もしたる所の岡にて、その名の世にいよ〳〵聞えしは歌によりてならん、是によれば豐島郡の内なりといふも據あるに似たり、また附會の說にや、【改撰江戸志】

（古歌に見えし向ケ岡）

齋藤別當實盛塚

齋藤別當實盛塚は手代町の邊、松平氏の屋敷内なり、塚の上に竹のみ生茂れり、又同じ屋鋪に實盛の首洗の井と云もありと、【改撰江戸志】

齋藤別當實盛墓

【江戸砂子】に云、湯島の下藤枝氏の屋敷の内なりと、【江戸志】に云、今松平氏の屋鋪なり、小高き墳にており〳〵この塚の邊に怪異のことありといふ、或は溝口家の屋鋪といふ、こゝにある所は高さ二丈ほどにて、上に一間ほどの藏つくりの宮居なり、稻荷の額をかく、

（長井庄）

松平氏にあるとはおのづから別なり、溝口の屋敷にあるは實盛の首をおさむ、松平氏のはかのむくろをおさめしなりと、按に【江戸志】に湯島より池の端の邊をすべて長井庄といへり、むかし齋藤別當實盛の居住の地なりと、また初にのするごとく長井堤といふことあり、こゝに至り實盛の墓ありと云はいかなる據ありや、更にまさしき說を聞ず、たゞ實盛は武藏國住人なればかゝる附會の說いできしならん、又實盛が子孫のこの所を領せしなど云によりかゝる說あるにや、それもいまだきかず、【改撰江戸志】

班女塚

班女塚は神原家の屋敷の裏にありと、此塚は神原家この地を給ひし以前より建り、今歌をしるす其歌、年ふれど其名やくちぬ古塚を猶末の世にのこすしるしぞ、是は六代の祖政邦と言し人の詠なりとぞ、塚のうしろに椎の大木あり、【改撰江戸志】

板橋某屋鋪跡

板橋某屋敷跡は此邊なりといへど、無緣坂邊を云其正しき所をしらず、或書云、此地は昔板橋氏の人住せしと云、近き頃まで忍はずの池の蓮をその所のもの板橋氏へ贈りしと、されど其後は絶してとなり、不忍池も板橋氏の領地のうちなればなりと、案に板橋信濃守忠康は北條の家人にて、板橋の地を領せしと云、その墓は板橋の乘蓮寺にあり、又【北條家分限帳】に、板橋又太郎永祿の頃板橋を領せしと云、この信濃守がはしめの名なるか、これらの人此地に居しや、その詳なることをしらず、【改撰江戸志】

（北條家人板橋氏屋鋪）

御藥園跡

御藥園跡は湯島四丁目の北の方、今の杉浦家の屋鋪の邊なりといひ傳ふ、天和二年の江戸圖にも此邊を御藥園といへり、【改撰江戸志】

（內構堂聾）

松原町跡

松原町跡は聖堂の東の方なりと、むかしはこの邊松原なりしゆへこの名のこれりといふ、是は御打入の比の事にや、今の聖堂の御構內となりし所なり、天正、慶長の比は松樹など多く繁りし所にて、其後町家などたちしかばかゝる名ものこりしにや、今はその名をしる人さへまれなり【改撰江戸志】

植木町跡

植木町跡は天神門前町の西の方なり、古くはこの所に植木あき人半町ばかり程居れり、寛文の【江戸圖】【江戸雀】にもこの名みゆ、今は名のみにていつの頃よりか御家人の屋敷となれり、【改撰江戸志】案に御家人屋鋪と成しと云は誤れり、今も天神門前町間の小路を里俗植木町と稱す、

（魯國昌平鄉に名とる）

湯島坂

湯島坂は明神の前より東へ下るの坂なり、則湯島壹丁目なり、【改撰江戸志】

昌平坂

今昌平坂と稱せるは聖堂御構の東にそへる坂をいへば、こは後年その名の移りしなるべし、昔の昌平坂は寛政十年聖堂御再建の時御構の內に入しと云、【改撰江戸志】に云、【湯原日記】に、元祿三年十二月十六日、聖堂の下前後の坂を今より昌平坂と唱ふべきよし定らると見ゆ、是魯國昌平鄉になぞらへてかく名付玉ひしなり、元祿四年の聖堂圖には堂の東に添て坂あり、其所に昌平坂としるせり、しからば聖堂と鳳閣寺の間の坂なれば今の御構の內なり、今聖堂の前東の方なる坂をいふやうにも傳ゆれと誤りにや、たゞし【湯原日記】に前後の坂といふによれば、こゝも昌平坂といひしにやと、

（大超坂）

妻戀坂

妻戀坂は妻戀稻荷社の前なる坂なり、又大超坂とも云よし、或は大長ともかけり、或人云、妻戀の細道の坂は享保の頃東湖和尙の築きたりしと云、【改撰江戸志】又此邊に妻戀橋妻戀野などいへる古跡あるよし【江戸志】等に辯したれど、皆牽强と覺しき說なれば略して載せず

芥坂

芥坂は妻戀坂の中腹より北へ通る小坂なり、その邊芥を捨る處なれば里俗呼名となせり、

中坂

中坂は妻戀坂と天神石坂との間なれば呼名とすといふ、此坂を下れは下谷長者町の方への直路なり、

（天神石坂下通）

天神石坂

天神石坂は中坂の北にあり、こは社地通用の爲の坂なれど、本鄉の方より上野廣小路邊への往來となれり、石階□□あり、此坂下より廣小路の方への直路を天神石坂下通りと呼び、その邊の武家地をもしか稱せり

切通

切通は天神社と根生院との間の坂なり、是後年往來を開きし所なればいふなるべし、本鄉三、四丁目の間よ

り池の端、仲町へ達する便道なり、
屋鋪地名幷里俗小名町名坂名等を以て呼名とするものは略す
手代町　中坂の南の方をいふ、
植木町横町　元植木町ありし時の横町なり、天神ゟ西に當れり、
樹木谷　三丁目の横小路をいふ、

以上丁亥編次

御府内備考巻之二十九終

御府内備考巻之三十

湯島之二

湯島壹丁目

一町名起立の譯、年代聢と相分り不申候得共、往古武州豐島郡峽田領芝崎村（峽田領芝崎村）の由申傳候、其後追々町並に相成町屋取建候儀に可有之候得共、何年何月中町御奉行所え相願新規町屋に相成候や、書留等無御座相分り不申候、

一湯島と唱候儀は往古湯島天神近邊にて溫泉湧出候所有之、右の邊を私名に湯島と相唱居候處、自然と此邊を私名に湯島と相唱候樣相成、夫ゟ湯島鄕抔と相唱候由、其後年月不知町屋に相成候に付右私名相用湯島と相唱、壹丁目ゟ六丁目迄六ケ町に相分、尤當町の儀は御城ゟ北えに付壹丁目と相唱、六ケ町共兩側町屋に候處、兩側は天和三戌年十二月廿八日不殘致類燒、翌四亥年十一月中壹丁目ゟ五丁目中程迄子細不相分御用地（溫泉涌出地）に被召上、神田明神下只今の金澤町幷內神田邊町々之內え割込代地被下置、且亦北側町屋は元祿十六未年十一月中不殘致類燒、其節南側同樣御用地に被召上、代地の儀は翌寶永元申年九月中柳原土手下幷內神田町に麴町山本町えも割込に代地被下置、右代地の內柳原土手內の儀は町名豐島町と其節ゟ相唱申候、然る所右跡明地の處元祿二巳年中聖堂御建立後、寶永七寅年十一月中町內の儀は御拂地に相成、又は拜領地にも被仰付、尤其節本鄕六町目の內松平加賀守樣御守殿御門道に被召上候地所の代地にも相渡り、兩側町屋に相成候處、右の通以前湯島臺丁目立跡に付右にならひ湯島壹丁目と町名唱候由、其後尙亦寛政十午年聖堂御再建の節、町內北側神田明神表門前町續の方八拾三坪餘御用地に被召上、右爲代地昌平橋下明地幷道敷にて五拾四坪被下置候、

一町內南側表間口京間五拾貳間、裏幅長延五拾貳間余、裏行南北東の方京間拾三間、西の方同貳拾間、但地形出入多有之候間大略相記申候、北側表間口長延京間八拾八間余、裏幅折廻り九拾七間餘、裏行南北東の方京間九間餘、西の方同八間但右同斷

一四隣東の方神田明神下御賄手代組屋敷、同所御臺所町、西の方往還隔聖堂搆、南の方湯島橫町、北の方神田明神表門前町、

一湯島通り往還道幅六間五尺余、尤往古ゟ日光御社參の節は御成、還御共御道筋に相成申候、
　但當町より川口宿渡船場迄道法凡三里程に御座候、

一自身番　間口九尺、裏行四間半、
右は正德元卯年七月中御願濟にて當時聖堂御構內、以前は元和人參座長谷川安淸拜借床見世地角に建置候處寛政十午年聖堂御再建に付引拂被仰渡、同十二申年小田切土佐守樣御勤役中御願申上、當時の場所往還橫町入口え相建申候、

一拜領町屋鋪九拾九坪余、　御醫師　堀本一甫
一拜領添地貳拾七坪餘、　右同人
右往古は御繪師狩野春賀拜領地に御座候處、寶曆元未年十二月中仔細不知右地所上ケ地に相成、同二申年四月中拜領仕候由、尤委敷書物致燒失相分不申候、

一拜領町屋敷三百四拾三坪　元吳服師　三喜長左衞門
右は先祖三喜長左衞門儀貞享二丑年中ゟ櫻田御殿御召吳服御用相勤、元祿年中ゟ御目見仕罷在候處、御同所え御成被仰出、其節御用金拾萬兩奉差上候に付其段達上聞、爲御褒美御銀被下置、其後寶永三戌年正月元日御本丸え御目見被仰付、其後月並の御目見も仕、其後

御本丸御召呉服幷御進獻御用等相勤、無滯相勤罷在候に付、同七寅年中町御奉行丹羽遠江守様御掛りにて、本町貳丁目の内にて坪數貳百四坪六合七夕の地所幷前書町屋敷共都合貳ケ所拜領被仰付、其後享保三戌年御納戸御人減に付御呉服御用方御免被仰付、右長左衞門御目見は其身一代限り、拜領町屋敷は其儘被下置所持仕罷在候、

但當人は當時本銀町四丁目家主平八地内へ住居仕候

一湯島坂　高貳丈八尺、幅六間五尺餘、上り七拾貳間半、右は湯島壹丁目往還故湯島坂と唱來候由申傳候、

一昌平坂　高貳丈四尺、幅四間四尺、上り貳拾七間、此坂以前は無名に御座候處、昌平坂と申候譯は以前神田明神向聖堂脇坂を昌平坂と唱候處、寛政十午年中聖堂御再建の節右坂御圍込に相成候に付、其砌ゟ此坂を昌平坂と相唱申候、

（坂名由來）

一御褒美鳥目拾貫文　家主利右衞門店　兵左衞門養子　柄卷職定藏　（孝子定藏）

右定藏儀養父え孝心を盡候段達御聽、享和元年酉四月十九日町御奉行小田切土佐守様御番所え被召出、爲御褒美鳥目拾貫文被下置候、尤其節右御組隱密廻りの衆え始末書上左の通、

右兵左衞門儀年來湯島四丁目儀兵衞店研職渡世仕、出入屋鋪等も有之、弟子幷男女等も召仕居候處、妻病死いたし悴三人御座候處、三人共是亦致病死、身上不如意に相成取續兼候に付身上仕舞、五ヶ年以前己年六月中右利右衞門店え引移り獨身にて裏家に罷在候得共、老衰仕職分も相成兼候に付、四ヶ年己前午年十月中定藏と申もの致養子、右同人儀は年來下谷永富町代地御柄卷師小島玄仲方に奉公仕罷在、右主人方も首尾能暇取夫ゟ右兵左衞門方え養子に罷越、則柄卷職渡世仕、養父兵左衞門儀平日短氣に　其上我儘成者に御座候得共、至而大切に養育いたし候所、去々未年夏中ゟ兵左衞門儀中症相煩打臥罷在候に付猶以大切に養育いたし、服藥等無怠爲致、平日不如意の者に御座候得共病人望の食物を拵、勿論酒好故毎日少ゝ宛調爲給、且又

湯島一丁目　家主利右衞門店　兵左衞門　酉七十六歳
兵左衞門養子　定藏　酉三十二歳
定藏妻　ふゆ　酉二十八歳

兩便等の節達而雪隱え可參由申候に付、雪隱内え横に木を打付取つかせ、定藏儀も俱に這入候て抱き居、夜分抔は妻ふゆも外に提灯を持居、其うへ病中臀氣にも可有之と鉢植抔枕元え差置、折ゝは脊負候て表店家主利右衞門見せえ連參り、往來を見せ候て心を慰養生爲致候義に御座候、且妻ふゆ義は同年十一月中呼迎、同人儀も至て柔和にて夫と俱に晝夜の無差別付添看病いたし、尤妻義嫁參り候節は相應に衣類等は持參候得共、養父病中入用に追ゝ不殘賣拂、誠に兩人とも輕き者には珍敷孝心奇特成者の由、同店幷近所のもの共取沙汰仕候に付密に相調申上候以上、

酉二月

湯島町名主　六左衞門
後見　彌兵衞
同町家主利右衞門店　淺五郎事　大工職長　次郎

一御褒美鳥目拾貫文　（孝子長次郎）

右長次郎儀實母え孝心を盡候段達御聽、享和貳戌年八月十三日町御奉行根岸肥前守様御番所ゟ被召出、爲御褒美鳥目拾貫文被下置候、尤其節右御組隱密廻の衆え始末書上左の通、

湯島壹丁目　家主利右衞門店　淺五郎事　大工職長　次郎　戌三十八歳
實母　き　戌六十四歳
養女　よ　の　ふ　戌十一歳

右長次郎儀湯島三組町出生にて、父は長四郎と申剃槇渡世仕罷在候處、拾七ヶ年以前五月中病死仕候、然る處長次郎儀父存命の内、拾三歳の節ゟ其身住居家主源兵衞方え弟子奉公に參り居、拾九歳の春暇取、大工渡世仕兩親を養育いたし罷在候處、貳拾壹歳の年父長四郎相果候由、其後神田明神下同朋町庄兵衞店え引越、夫ゟ去る申年四月中當町仁兵衞店え參り、又候去酉年四月中旬當店え引移右職業仕罷在候、平日至而實體にて家業出精いたし候に付出入御屋敷等も有之、然處妻儀は四ヶ年以前未年八月中病死いたし、其砌ゟ母兩人暮に相成候處、長次郎家業に出候得ば買物等に出候儀も不自由にて有之と存、去酉七月中從弟女のぶを養娘にもらひ請候に付少ゝ宛は母の手助にも相成、勿論右長次郎義者毎朝未明ゟ起き食事等拵母娘え爲給、自分は跡にて食事いたし、釜元等取片付夫ゟ職業に罷出、

相歸り候得ば母の機嫌を相尋、母きよ儀は酒好に付日日酒調爲給大切に養育いたし候由、尤後妻呼迎候樣懇意の者相勸候得共、母儀生得短氣成氣質故、若母の機嫌損候ては不宜と存今以無妻に罷在、且亦同店に定藏と申者有之、同人妻儀去酉六月中出產いたし候處、一向乳出不申候に付右長次郎儀氣の毒に存、渡世ゟ相歸り夜分に相成候得ば右小兒を抱き自分懇意の者方え罷越貰乳いたし遣り候儀度〻有之候に付、旁奇特成もの〻由同店近邊の者共取沙汰仕候

但明神下同朋町庄兵衞店幷湯島壹丁目仁兵衞店へ罷在候節も、前文の通大切に養育仕候由に御座候、右密〻取調申上候以上、

戌八月　　湯島壹丁目名主六　右衞門

一鳳閣寺跡

右は京都三寶院末觸頭にて、延享三寅年九月廿八日、湯島聖堂脇南の方河岸通り明地の內にて千坪寺院に相渡候處、寛政十午年聖堂御再建の節御用地に被召上、爲代地元坪の通り靑山において靑山大膳亮樣上地割殘地の內にて相渡り、御手當金百貳拾兩被下置候由に御座候

一浪人三宅伴左衞門拜借的場跡

右は聖堂脇昌平坂南の方明地內にて、長六拾間、幅八間之地所　享保十二未年八月三日委細不知的場に拜借被仰付候處、前書同樣寛政十午年中御用地に被召上、代地は不被下置候、尤右伴左衞門儀は東叡山御領入谷村に其節罷在、寺社御奉行樣御支配の由に御座候、

一和人參座拜借製所

右元和人參座長谷川安淸と申者起立不相知、湯島聖堂脇南の方明地內にて百六拾貳坪七合餘の所拜借いたし和人參相製候處御停止被仰付、享保五子年十月中神田明神下御臺所町藤七店淸太郎儀、幅壹間に長貳拾八間の處床見せ地に拜借いたし助成に仕罷在候處、寛政十午年前書の通明地床見世地共被召上、代地は不被下置候、

（和人參製造）

一龜有町跡

右は東叡山末覺樹王院、延享四卯年七月中湯島貳丁目立跡北側明地內にて寺地に相渡り候處、明和九辰年二月中類燒後、右寺は本所猿江え引移候得共、地所の儀は同寺持にて跡地八百拾三坪餘の處新規町屋に相願、安永二巳年八月十二日願の通町屋に被仰付、其節ゟ湯島龜有町と町名相唱候處、前書同樣寛政十午年中御用地に被召上、麴町平河町續明地の內にて代地被下置候

一明地植木溜跡

右は龜有町八兵衞店善右衞門儀、子細不相分元祿の頃ゟ間口六間餘、裏行拾四間餘の處御願、植木溜地にいたし居候處、前書同樣寛政十午年中御用地に被召上、代地は不被下置候、

一植木溜續北の角明地跡

右は年代不相分、神田明神西町御預り地にて、間數の儀者間口五間餘に裏行拾五間餘の所、前書同樣寛政十午年御用地に被召上、代地の儀者不被下置候、右覺樹王院寺地に相成不申以前は、右の邊に御藥園有之候哉申傳も御座候得共、年古き事故申傳而已にて聢と相分兼申候、

右羅々は町內持場所の儀には無御座候得共、最寄の儀に付書上申候、

一千川上水跡

右は安永九子年中、町內往還に長八拾間五尺三寸五分程往來中程に埋中樋懸渡し有之、湯島橫町境三ツ角往來中程に中桝壹ケ所有之候所、天明七未年四月中、御差止に相成候節取潰し埋立申候、

一湯島貳丁目の儀は天和三戌年十二月中、御用地に被召上候に付當時貳丁目名目無之御座候、

（二丁目は御用地）

湯島三丁目

以上丁亥書上

一町名起立の譯年代聢と相分不申候得共、同町壹丁目申上候通往古は武州豐島郡峽田領芝崎村に御座候處、追追町屋に相成、湯島六ケ町に相分候節三丁目に相當候に付、則湯島三丁目と相唱申候處、元祿十六未年十一月中、子細不知御用地に被召上、代地の儀は翌寶永元申年九月中、柳原土手下內神田邊にて代地被下置、右代地の儀は只今の豐島町に御座候、則豐島町の譯は湯島壹丁目ゟ申上候通り、其外麴町四丁目、同所六丁目、橋本町壹丁目、同貳丁目、岩井町右町〻え割込代地被下置候由、其後寶永八卯年三月中、右明地の內當町下に申上候治右衞門、久左衞門兩人の者え拜領地に被下置候處、以前湯島三丁目立跡に付則古名相唱申候、然る處寛政十午年聖堂御再建に付町內表通り上地被仰付昌平橋外明地にて右代地被下置候、

（當町來歷）

（代地は豐島町）

一町內東西表間口京間拾八間半、南北裏行東の方拾參間半西の方拾參間、

但片側町に御座候、

一四隣　東北の方杉浦房次郎樣御屋敷、西の方往還隔小林七三郎樣御屋鋪、南の方聖堂御構、

一湯島通り往還道幅拾三間、往古ゟ日光

御社參の節御成還御共御道筋に相成申候、

一拜領町屋鋪百貳拾坪餘　御賄頭支配御酢御用達　鳥居次右衛門

右は寶永八卯年三月先祖治右衛門拜領仕候、尤數代相替書物等致燒失候由にて、御用達に相成候由緒都て委敷儀相分不申候得共、苗字の儀は往古ゟ相名乗候由に御座候、尤次右衛門儀は神田三河町に罷在候、

一拜領町屋敷百拾七坪餘　御賄頭支配　御鰯御用達　兼　吉

右は寶永八卯年三月先祖久右衛門拜領仕候、右兩人拜領屋敷の儀寛政十午年中聖堂御再建の節、貳ケ所共表の方六間通り御用地に被召上、昌平橋外明地道敷の内にて五拾五坪三合八夕代地被下置候、只今以所持仕候、

一千川上水跡

右安永九子年、町内往還に長拾八間三尺程往還中程に埋中樋掛渡有之候處、天明七未年四月中、御差止めに相成候節取潰し埋立申候、其外委細の儀相分り不申候

一御褒美鳥目拾貫文　名主　治郎兵衛

右治郎兵衛儀祖母え孝心を盡候段達御聽、享和元酉年十一月廿一日、町御奉行小田切土佐守様御番所え被召出、爲御褒美鳥目拾貫文被下置候、尤其節隱密廻りの衆え始末書上左の通に御座候、

湯島三丁目家主　治郎兵衛　酉三拾四歳

祖母は　つ　酉八十八歳

（孝子次郎兵衛）

右治郎兵衛儀當住所出生にて、親次郎兵衛儀も家主役いたし罷在候處、兩親共當次郎兵衛幼年の節相果候に付、同人成長いたし候迄はつ儀身上取賄、水油并乾物商賣致居候處、次郎兵衛成人いたし家主相勤罷在候得共、親ゟ大借に有之、追々不如意に相成、建家并商物等賣拂、去る卯年中裏家え引込申候、然る處同人儀幼年の節より素讀無怠稽古いたし、只今以時々聖堂へ講釋伺に罷出、一體正道成者にて平日身持宜、祖母初を大切に養育いたし、勿論右はつ儀老年故兩足不自由に付宅を漸歩行候迄にて、右次郎兵衛儀早朝より起候て朝飯并祖母の好物の菜を拵置、起候得ば手洗の湯を汲遣し、朝飯仕舞候得ば次郎兵衛儀祖母の髪を結ひ遣、且又兩便等の節雪隱え可參旨申候に付晝夜に不限抱候て雪隱え參り、自分も内え這入抱き居世話いたし遣候様仕、尤行事に相當り町内番屋え詰居候節は隣の者え

心付吳候様相願置、食事時兩便等可致時分を相考、外家主替合賴置、宅え相歸り手當いたし早々番屋え相詰候様仕、共上はつ着し居候肌着等時々自分にて洗濯いたし遣し候に付、妻を呼迎ひ候様はつ并懇意の者達て勸候得共、若祖母えの當り惡敷候ては不宜と申辭退致今以無妻にて罷在、萬事心付祖母え孝養を盡候に付、奇特成者の由店の者并近邊にても取沙汰仕候儀に御座候、右御尋に付密々相調申上候以上、

酉九月　湯島町　名主六右衛門　後見　彌兵衛

一町内東の方杉浦房次郎様御屋鋪の内、表の方以前は植木溜にて居町不知辨之助と申者御預り地に候處、天明六午年三月中右御屋敷ゟ御願被成、裏の方五百坪程上納に相成、表の方右植木溜地と右裏坪丈替地に相渡り表通御屋敷に相成候處、寛政十午年中聖堂御再建の節、表六間通り切地御用地に被召上、右代地は裏の方三組町續拜領屋敷地尻にて被下置候、尤町内持には無御座候得共最寄の儀に付書上申候、

關東陰陽師觸頭　藪兵庫配下　陰陽師　大喜多志津摩

一　右町内惣助店に罷在候、

以上丁亥書上

湯島四丁目分　馬場屋鋪的場屋鋪

一町名起立の儀年代詳と相分り不申候得共、往古者武州豐島郡峽田領芝崎村と申傳候、其後追々町並に相成、湯島壹丁目ゟ申上候通り湯島六ケ町に相分り候節、當所四丁目と相定候由申傳候得共、何頃町御奉行所え相願新規町屋に相成候哉、書留等無御座相分り不申候、然る處天和三亥年中子細不知御用地に被召上、替地の儀者當時の橋本町壹丁目同所二丁目、麹町山本町、神田金澤町の内にて被下置、其後貞享元子年五月中、右明地の内にて湯島馬場守貳人、的場守二人新規拜領町屋鋪に相成、馬場屋敷的場屋敷と相唱候得共、四丁目立跡の事故町名は矢張湯島四丁目と唱來申候、

（馬場屋敷的場屋敷）

右町家持　馬場守

一拜領町屋鋪　表間口京間拾參間五尺五寸、裏行同斷、　六右衛門

此坪百九拾七坪七合、

同　同

一拜領町屋鋪　表間口京間拾參間五尺五寸、裏行同斷、　佐平次

此坪百九拾七坪七合、

右兩人御預馬場の儀者貞享元子年御普請方御役所御掛りにて出來致候處、其砌奈良屋市右衞門方にて所古き町人御尋御吟味の上、同年五月廿九日六右衞門先祖、六右衞門、佐平次先祖久兵衞兩人被相呼、町御奉行北條安房守様え可罷出旨被仰渡則罷出候處、湯島新御馬場守役被仰付、其上湯島四丁目にて前書の通町屋敷兩人え拜領被仰付、同六月三日御馬場惣構并拜領屋敷とも御役人衆中御立合にて御渡被下置候、尤馬場内井戸番屋新規修復共御入用を以出來致、番人給金の儀も年〻町年寄方ゟ請取候處、元祿二巳年六月中馬場南の方隅有之候菜園場御預被下置助成に相成候間、寶永二酉年中ゟ馬場修復、番屋二ヶ所新規修復、堀井戸壹ヶ所、番人給金諸入用并捨物倒者其外非常の儀御座候節馬場守御入用を以相勤申候處、其後右菜園場御武家方え追〻不殘相渡、外助成無御座候得共、爲冥加馬場諸入用とも引續馬場守共差出相勤罷在候、勿論馬場外構小破の分は兩人方にて取繕候得共、大破の節并土手サクリ射梁修復等の節は馬御稽古の御方にて是迄御取繕有之候、

一右馬場守の儀は最初ゟ町方御支配にて、馬場守共繼目の儀は町年寄方え相願、御奉行様え御伺の上にて被仰付候旨被仰渡、并正月七日兩御奉行様え年頭御禮に罷出、御奉行所様御役付の節も御目見仕候、尤兩人も古來ゟ繼上下にて相勤申候、

一右六左衞門先祖の儀は山本氏にて、往古村方にて有之候節ゟ住居仕、唯今湯島壹丁目に相成候場所の邊に罷在、商家にて萬屋と申所古き町人の由申傳候、然る處貞享二年先祖六右衞門名主役に罷成、當時迄七代相勤罷在候、尤武器系圖古書物等所持不仕候、

一右佐平次先祖の儀者六右衞門同様往古村方にて井上氏と申、其後唯今の湯島五丁目に住居罷在、大和屋久兵衞と申商家の由申傳候、尤武器系圖古書物等無御座候、

一拜領町屋鋪表間口京間拾壹間五寸、裏行同拾參間五尺五寸、　右町家持的場守　彌兵衞

此坪百五拾三坪三合七夕五才、

一拜領町屋鋪表間口京間拾壹間五寸、裏行同拾參間五尺五寸、　同　權三郎

此坪百五拾三坪三合七夕五才、　同

右兩人御預的場の儀者、拜領地面裏續にて幅六間に長拾二間の的場、貞享元子年中新規出來致、同五月中町御奉行北條安房守様甲斐庄飛彈守様御勤役の節彌兵衞先祖久兵衞、權三郎先祖榮助被召出御的場守役被仰付、湯島四丁目にて町屋敷拜領被仰付候に付、的場惣圍射梁矢取小屋射前并敷物、湯茶其外諸入用共右兩人方にて差出相勤來申候、尤先祖系圖由緒等委細起立の儀は兩人共數代相替、先年書留等燒失仕候に付曾て相分不申候得共、先祖ゟ彌兵衞は近藤氏、權三郎儀黑川氏と苗字相付居候、

一右兩人の儀も町方御支配にて繼目御願、其外共馬場守同様に御座候、

一湯島町の儀者古町の事に付、名主六右衞門儀古來ゟ毎年正月三日三本入臺付扇子箱獻上、御城え年頭に罷出御通懸御目通にて御禮申上候、尤當時は西御丸様獻上扇子箱も

御本丸え獻上致、同様御通懸御目見仕候、

一町内惣間口東西四拾九間貳尺、裏幅同斷、南北裏行東の方拾三間五尺五寸西の方同斷

但片側町に御座候、

一四隣　東の方久世左京様御屋敷、西の方往還隔湯島五丁目、南の方上倉波次郎様御屋敷、平岡與右衞門様御屋敷、堀江龜之助殿屋鋪、北の方往還隔稲葉龜吉様御屋敷、川崎久米次郎様御屋敷、圓滿寺、

一當町内往還道幅八間往古ゟ日光御成道に相成申候、

以上丁亥書上

湯島五丁目

一町名起立の譯并草創人年代疑と相分り不申候得共、湯島壹丁目にて申上候通武州豐島郡峽田領芝崎村に御座候處、追〻町屋に相成、湯島町六ヶ町に相分り候節、五丁目に相當り候に付則湯島五丁目と相唱ふ、間口九拾七間四尺六寸七分の町内に御座候處、天和三亥年中當町辰巳の方にて、五拾四間四尺壹寸貳分の所御用地に被召上、全當時の形に相成申候、右代地の儀は左に申上候、尤町御奉行御支配沽券町屋に相成候年代等、相調候處相分り不申候得共、當町の儀者古町の儀に付町中ゟ獻上の御樽并熨斗割合銀年〻町年寄役所え差出、臨時御祝儀御能の節は町内家持共古來ゟ拜見被仰付候、御用地に被召上代地被下御箇所左の通、

一京間拾壹間四尺四寸　元岩井町壹丁目

一同　拾四間貳尺　同所貳丁目

一同　拾壹間　柳原岩井町

一同　拾三間六尺　橋本町壹丁目

一同　三間　龜井町

一同　三間四尺八寸　　大和町
右の通代地被下置、右町〻の内え割込に相成申候、
一町内南側東西間口京間拾八間、裏幅貳拾貳間、南北裏行京間貳拾間、
一同北側　東西間口京間貳拾貳間、裏幅同斷、南北裏行京間貳拾間、
一四隣　東の方往還隔圓滿寺、湯島四丁目、西の方湯島六丁目、南の方往還隔定火消御役屋敷、堀江龜之助殿屋敷、北の方往還隔前田又吉様御屋敷、
一町内南の方片側町を里俗ゑり片町と唱申候、右は向側定火消御役屋敷與力衆一圓住居被致候に付、里俗與力片町と唱來候處、いつとなく略語に相成ゑり片町と唱來申候、
一自身番屋　間口貳間、奥行壹間半、
右先年ゑ町内往還北側木戸際に建有之候、尤願濟年月等は書留燒失仕相分り不申候、
一床番居　間口一間半、奥行三尺餘、
右先年ゑ町内南側木戸際に建有之候、尤寛永年中御願濟の由申傳候得共、是又書留等燒失仕疑と相分り不申候、
一當町内往古ゑ日光御成道に相成申候、

（えり片町）

一千川上水跡
右安永九子年町内往還長二拾二間程往來中程に埋中樋懸渡有之、湯島四丁目境四ツ角往來中程に中桝壹ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰し埋立申候、
一源空寺跡
右源空寺跡は町内北側町家の邊の由申傳、凡壹町四方の寺有之候由、明暦年中江戸大火事にて燒失仕、其後子細不知、淺草當時之所え引移候由に而委敷儀は相分り不申候、

以上丁亥書上

湯島六町目

一町名起立の譯并草創人年代疑と相分不申候得共、湯島壹丁目にて申上候通往古は武州豐島郡峽田領芝崎村に御座候處、追々町屋に相成湯島町六ケ町に相分候節、六町目に相當候に付則湯島六町目と相唱申候、尤町御奉行御支配沽券町屋に相成候儀、年代取調候處相分不申候得共、當町の儀は古町に付町中ゑ献上の御樽并熨斗割合銀年々町年寄役所え差出申候、臨時御祝儀御能の節は町内家持共古來ゑ拜見被仰付候、
一町内南側　東西間口京間六拾五間半餘、裏幅同七拾六

間半、南北裏行　東の方同十八間餘、西の方同三間半、
一同北側　東西間口同六拾六間餘、裏幅同七拾間半餘、南北裏行　東の方同貳拾壹間、西の方同貳拾間、
一四隣　東の方湯島五丁目、往還隔前田又吉様御屋鋪、西の方本郷壹町目、同所竹町、同所同朋町、南の方湯島五丁目、往還隔定御火消役屋敷、北の方本郷金助町同所春木町壹丁目、本郷壹丁目、

（拜領屋鋪）

一拜領町屋鋪六拾壹坪餘　　西丸御徒目付　近藤新吉
右寛文五巳年中、先祖近藤七兵衛拜領仕候、
一同三拾四坪餘　　紅葉山御靈屋附御掃除役　城田八五郎
右天和三亥年四月中、先祖城田仁右衛門拜領仕候、
一同百七坪餘　　御代官杉庄兵衛手附　園部金左衛門
右寶永四亥年中、小普請赤堀平右衛門拜領地面の所、仔細不知上ヶ地に相成、寶暦七丑年中、右金左衛門先祖園部源左衛門拜領仕候、
一拜領町屋鋪七拾六坪餘　　御腰物奉行支配　御御金物御用達　御七寶御用達　平田彦四郎
右寶暦二申年中、先祖平田彦四郎拜領仕候、

（子安婆々）

一同　百三拾八坪餘　　町人　市兵衛
右市兵衛先祖子安婆〻と申取上渡世仕罷在候處、寶永四亥年七月十日　西御丸様え被召出、　家千代様御誕生御取上御用被爲　仰付候旨、御役名不相知米澤周防守様、松前伊豆守様大島肥前守様御列座に而被仰渡、御取上御用無滯相勤候に付、同十一月四日猶又御同所え被召出、右御用出精相勤候爲御褒美右之通の地所拜領被仰渡、尤子安婆一代にて取上げ渡世の儀は相止候得共、代〻拜領罷在候、
一町内南の方片側町をゑり片町と唱申候、右は向側定御火消御役屋敷與力衆一圓致住居候に付、里俗に與力片町と唱來候處、いつとなく略語に相成ゑり片町と唱來申候、
一當町内往古ゑ日光御成道に相成申候、
一自身番屋　間口九尺、奥行三間、
右以前は町並にて西側中程に有之候處、文化四卯年中小田切土佐守様御勤役中御願申上、當時の場所東の方横町角往還え引相建申候
但右自身番屋屋根上に火の見半鐘有之候半鐘の儀は天正十一癸未二月鑄之、と銘有之候、右は文政六未

（天正鑄）

造の半鐘）

年四月中通油町伊勢屋長兵衛と申者方にて買受候儀にて、以前の儀は相分り不申候、

一千川上水跡

右安永九子年町内往還本郷一町目境ゟ湯島五町目境迄、凡長六拾八間餘往還に埋中樋懸渡し有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰埋立申候、

關東陰陽師觸頭
鍛兵庫配下陰陽師
大西一氣

右は町内嘉右衛門店に罷在候、

以上丁亥書上

湯島横町

（長福寺跡）

一町名起立の儀、年代詳と相分り不申候得共、往古は武州豐島郡峽田領芝崎村の由申傳、尤町内北の方角當時深川島田町家持清吉弟駿平所持の地面、往古は淨土宗天然山長福寺と申寺有之、明暦三酉年中江戸大火事有之燒失仕候に付、翌萬治元戊年右寺は淺草新寺町え引移り、跡地所は同寺持にて則同寺ゟ町屋に致度段相願候に付願の通被仰付、年月は相知不申候得共、其節ゟ町屋に相成、其後元祿十二卯年中伊勢町家持四郎右衛門方え賣渡し、夫ゟ追〻年月不相知地主代替、五郎兵衛と申者ゟ去々酉年十二月中當地主駿平儀買請所持致候儀に御座候、尤往古者右地主計住居仕、湯島壹丁目續故湯島壹丁目横町と唱候由にて、其外の地所其頃は明地松原等の由、元祿寶永の頃拜領地又は本所邊の代地に相渡候に付、右長福寺跡地面と組合、湯島横町と町名唱候由申傳に御座候、右に付臨時御祝儀御能被爲在候節は駿平地所斗古町の部に入、往古ゟ五人宛拜見被仰付候、

（大横町）

一町内之儀は以前町屋敷稀に御座候て廣大成横町故、里俗大横町と唱來候、其後追〻建込候ても古を存じ、里俗大横町と申哉に被存候、

一町内東側南北東の方京間五拾八間餘、西の方同四拾三間半餘、東西南の方京間貳拾七間半、北の方同京間貳拾間半、西の方同貳拾六間半、中程同貳拾貳間半餘、東西南の方京間五拾間餘、北の方同拾九間餘、西側南北北の方五拾間餘、

一四隣　東の方神田旅籠町同所一丁目、二丁目、西の方聖堂御構、南の方神田川、北の方湯島壹丁目、神田明神下御臺所町、

一自身番屋附髮結床間口三間半、裏行三間半、

右當町昌平橋際に有之候、先年は町並自身番にて地主狩野春笑地面内有之候處、勝手に付享保二十卯年閏三月中大岡越前守様御勤役の節御願申上、當時の場所え引相建申候、尤自身番屋壹棟の内、艮の方角に右髮結床先年ゟ有之候處、起立相分り不申候、

一湯島通往還道幅八間、往古ゟ日光御社參の節は御成還御共御道筋に相成申候、

一床番屋間口貳間、奥行一間半、

右當町河岸通聖堂境に有之候、寛政十午年七月中小田切土佐守様御勤役中御願申上、冬春夜番〻切町内見守取締の爲相建申候、

一沽券地貳百貳坪餘　源兵衛持

右地面當町の内に有之候、往古御能役者春藤源七儀元祿三戌年中拜領仕候處、其後年月不知、地面相對替致し沽券町屋に相成、當時右源兵衛所持仕罷在候、

一同　百拾七坪餘　源四郎持

右地面當町の内に有之候、御繪師狩野春笑儀寶永二酉年中拜領仕候處、其後年月不知、地面相對替致し沽券町屋に相成、當時右源四郎所持仕罷在候、

一河岸地物揚場物置場

右河岸地の儀者往古ゟ起立不相分、槇木屋、材木屋共拜借揚場に候處、享保十三申年中神田川御切廣に付被召上候處、御普請出來之上猶又奉願、同十四酉年四月中如元揚場に拜借被仰付相用來候處、文政七申年十月中御調の上冥加金差出候様被仰付、河岸地貳百九拾三坪七合八勺の内拾九坪五合は平地に付一ヶ月銀五分宛、殘の儀はなたれ地に付一坪四分宛上納仕、尤其節ゟ河岸地先地主持に相成候儀にて、其以前は上納等無御座候、

（槇木河岸）

但右場所は重き槇木差置候に付、いつとなく槇木河岸と唱來申候、

一千川上水跡

右安永九子年中町内往還に長折廻し百五間程往來中程に埋中樋を渡有之、尤往來之内に小桝二ヶ所有之候處天明七未年四月中御差留に相成候節取潰埋立申候、

九兵衛店
喜助

一御褒美鳥目七貫文

右喜助儀舅姑を心切に世話致遣候段達御聽、寛政八辰年七月廿二日町御奉行坂部能登守様御番所え被召出、爲御褒美右の通被下置候、尤其節右御組隱察廻りの衆え始末書上左の通に御座候、

湯島横町
九兵衛店餅商賣
喜助
辰五拾九歳
同人妻
し
同三拾二歳

（孝子喜助）

同人娘　と　同八歳
同人舅　吉平　同六拾九歳
同人姑　ます　同六拾九歳

右喜助儀十ケ年以前、天明七未年中ゟ九兵衛店に罷在餅商賣いたし、當町河岸通り町屋前え荷家臺にて夕方ゟ罷出夜分商い致候、然る處九ケ年以前申年中、神田鍋町西横町久次郎店に罷在候肴賣吉平娘すて事しげを妻に呼迎候處、翌酉年右娘とり致出生候處、舅吉平儀者其日稼に棒手振にて四十二歳の節風疾相煩、其節ゟ左の足槍跂相成、其上右煩候足平日座し候儀も難相成片足投出居至て不自由に有之、殊に及老年夫婦にて營候儀も相成兼候處、聟喜助申聞候は、老年にて致渡世も捗〻敷事も有之間敷、兩人暮にては何歟に付差支も可有之間、幸娘とり致出生候に付、姑ます引取娘之養育致貰度由申、八ケ年以前酉年中ゟ吉平妻ますを喜助方え引取厄介に致置申候、然る處右吉平儀は平生到て無病故、白魚、かまぼこ、むしがれい抔買出し賣歩行候得共、極老の稼故捗取不申暮方に差支候に付、喜助方ゟ毎月五百文宛店賃の足しに遣、其外にも折〻少〻宛八ケ年の間見繼遣候に付漸〻取續罷在候處、右吉平儀去卯年二月中長病相煩難取繼候に付、同三月中同人をも喜助方え引取致藥用候得ば、無程快氣仕、夫ゟは舅姑共厄介に致勞り養育仕候、然る處喜助住居の儀は九尺貳間の裏屋にて家内五人に罷成候に付、吉平夫婦の者窮屈にも可有之と、幸隣家明き有之候に付右店借請住居を廣げ、兩人の者不自由に無之様致遣候に付、吉平夫婦の者も喜助貧窮の中にて勞り心配致呉候段、厚相心得致喜悦罷在候趣御座候、且又吉平儀致老衰候に付若途中にて怪我等致候ては不宜と存、家業には出不申候様にと喜助差留候得共、老年にて商に出候ても迚も暮方の足に相成候抔と申儀には無之候得共、達者成内は商致度と天氣の節は下げ籠にて少〻宛かまぼこ買出、馴染の得意え持來り商致候得共、纔三四拾文位ならでは賣德も無之、尤吉平儀平日酒好き故右の賣德は自分酒代に致候由に御座候　且又右喜助儀平日到て實明成者にて家業精出、家内五人暮に候得共可なりに取續居、舅姑并自分夫婦合も睦敷舅姑大切に致候に付、奇特成者の由同店の者も取汰沙仕候儀に御座候、

本文喜助儀吉平引取致世話候は去三月中ゟの儀にて纔一ケ年餘に有之、同人神田鍋町西横町に罷在候節九ケ年の間毎月錢五百文宛其外にも少〻宛見繼候得共、是以他町の事故喜助奇特の儀近邊にては存不申者多分有之候得共、同店内并家主九兵衛儀は舅姑を大切に致候段甚奇特成者の由申候儀に御座候、

右者密〻御調に付相調申上候以上、

湯島町名主
辰五月　六右衛門
後見　彌兵衛

（町名由來）

一當町河岸通湯島壹丁目南側町屋の邊壹圓、往古松原に付松原町と唱候由申傳に御座候、

以上丁亥書上

神田明神下同朋町

一町名起立の儀者相分り兼候得共、武州豐島郡峡田領の内芝崎村と申傳、往古者寺地に有之候由、明暦三酉年中大火之節一圓類燒仕、右寺引地に相成候由申傳候、右引跡并寺號等相知れ不申候、同四戌年三月中御坊主方拜領地面に被下置、其後寛文十二子年中町家取建申度段拜領主ゟ相願、願の通被仰付家作仕、夫ゟ町方御支配に相成申候、町名の儀者坊主衆拜領地に付其砌ゟ同朋町と相唱候由申傳候、尤右拜領地主役替又は地面相對替有之候得共、多分御坊主方入替候儀に御座候、且又町内の内奥醫師山崎宗運、御畳手代山崎傳右衛門右兩人入交り有之候得共右譯相分り不申候、乍去先年相對替被致候儀も有可御座哉と奉存候、

一町内表通片側にて南北へ間口五拾四間餘、裏幅四拾七間半餘、東西え裏行南の方貳拾一間半、北の方拾六間餘、
同裏通片側にて南北え間口五拾五間半餘、裏幅五拾四間半餘、東西え裏行南の方貳拾貳間半、北の方拾六間半餘、
一四隣　東の方往還を隔芦野中務様御屋敷、橋本喜八郎様御屋敷、御普請方杉浦清太郎様御屋敷、西の方神田明神社地、南の方神田明神裏門前、北の方内藤豐後守様御屋敷、

（拜領地）

一拜領地面左の通
一拜領町屋敷七拾九坪餘　西丸表坊主　山口榮立
右明暦四戌年中先祖山口喜悦拜領仕候、
一同　八拾三坪　御本丸表坊主　竹内祐二
右明暦四戌年中先祖竹内德齋拜領仕候
一拜領町屋敷百貳拾八坪餘　御本丸表坊主　佐藤宗信
右同年先祖佐藤宗達拜領仕候、

一同　七拾七坪餘　　西丸表坊主　瀬能清賀
右同年先祖瀬能宗作拜領仕候、
一同　百貳拾八坪　　御本丸同　山内正壽
右同年先祖山内正作拜領仕候、
一同　八拾壹坪餘　　同　古屋榮壽
一同　八拾坪餘　　同　赤井冒順
一同　八拾六坪餘　　同　中川宗伯
一同　八拾四坪餘　　西丸奥坊主　中島幸久
一同　八拾貳坪餘　　御本丸表坊主組頭　山崎玄節
一同　八拾坪餘　　御疊手代　山崎傳右衞門
一同　七拾八坪餘　　御本丸表坊主　鹽野休二
一同　七拾七坪餘　　小普請別所順益
一同　八拾三坪餘　　御本丸表坊主　青柳玄意
一同　百三拾四坪餘　　御本丸表坊主　長谷川露三
一同　貳百六拾坪餘　　同奥醫師　山崎宗運
一同　百三拾五坪餘　　西丸御太鼓坊主　瀧守齋

右拾貳人の者、最初拜領仕候名前年月等相知不申候、

一拜領町屋敷百三拾坪餘　　同奥坊主組頭　田中茂庵
右年月不知奥坊主青柳宗安拜領仕候處、文化元子年十二月中地面相對替仕候、
一同　百貳拾坪餘　　紅葉山御靈屋付坊主　秋山了圓
右年月不知表坊主河野邊宗壽拜領仕候處、文化十二亥年十二月中地面相對替仕候、
一千川上水跡
右安永九子年中町内え相掛り候得共無程御差留に相成候處、右の形ち當時相見不申候、

（名主片山太郎左衞門由緒書）

一　名主　太郎右衞門
右片山氏にて太郎右衞門先祖長右衞門儀御當地にて出生仕、寛文十二子年之頃神田明神下同朋町小普請組別所道益拜領地面の内借地仕、所々御屋敷方御勝手仕送り用向相達罷在候處、同年十一月中同朋町御臺所町兩町共町方御支配に相願願の通相濟候處、其砌名主無之に付所々にて古き者爲相勤候樣申渡有之に付、右長右衞門儀は手跡も相應都て行屆候に付兩町ゟ見立名主相願、夫ゟ名主役相勤罷在候處、其後妻戀町、湯島三組

町、同所續拜領屋敷、本郷春木町壹丁目、同所同町三丁目、同所菊坂町、同所六町目續横町、神田明神下御賄手代屋敷、本郷喜福寺裏門前、右町々追々支配付に罷成、引續代々支配仕罷在候、

以上丁亥書上

（町名由來）

神田明神下御臺所町

一町内起立の儀相分り兼候得共、武州豐島郡峡田領にて芝崎村の由、後年幸龍寺萬隆寺等の寺地に相成、明暦三酉年中大火の節一圓類燒仕、右寺淺草反甫え引地に相成候由申傳、右跡同年六月中御臺所御賄方其外武家拜領地に相成、其後寛文十二子年中町家取建申度段地主銘々ゟ相願候處願の通被仰付、則家作仕町方御支配に相成申候、町名の儀は御臺所御賄方拜領地面多分に候間御臺所町と相唱來候、且右引寺名は下に申上候二ケ寺の外相知れ不申、並引地場所何方に候哉一向相知れ不申候、右町の内沽券地面四ケ所有之候得共、右沽券地の譯相分り不申候、御賄方拜領地面の儀は追ゝ上り地に相成、當時相殘候拜領地主貳人預り地主壹人有之、姓名等の儀は下に申上候、
一町内片側にて西側南北え間口六拾三間半餘、裏幅六拾七間半餘、東西え裏行南北共貳拾間、
一四隣東の方往還を隔　神田旅籠町一丁目、同金澤町、大岡小五郎樣御屋敷、西の方往還隔神田明神下御賄手代屋敷、葉山清八郎樣御屋敷、小貫彌太郎樣御屋敷、阿部金次郎樣御屋敷、南の方往還湯島横町、北の方神田明神裏門前、

（拜領地面）

一拜領地面左の通
一拜領町屋鋪貳百三拾坪　　富士見御藏藏番　喜多川三右衞門
右明暦三酉年中先祖喜多川長之助拜領仕候、
一同　五拾貳坪　　御鷹匠　小城市右衞門
右明暦三酉年中先祖小城九郎兵衞拜領仕候、
一御預り地六百三拾一坪　　御賄組頭　根岸善兵衞
右地面の儀先年御賄組頭被仰付候節、役中拜領仕候得共右組頭退役仕候得は、拜領地上り地に相成候處、年代不知追ゝ不殘上り地に相成御賄御頭持にて當時右善兵衞預り地に御座候、
一千川上水跡
右安永九子年中町内に相懸り候得共、無程御差留に相成候處、右の形ち當時相見え不申候、
一幸龍寺跡、萬隆寺跡
右二ケ寺往古當所に住居致罷在候由、明暦三酉年中大火の節類燒仕候處、右二ケ寺共淺草反甫え引地に相成

候様申傳候、尤引跡等一向相分不申候

以上丁亥書上

神田明神下御賄手代屋敷

一當所往古の儀聢と相分り不申候得共、武州豊嶋郡峡田領芝崎村の由に御座候、後年幸龍寺万隆寺等の寺地に相成、明暦三酉年中大火の節一圓類焼仕候に付、右寺浅草反甫え引地に相成候由申傳、右跡同年六月中御賄方拜領致武士地に相成候處、右地所え町屋家作相建申度段明和四亥年中南角地所南ゟ二軒目地處共二ケ所、天明元丑年中南ゟ三軒目地所一ケ所、同三卯年南ゟ四軒目地所一ケ所、右三ケ度と地主銘々ゟ相願候處、願之通被仰付、追〻町方御支配に相成申候、右町名の儀は御賄方拜領屋敷に有之、其頃ゟ追〻同様右の通相唱申候、其後右拜領地追〻上り地に相成、當時御賄組頭預りて有之、姓名末に申上候、

一町内片側にて西側南北え間口三拾貳間半、裏幅同斷、東西え裏行南の方七間、北の方二十間、

一四隣　東の方往來を隔神田明神下御臺所町、西の方湯島壹丁目、南の方湯島横町、北の方葉山清次郎様御屋敷、

一御預り地面左の通

一御預り地百四拾壹坪　　御賄組頭　根岸善兵衛

一同　百貳拾坪　　同　酒井八郎

一同　百貳拾坪　　同　渡邊小右衛門

右地面の儀先年は御賄組頭被仰付候節、役中致拜領候義にて、右組頭退役仕候得は拜領地上り地に相成候處、年代不知追〻不殘御頭持にて、當時右組頭共預り地に御座候、

以上丁亥書上

神田明神西町

（神田明神）

一當町の儀は神田明神社地の内に有之、西に當り候故神田明神西町と相唱申候、往古は武州豊島郡峡田領の由申傳候、明神社の儀者往古神田橋御門邊に有之、其後駿河臺鈴木町邊に鎮座御座候處、元和二辰年四月中當所へ引地被仰付、凡壹萬坪の地處拜領仕、右の内え町家取建申度段、其節の神主芝崎越後守寺社御奉行所え御願申上候處願の通被仰付、則御支配に相成罷在候、尤其節之書物等天明六午年出火の節焼失仕、年月等相分り不申候、寛文四辰年町御奉行所御支配に相成申候、

一町内片側町にて南北表間口六拾間、裏幅六拾貳間餘、東西裏行東の方六間半餘、西の方折廻し五拾六間、

一四隣　東の方神田明神表門前、西の方往還を隔聖堂御構、南の方湯島壹丁目、北の方杉浦房次郎様御屋鋪、

一當町先年は湯島往還裏町にて有之、南の方に猿江覺樹王院持湯島龜有町と申町屋有之、右町は往還付に有之候處、寛政十午年聖堂御再建の節右龜有町御用地に被召上、聖堂御圍込并湯島往還道敷に相成候に付、唯今の通往還付町屋に相成申候、

一當町地先き湯島通り往還の儀、先年は拾五間南の方有之候處、前書の通御圍込等に相成、唯今の通道敷付替り申候、

一當町北の方地境に凡壹丈三尺餘相廻り、高さ八九丈程の年古き銀杏木有之、右場所は杉浦房次郎様屋敷地并明神社地境のなだれの場所にて、何れの持場と申儀は聢と不相辨候得共、先年ゟ里俗化ケ銀杏と申傳候得共年古き儀に付由來聢と相分り不申候、

（化ケ銀杏）

以上丁亥書上

神田明神門前町

一當所往古は武州豊島郡峡田領に御座候處、神田明神社の儀古來は神田橋邊に有之、其後駿河臺鈴木町邊に遷座有之、元和二辰年四月當所え引地被仰付、凡一萬坪程の地所被下置候、依之右社地の内え町家取建申度段、其節の神主芝崎越後守年月不知寺社御奉行所え奉願候處、願の通被仰渡家作仕候、當町の儀は社地内にて表通り門前に有之候間、神田明神門前町と相唱申候、尤古來は明神表門通り中程に石の鳥居有之、右鳥居内町家は表門前と唱、同所ゟ外の方往還迄を明神門前町と唱申候、尤右は寺社御奉行御支配所に有之候處、寛文四辰年中町御奉行御支配に相成申候、且前書石鳥居天明六午年焼失仕候得は、唯今以跡有之地境の印に仕候、

一寛政十午年聖堂御再建の節、町内南の方表通り五拾八坪七合五勺御用地に被召上、右代地の儀は昌平橋外明地の内にて被下置候、尤委細の儀は代地の方にて可申上候、

一湯島通り往還の儀、當町地先の場所先年は當時の場所ゟ凡拾壹間程南え寄有之候處、寛政十午年聖堂御再建の節道敷右御圍込に相成、其節當町前書之通表通り御用地に被召上、右の場所え往還當時有形ちの通御付替に相成申候、

一町内南側間口拾壹間、裏幅同斷、奥行東西共三間、北側間口拾壹間、裏幅四間奥行東の方六間半、西の方折廻し六間半、但乾の方往還引込有之、

一四隣　東の方湯島壹丁目、西の方神田明神西町、南の方往來を隔聖堂御構、北の方神田明神表門前、

以上丁亥書上

神田明神表門前

一當所往古は武州豐島郡峽田領に御座候處、神田社の儀古來は神田橋邊に有之、其後駿河臺鈴木町邊に遷座有之、元和二辰年四月當所え引地被仰付、元壹萬坪程の地所被下置候、依之右社地の内え町家取建申度段、其節の神主芝崎越後守年月不知寺社御奉行所え奉願上候處、願の通被仰渡家作仕、當町の儀は社地の内にて表門通に有之候間神田明神表門前と相唱申候、尤古來は明神表門通り中程に石の鳥居有之、右鳥居外往還迄の町家は門前町と唱、同所ゟ内は明神表門前と唱申候、尤右は寺社御奉行御支配に御座候處、寛文四辰年中町御奉行御支配に相成申候、且前書石鳥居天明六午年燒失仕候得共、唯今以跡有之地境の印に仕候、

一町内東側南北え間口北ゟ東え折廻し四拾七間半、裏幅崕通三拾三間半、奥行南の方三拾三間、北の方五間半、

但艮の方出張有之、

同西側南北え間口拾貳間、裏幅同斷、奥行東西え南の方八間半、北の方同斷、

一四隣東の方阿部金次郎樣御屋敷、西の方神田明神西町、南の方湯島壹丁目、小貫彌太郎樣御屋敷、北の方明神本社、神主住居、

南の方神田明神裏門前、

一自身番屋間口壹間半、奥行三間半、

右當所ねり塀外に有之候、尤門前町と持合に仕、且御願濟の年月相知れ不申候、

一石坂　高さ四丈餘、幅貳間、

右町内東之方に有之候、明神裏門の坂にて登り拾八間、内上の方六間町内持に御座候、

以上丁亥書上

神田明神裏門前

一當所往古は武州豐島郡峽田領に御座候處、神田明神社の儀古來は神田橋邊に有之、其後駿河臺鈴木町邊に遷座有之、元和二辰年四月當所え引地被仰付、凡壹萬坪程の地所被下置候、依之右社地の内え町家取建申度段、其節の神主芝崎越後守年月不知寺社御奉行所え奉願候處、願の通被仰渡家作仕、則當町の儀は社地の内にて裏門通に有之候間、神田明神裏門前と相唱申候、尤古は寺社御奉行御支配に有之候處、寛文四辰年中町御奉行御支配に相成申候、

一町内南北え間口八間、裏幅同斷、東西え奥行三拾九間半、

但往來間數除之

一四隣東の方往來を隔大岡小太郎樣御屋敷、西の方神田明神社地、神田明神表門前、南の方阿部金次郎樣御屋敷、神田明神下御臺所町、北の方神田明神下同朋町、

一町内西の方に明神裏門え登り候石坂有之候、右は明神表門前ゟ申上候通に御座候、尤登り拾八間、内下の方拾貳間町内持に御座候、

以上丁亥書上

御府内備考巻之三十終

御府内備考巻之三十一

湯島之三

妻戀町（妻戀稲荷）

一町内起立の儀は詳と相分兼候得共、武州豐島郡峽田領の内にて湯島郷、往古寺地の内、萬治二年中御陸尺方七人大縄にて拜領仕、其後元祿九子年町家取建申度段拜領主銘々ゟ相願候處、願の通被仰付町家作仕、夫より町方御支配に相成候、町名の儀者妻戀稲荷社近邊に付其頃ゟ妻戀町と相唱候由申傳候、尤右拜領主其後役替又は地面相對替等有之候得共、矢張當時も武家拜領町屋敷に御座候、且妻戀と申地名の儀は古代の儀にて相分り不申候、

一町内東西表間口四拾四間壹尺、裏幅四拾壹間貳尺四寸、

南北裏行東十間、西八間貳尺、

但片側町に御座候、

一四隣東の方往還幷天神下手代町に通行道を隔酒井舍人

様御屋敷、西の方妻戀稲荷社地、南の方往還を隔たて三枝孫市様御屋鋪、黒田五左衛門様御屋敷、島田彈正様御屋敷、北の方湯島三組町、

一拜領町屋鋪五拾壹坪餘　田地新五郎
一同　六拾三坪餘　吉川宇平太
一同　六拾六坪餘　日谷小右衛門
一同　六拾六坪餘　西御丸御陸尺　横山斧三郎　加藤長左衛門
一同　六拾五坪餘　本目安太郎
一同　六拾四坪餘　岩瀨庄之助
一同　六拾壹坪餘

右者年月不知、最初拜領名前相知不申候得共、前書拜領主先祖銘々拜領被致候儀にも可有御座候、

一髪結床　間口貳間、裏行四間、

右髪結床最初建初め年月聢と相知不申候得共、明和五子年中町内吉川宇平太殿拜領地面に取建有之候、尤店並に付新規修復共御屆等不仕候、

一妻戀坂　幅三間程、長拾三間高壹丈餘、

右坂の儀は武家方持にて當時内藤豐後守様、島田彈正様、建部内匠様、黒田五左衛門様、酒井舍人様、三枝孫市様御掛りに御座候、右坂近邊黒田五左衛門様御屋敷と又は内藤豐後守様御屋敷の邊に往古寺名不知大超（大超坂）と申名高き和尚住居致し、明暦の大火にて類焼仕候處淺草邊え引移り候由、其砌ゟ大超坂と申候由、尤妻戀町え上候坂を自然と妻戀坂と相唱候由申傳候、

以上丁亥書上

三組町

（來由名町）

一町名起立の儀は相分不申候得共、武州豐島郡峽田領の内湯島郷と申傳候由、元和二辰年四月神君様於駿州薨御被爲遊候に付御附の御中間御小人御駕籠方江戸表え被召返候に付、同年中當所え右三組の衆大縄にて屋敷被下置、銘ゝ割渡の砌は駿河町と相唱候由申傳候、其後元祿九子年中町家相建申度段地主一同相願候處願の通相濟、三組の御家人衆拜領地故三組町と相唱候由申傳候、且亦右拜領地主の内役替又は相對替等有之候得共、他組入替候儀無御座、尤右地主の内上り地有之、當時組持に御座候、依て拜領地主姓名并委細の儀下に申上候、

一町内中央にて東西凡九十壹間餘、南北凡百十七間餘、此坪數七千七百拾六坪三合、道幅共、

但地形出入有之候間、間數詳に記兼申候、

一四隣　東の方崖下小普請方手代組屋敷、酒井舍人様御屋敷、西の方往還を隔本郷新町屋、靈雲寺、南の方往

還を隔島田彈正様御屋敷、妻戀町、湯島三組町續拜領屋敷、北の方湯島天神門前町、

（拜領屋鋪並拜領人名）

一拜領町屋鋪七百四拾四坪　西御丸小十人　畔柳助九郎
右は元和二辰年十二月中助九郎殿先祖拜領被致候、
一拜領町屋敷七十六坪餘　御玄關番　木村元右衛門
一同　五拾六坪餘　同　大塚定十郎
一同　八拾六坪餘　御金奉行　西村九郎右衛門
一同　三拾七坪餘　御臺様御廣敷添番　杉本岩太郎
一同　六拾九坪餘　御中間頭　佐藤宇藏
一同　百四拾壹坪餘　御中間　小澤文次郎
一同　六拾壹坪餘　御小人目付　荒井林之助
一同　六拾四坪餘　御中間　梶間吉太郎
一同　六拾九坪餘　同　田能村新平
一同　六拾六坪餘　同　飯田與八郎
一同　九拾坪　御中間頭　遠宮藤九郎
一同　六拾三坪　同　松永清四郎
一同　百三坪餘　御小人目付　畔柳權九郎
一同　百三坪餘　御中間　眞壁岩次郎
一同　五拾三坪餘　同　生田與四郎
一同　五拾三坪餘　同　指田新十郎
一同　貳百七十坪餘　曲淵日向守組與力　早川兼次郎
一同　六拾坪餘　御目付支配無役　川村才輔
一同　六拾坪餘　小普請佐野豐前守組　石丸銕三郎
一同　六拾坪餘　御中間　小泉瀧五郎
一同　六拾六坪餘　同　成島惣次郎
一同　六拾六坪餘　御小人目付　荒井爲三郎
一同　六拾貳坪餘　御金奉行同心組頭　伊佐新次郎
一間　六拾五坪餘　御目付支配無役　西村圓左衛門

一同	百拾八坪餘	御中間組頭 田口次郎兵衛	一同
一同	七拾三坪	御目付支配無役 神谷權平	七拾三坪餘
一同	八拾五坪餘	御中間 神谷十之丞	七拾四坪
一同	八拾七坪餘	梶間鐵之助	七拾三坪
一同	六拾五坪餘	御留守居 石川甲斐守組 加藤利兵衛	七拾三坪餘
一同	五拾九坪餘	御中間 横川瀨平	九拾三坪
一同	八拾六坪餘	同 小永井助次郎	百壹坪餘
一同	六拾五坪餘	同 安藤熊太郎	六拾五坪餘
一同	六拾三坪餘	同 小林新五郎	七拾壹坪餘
一同	貳百四拾貳坪餘	小普請 佐野隼人支配 佐野内藏輔	百拾貳坪餘
一同	八拾九坪	御駕籠の者 藤田久左衛門	六拾四坪餘
一同	七拾坪	御小人 久松吉次郎	百拾貳坪
一同	七拾坪餘	御目付支配無役 渡邊甚太夫	四拾七坪餘
一同			七拾貳坪餘

一同	七拾壹坪	二ノ丸御火の番 金子五郎吉	一同
一同	七拾三坪餘	御代官手代 山崎勤吾	八拾七坪餘
一同	七拾四坪	御小人目付 石井鎌藏	八拾五坪餘
一同	七拾三坪	御玄關番 加藤源三郎	六拾五坪餘
一同	七拾三坪餘	小普請方吟味役勘方 金井九十郎	五拾九坪餘
一同	九拾三坪	小人目付 加瀨彦市	八拾六坪餘
一同	百壹坪餘	御小人 栗島藤吉	六拾五坪餘
一同	六拾五坪餘	御旗指役 並木彦次郎	六拾三坪餘
一同	七拾壹坪餘	御目付支配無役 野村太兵衛	貳百四拾貳坪餘
一同	百拾貳坪餘	御中間 杉浦和輔	八拾九坪
一同	六拾四坪餘	同 山本大次郎	七拾坪
一同	百拾貳坪	同 津岡三之助	七拾坪餘
一同	四拾七坪餘	同 目黑長次郎	
一同	七拾貳坪餘	御掃の者頭 未次左吉	

一拜領町屋鋪六拾五坪		御旗指役 小永井惣兵衛	一同
一同	四拾八坪	同 小林新太郎	八拾七坪餘
一同	六拾八坪餘	同心 志村重次郎	八拾壹坪餘
一同	六拾八坪餘	御駕籠の者 伊佐傳五郎	六拾壹坪餘
一同	六拾八坪餘	同 鈴木助八郎	六拾坪餘
一同	八拾九坪	同 布施平左衛門	六拾壹坪餘
一同	三拾四坪餘	伊賀の者 天羽平吉	六拾壹坪餘
一同	三拾四坪餘	秋山八郎次	六拾壹坪餘
一同	六拾八坪餘	小普請 神屋豐後守組 山田才次	六拾壹坪餘
一同	六拾八坪餘	御駕籠の者 中島長兵衛	八拾九坪餘
一同	三拾四坪餘	小普請 石川民部組 山本兼五郎	五拾壹坪餘
一同	三拾四坪餘	御駕籠の者 尾崎善右衛門	五拾三坪餘
一同	七拾九坪餘	御小人目付 金子惣四郎	七拾八坪餘
御目付支配無役 黑柳藤作		御普請役 岡田左市	八拾壹坪餘
二の御丸御長屋御門番 高橋藤左衛門			六拾坪餘
御中間 川村彌三郎			六拾坪餘
同 江本初太郎			六拾坪餘
御馬御口の者 中村武右衛門			六拾壹坪餘
御中間 和田斧三郎			六拾壹坪餘
百人組同心 川村吉次郎			六拾壹坪餘
御馬御口の者 野口甚助			六拾壹坪餘
御天守下番 松永恒三郎			八拾九坪餘
御中間 眞壁忠左衛門			五拾壹坪餘
御籠中樣御待 折原勇次郎			五拾三坪餘
御小人 鳥羽甚五郎			七拾八坪餘

一同　七拾八坪餘　同　佐藤九藏
一同　七拾八坪餘　同　山川茂太夫
一同　七拾八坪餘　御代官手附　金田專次郎
一同　七拾八坪餘　御小人　吉田喜太郎
一同　七拾八坪餘　御目付支配無役　森本善吉
一同　七拾八坪餘　御小人　増山彦藏
一同　五拾三坪餘　御中間　石原安次郎
一同　七拾坪餘　同　芝沼八助
一同　百四拾三坪餘　同　猪野藤右衛門
一同　百四拾三坪餘　同　風間勝太郎
一同　百四拾三坪餘　同　望月長三郎
一同　六拾八坪餘　御駕籠の者　鈴木新八
一同　六拾五坪餘　御中間　柴田十右衛門
一同　六拾八坪餘　同　岩崎本右衛門

一拜領町屋鋪五拾八坪餘　御中間　金井清次郎
一同　六拾九坪餘　同　長坂新五郎

右九拾三人は年月不知、最初拜領名前相知不申候得共、前書拜領主の先祖銘々拜領被致候儀にも可有御座候、

一御預り地六拾七坪　御中間　加藤惣七
同　深谷市右衛門
同　加藤榮之丞

右預り地面の儀は御目付支配無役大濱甚右衛門儀出奔致候に付、寛政八辰年十一月十日右地面上り地に相成、同月十三日元組え御返地に相成候處、組持地面にて右三人當時役中引請預り地に御座候、

一御預り地四拾五坪餘　御中間　岩堀孫次郎
同　加藤惣七
同　深谷市右衛門

右預り地面の儀は御臺所番村田清四郎拜領地面に有之候處、御扶持被召放、享保二戌年七月八日右地面上り地に相成、同月廿五日元組え御返地に相成候處、引續

右組地面にて右三人當時引請預り地に御座候、

一御預り地百四拾三坪餘　御中間　風間勝太郎
同　望月長三郎

右預り地面の儀は何の譯にて上り地に相成候哉、書留等無御座相分兼候得共、年來組持地面にて右貳人當時役中引受預り地御座候、

一商番屋　三箇所

但西横町角壹ヶ所、間口九尺、裏行三間、同横町角壹ヶ所、間口九尺、裏行貳間半、東横町芥坂下壹ヶ所、間口九尺、裏行三間、

右商番屋三ヶ所共最初建始願濟年月書留等燒失仕相知不申候、

一町内東の方南え寄候横町、御駕籠方多分拜領地に御座候間、里俗に御駕籠町と相唱申候、（御駕籠町）

一町内東の方北え附候横町貳小路は鎹の形有之候間、里俗に鎹町（カスガヘ）と相唱申候、

一町内西の方横町里俗に駿河町と相唱申候、尤當町地主衆元和二辰年中駿河ゟ被召返候故右樣申候、（駿河町）

一坂　幅五尺餘、高四間餘、登拾五間餘、（芥坂）

右坂の脇崕下芥捨場に致候間、里俗に芥坂と相唱申候、

尤町内持に御座候、

一淨心寺跡（淨心寺）

右寺の儀は湯島三組町畔柳助九郎殿、同町御家人衆駿河國にて檀家の由、元和二辰年中江戸表御召返に相成候節、檀家中にて右寺御當地え引移、拜領地面の内壹寺建立仕、先祖助九郎殿開起有之候處、天和二戌年中類燒仕候に付、駒込村百姓の内借地、今以右地面に借地仕引續檀家御座候、尤湯島にて開起の寺故湯島山常光院淨心寺と相唱申候、右寺跡當時何方の場所に候哉聢相知不申候、

一當山修驗利生院　與兵衛店に罷在候、

一御褒美鳥目拾貫文　治助店　条八娘（孝女はる）

右はる父条八儀は湯島切通町出生にて、三拾三ヶ年以前ゟ湯島三組町え引起、同人妻かね、右はる、聟甚兵衛、孫幸之助都合五人暮にて時の物渡世仕罷在候處、右聟甚兵衛義は同年中病死仕、条八儀二十九ヶ年以前ゟ家守役相勤罷在候、然る處はるえ入夫仕候樣近所心易者共相勸め候得共、父条八は我儘者母かね儀は病身者にて入夫仕候ても兩親の氣に叶不申候ては却て迷惑至極に候間、入夫の儀は相斷申候、母かね儀永〻血の

道相煩色〻療治仕、はる儀毎日按摩抔致遣候處、貳拾ケ年以前病死仕、且条八儀は老年に相成、右渡世も相成兼纔の家守相勤候に付、はる儀其節〻按摩取習ひ毎日近處武家方え按摩に參り、賃錢多少の儀は決て不申何程にても貰受、罷歸候得ば早速条八え相渡し睦敷相暮罷在候處、悴幸之助は十六ヶ年以前十八歳の節是又病死仕候、然る處条八儀追〻老衰致、十二ヶ年以前〻家主役相勤候儀難儀の樣に相見候間、はる儀亦〻地主え罷越家守退役の儀申立候得共、年來相勤候に付驅歩行の用向地主〻五人組のものえ相頼置候間、成丈相勤候樣と申聞候間相勤罷在申候、扨又はる儀引續日〻近邊武家方え按摩に罷出賃錢貰受、暮方の足に致取續居候處、条八儀追〻老衰仕候上、持病の疝癪折〻差起候間家守相勤居候ても心配仕候間、はる儀亦〻地主方え罷越家守退役の儀申立、五ヶ年以前文化十一戌年正月中退役仕候、且条八儀同年五月中〻氣分は慥に御座候得共歩行不自由にて、兩眼共見へ兼耳一向相聞へ不申、兩足共甚冷候に付夏冬共晝夜こたつ致し置打臥、はる儀は毎朝未明に起食事等拵、条八儀毎日早朝目覺起候得ば先父え爲給候て自分食事致、日〻近所武家方其外え按摩に罷出、其節に近處同店の者え条八儀吳々相頼候得共、折〻罷歸り火の元並に兩便等心付、其時に菓子煎餅の類少〻買調条八え爲給、晝頃に相成候得ば又〻相歸り食事等致世話、猶又罷出夕方罷歸食事爲致、夜分者条八を按摩致、色〻致咄父の心を樂せ、親子睦敷致、尤風烈の節者決て罷出不申宿元に罷在、火の元大切に仕、日〻纔の賃錢に候得共、条八好候物は少〻宛にても、買調置、扨店賃の儀は毎日除置、毎月晦日家主方え相渡決て滯等無御座候、然る處去丑十一月十日頃〻条八儀持病の疝癪相煩追日痛强、腰一向立不申言舌等相分り兼難儀仕候間、はる儀按摩に罷出不申付添色々介抱致候得共、養生不相叶条八八十八歳に相成同十二月六日病死仕、且はる儀父病中暮し方に差支候に付自分纔の衣類は勿論道具等迄賣拂取續罷在候由に御座候得共、条八申承ば何にても氣に叶候樣に仕候、依之出先武家にても兼て孝心の趣承傳、賃錢其外是迄米錢等度〻貰受候儀に御座候、条八病死の節はる儀殊の外相歎、兩三日は食事も給兼候由、取片付も相濟日〻菩提所に參詣仕候趣に御座候、右取片付の入用如何と存、町御會所御救米錢等相願可遣哉と家主治助申聞候得共、御救米錢等決て御願不申候樣父条八申聞置候旨を申相斷候に付、近邊心易き者並に家主治助も平日孝心者と見聞候に付、少〻宛合力致遣申候儀に御座候、右御尋に付相調此段奉申上候以上

文化十五寅年二月　　湯島三組町　名主　太郎右衛門

御番所樣

右の通相認御掛町御奉行所永田備後守樣御番所御年番方え差上候處、同年七月廿八日、右御番所御白洲えはる町役人一同被召出被仰渡左の通

申渡

其方儀夫甚兵衛は先年病死致候處、近所の者共入夫の儀相勸候なれども家内納り兼候由にて相斷、嫁にて按摩を習ひ父条八は家守役倶に相稼候處、母かね、倅幸之助共病死致し、条八儀老衰致、其上十ヶ年以前〻中風相煩歩行不自由に相成、其上兩眼見え兼耳も不聞候間、其方附添藥を勸介抱致少〻快相成候に付、毎朝未明に起食事等拵爲給隣家の者え心付賴置、日〻近邊武家方え按摩に罷越、折〻立歸り父の機嫌を聞、給物を勸兩便等取始末致、氣分不宜節並風烈の節は付添罷在稼先にて聊之給物貰候ても持歸り爲給、条八以前相應に暮候故給物に好有之、近所に無之品は遠方迄參り調爲給、稼先にても右體孝心の趣承り療治代の外少〻宛心付も致吳候處、条八儀去丑十一月上旬〻癪氣にて不相勝、追〻差重候に付渡世にも不罷出看病致し候間、小遣に差支候に付其方衣類等賣拂、假成に取續すれども条八給物置用等氣に叶候樣致候に付、近所の者共も少〻宛見繼遣候處、条八儀養生不相叶八拾七歳にて同十二月中病死致候處、葬送の儀も相應に取賄五十日の間不絶墓參致す由、年來女の手一つにて極老の父え孝養を盡す段相聞候、奇特成儀に付、爲褒美鳥目拾貫文取らせ遣す、

文政元寅年七月廿八日

右の通申渡候間其旨可存、

右の通被仰渡難有御褒賞頂戴仕候、然る處右はる儀同三年十一月中出火の節、町内一圓類燒仕候に付轉宅仕候處當時何方に住居仕候哉、行衛相知不申候、

以上丁亥書上

三組町續拜領屋鋪

一當所往古は武州豐島郡峽田領湯島郷にて、町内起立の儀は天明六午年三月八日、湯島三丁目續植木溜有之住居相分兼候得共、町人辨之助と申者預りに御座候、右場所杉浦房次郎樣御屋敷内北の方地所え引替に相成、右植木溜の分不殘同御屋敷御樗内に相成候、尤右御屋

敷前出北の方場所は上り地に相成、明地御座候に付隣町湯島三組町、本郷新町屋兩町に御預り被仰付候、然る處同年七月廿九日兒島伴助、御能役者森田庄兵衛右兩人拜領仕、町名の儀は湯島三組町續に付其節ゟ右樣相唱申候、其後聖堂御再建御用付、右庄兵衛拜領地面の內地尻の方にて百六拾五坪、寛政十午年六月六日上り地に被仰付候、右上り地杉浦房次郎樣御屋敷に圍ひ込に相成申候、尤右代地の儀は麴町平河町續明地にて元坪の通被下置候、

一町內　南北表間口廿九間餘、裏幅同所、東西裏行南の方十三間餘、北の方八間餘、

但片側町にて町內地尻艮の方島田彈正樣御屋敷入込有之、

一四隣　東の方島田彈正樣、杉浦房次郎樣御屋鋪、西の方往還を隔本鄕新町屋、南の方杉浦房次郎樣御屋敷、北の方湯島三組町、

一拜領町屋敷九拾五坪　　兒島伴助

一同　　貳百三拾九坪　　御能役の者森田庄兵衛

右町屋敷拜領の儀は委細前書申上候、

一坂　幅八尺餘、高九尺餘、登拾貳間餘、

（横根坂）

右坂は町內ゟ湯島三組町え上り候坂にて、當町並本鄕新町家持に御座候、道造等の義は右二ヶ町引受出來仕候、尤里俗に横根坂と相唱申候

以上丁亥書上

（町名由來）

棟梁屋鋪

一右は往古武州豐島郡峽田領湯島鄕の由申傳候、町名の儀は當時地主拾人の者先祖共、御入國の節遠州濱松ゟ御供仕御當地え罷出、御作事棟梁に相加、子孫引續相勤罷在、享保元辰年中當時の本鄕金助町東裏通武家御屋敷邊にて、坪數不知初て住居地致拜領候處、場所惡敷に付願の上當時の場所、其頃は松原にて有之候を同十二卯年十一月替地として拜領仕、新規町屋に相願、其節ゟ町御奉行御支配に相成、尤棟梁拜領地に付棟梁屋數と相唱申候、

一享保五子年八月中、御普請御奉行朽木丹後守樣、丸毛美濃守樣御勤役中御普請方地割棟梁に場所替被仰付候由御座候、右棟梁拾人共身分の儀以前は町方御支配に御座候處、寛政二戌年三月中御普請下奉行御支配に相成候趣、奈良屋市右衛門方にて惣町中え申渡御座候、

一町內　東西表間口京間八拾六間餘、裏幅京間九拾壹間餘、南北裏行京間拾間餘、

一四隣　東の方往還を隔湯島天神門前町、同所社地門前、西の方往還を隔本鄕春木町、南の方御徒方組屋敷、北の方往還を隔石河淺次郎樣、德力金十郎樣御屋敷、湯島切通片町、麟祥院、

一拜領町屋敷九拾三坪餘　　御普請方下奉行支配地割棟梁脇部助七

（拜領屋鋪）

一同　九拾三坪餘　　同　安川長藏

一同　九拾三坪餘　　同　中村三右衛門

一同　九拾三坪餘　　同　平野定次郎

一同　九拾三坪餘　　同　清水吉太郎

右五人は先祖ゟ引續代〻相續仕罷在候、

一同　九拾四坪餘　　同　上野彌太夫

右は原五郎左衛門跡御作事方大工棟梁右彌太夫先祖拜領仕候得共、年久儀にて先祖名前年月等相分不申候、

一同　九拾四坪餘　　同　河合正助

右は中村半次郎跡御作事方大工棟梁右正助先祖拜領仕候得共、年久儀にて先祖名前年月等相知不申候、

一拜領町屋敷九拾三坪餘　　同　三橋祐之助

右は市川三十郎跡御作事大工棟梁右祐之助先祖拜領仕候得共、年久儀にて先祖名前年月等相知不申候、

一同　九拾三坪餘　　同　本多安次郎

右は宇野小兵衛と申者最初拜領地の處、宇野專助と申者の節、寛政六寅年中子細不知御暇に相成、右跡に御作事大工棟梁右安次郎先祖彌左衛門と申者拜領仕候、

一同　九拾三坪餘　　同　天野清次郎

右は吾孫子三左衛門跡丈助儀、子細不知寛政七卯年中御暇に相成、右跡え御作事方大工棟梁右清次郎先祖清兵衛と申者拜領仕候、

但右拾人共不殘拜領屋敷住居に御座候、

一千川上水の儀は安永九子年中、町內往還長八拾六間餘往來中程に埋中樋懸け渡し有之、中桝三ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成取潰埋立申候、

以上丁亥書上

切通片町

一當所の儀は往古ゟ武州豐島郡峽田領湯島鄕に御座候由申傳、

一町名の儀相分不申候得共、元和二辰年七月中御仲間方大繩拜領屋敷に被下置候に付、御中間頭牧野金助樣御

請取被成、御組下え割渡相成申候、尤何年以前ゟ町人え貸付申度段御願濟に相成候哉、年月相分り不申候得共、町屋取建候以來町方御支配と奉存候、古來ゟ切通往還通り片側町屋にて、切通の坂上に有之候故湯島切通片町と相唱申候趣の申傳に御座候、

一町内北横町の内に先年隱賣女有之、尤其頃本郷新町屋里俗大根畑にも隱賣女御座候所、安永四未年ゟ當町にも右商賣相始候に付、新大根畑と相唱候趣に候所、天明三卯年町御奉行牧野大隅守様御掛りにて夫々咎め被仰付、右御地所は御上り地の上御取潰し相成候得共、今以東西貳拾三間程、南北拾四間程の場所里俗新大根畑と相唱申候、則當時石崎仙右衛門、足立定藏、宮川朝五郎、栗田条藏拜領の地處に御座候、

（私娼町屋）（大根畑）

一町内　地形出入多有之候間、東西南北の間數書取兼申候、其上往來を隔三ヶ所相成、此惣坪數千八百八拾七坪壹合九勺、

一四隣　東の方德力金十郎様屋敷、鈴木權十郎様、小林鎌五郎様屋敷、西の方佐野主計様屋敷、坂部次郎様屋敷、後藤與次右衛門様屋敷、麟祥院、南の方同所棟梁屋敷、北の方川井吉左衛門様屋鋪、折井善十郎様屋敷、森藤左衛門様屋敷、濱田三之丞様屋鋪、浦野五助殿屋敷、

一町内の儀は不殘御仲間方大縄拜領地にて、前書申立候通年月相分不申候得共、新規町屋被仰付追々拜領主相替、當時左の通、

（拜領屋敷）

一拜領町屋鋪九十四坪　小普請　淺井小十郎
右は元祿三午年十月先祖平七拜領仕、引續相續致候、

一同　七拾八坪九合七勺　御小人頭杉山八之助組　大澤善内
右は元和二午年明地の處先祖善内拜領仕候、

一同　七拾九坪　中口番　佐藤傳内
右は同斷先祖宇平次拜領仕候、

一同　四拾八坪　御小人頭杉山八之助組　半園藏
右同斷先祖藤七郎拜領仕候、

一同　七拾貳坪五合　御中間頭山崎又兵衛組　近田喜太郎
右は寛永八未年明地にて先祖近田半八拜領仕候、

一同　七拾壹坪五合　御小人目付　内田鎌五郎
右同斷先祖勘五郎拜領仕候、

一同　七拾七坪九合　御目付支配無役　伊藤三之助
右同斷先祖伊右衛門拜領仕候、

一同　七拾坪八合五勺　諏訪部紋九郎組御口の者　三浦勘左衛門
右同斷先祖久右衛門拜領仕候、

一同　七拾八坪三合　御目付支配無役　杉浦定之助
右は寛永八未年御中間淺野太郎右衛門拜領地の處、天明元丑年二月中上り地に相成、同年五月中先祖平四郎拜領仕候、

一同　七拾貳坪七合　御納戸御番　石崎仙右衛門
右は元和二午年中村與三郎拜領地の處、天明三卯年中御上り地に相成、同七未年同人亦候拜領仕候處、文化十酉年右仙右衛門相對替仕候、

一同　六拾壹坪　御小人目付　足立定藏
右は元和二午年中先祖定次郎拜領致候處、天明三卯年中上り地に相成同七未年同人亦候拜領仕候、

一同　八拾五坪　御仲間　宮川彦五郎
右は天和三亥年明地にて先祖安五郎拜領仕候處、天明三卯年中上り地に相成、同七未年同人亦候拜領仕候、

一拜領町屋鋪六拾壹坪　御小間遣　栗田条藏
右は貞享四卯年先祖孫左衛門拜領仕候、

一同　五十六坪　御小人頭杉山八之助組西の丸御長刀役　鈴木定五郎
右は何年の頃ゟ拜領仕候哉相分不申候、

一同　百貳拾九坪九合　小普請　矢部八左衛門
右は天和三亥年中先祖八左衛門拜領仕候、

一同　百貳拾七坪五合　小普請　丹羽勝次郎
右は天和三亥年中先祖彌左衛門拜領仕候、

一同　八拾三坪四合　御仲間頭山崎又兵衛組西丸御納戸御番　三橋榮三郎
右は何年の頃ゟ拜領仕候哉相分不申候、尤寛永八未年中ゟ涼智院境内に貸置申候、

一同　八拾貳坪七合　御仲間頭鈴木宇右衛門組定番役　鷹巣長藏
右は正保二酉年湯島三組町の内と爲代地、明地にて鷹巣傳八拜領致候、

一同　七拾坪貳合　　御仲間頭 鈴木宇右衛門組 御手鑓持 内山平八

右は天和三亥年明地にて先祖内山茂二郎拜領仕候、

一拜領町屋鋪七拾坪　　御普請方同心 關口三次郎

右は寛永八未年明地にて先祖三右衛門拜領仕候、

一同　九拾九坪　　御仲間頭 山崎又兵衛組 野方御使役 山岸清五郎

右同斷先祖清五郎拜領仕候、

一貳百五坪貳合　　御仲間頭 山崎又兵衛預地

一千川上水の儀は安永九子年中、町内往還長五拾壹間往來埋中樋懸渡有之、尤町内往來の内に中枡壹ヶ所、小枡壹所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰埋立、當時形相見へ不申候、

一町内の儀往古寺跡にて有之由、大縄拜領地被仰付候以前、淺草邊并駒込邊え引地に相成、都合貳寺程も有之由申傳に御座候、今以古墓等折節堀出し候趣に御座候、尤寺號并寺地の境相知不申候、　（往古は寺地）

一涼智院　淨土宗智恩院末

但境内貳百八拾六坪、町屋鋪地借地、

一陰陽師　露木澤之助關東陰陽家觸頭藪兵庫配下

但右は當町安兵衛店に罷在候、

以上丁亥書上

切通町

（奥州街道臨道）

一當所の儀は往古武州豐島郡峽田領湯島郷の内の由申傳候、

一町名起立の義は年來相立候儀に付聢と相分り不申候、古來者奥州海道の脇道にて、纔かの町家に有之候由、其後年月等相分り兼候得とも、御旗本辰巳彌次兵衛様御同朋半田丹阿彌様、御臺所人福田五左衛門様、同坂入半平様拜領町屋敷と有之候處、元祿年中〻追〻町並屋敷仕置度段御願申上願の通被仰付、夫〻賣渡沽券地に相成候得共、町御奉行所御支配に相成候年月相分不申候、尤切通坂道有之候に付右の名を町名に相付、湯島切通町と相唱來候趣に御座候、且古町の儀に付臨時御祝儀御能御座候節は、町内家持共古來より御能拜見被仰付候、

一町内　東西間口七間、裏幅五拾三間五尺、南北東の方にて拾六間四尺五寸、西の方にて貳拾八間、

一四隣　東の方板倉越中守様御屋敷、西の方榊原遠江守

以上丁亥書上

様御屋敷、根生院、南の方湯島天神門前町、同天神境内、同天神社地門前、北の方同所玄桂屋敷、榊原遠江守様屋敷、

一切通坂　幅四間、登九拾五間程、高さ貳丈五尺程、右は何ヶ年以前切開下谷邊〻湯島臺えの往還出來仕通行致來候様に相成候哉、其頃何方の御懸りにて出來致候哉、年古き儀にて相分不申候、且前書に申上候奥州街道脇道と申候者、此切通し坂通りに可有之哉に奉存候得共、聢と仕候儀は相知兼申候、

一宗源寺、大宗寺、萬福寺、幡隨院跡、

右の寺々往古當所有之候由に候得とも、年數相立候儀に御座候間寺跡相分不申候、右の内幡隨院者當時板倉越中守様御屋敷の場所の由申傳候、　（諸寺跡）

一千川上水の儀は安永九子年中、町内往還長五拾七間折曲り拾六間四尺五寸、往來埋中樋懸渡有之町内折曲り角中程に中桝壹ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰埋立申候、

以上丁亥書上

切通床店

一天神社地後崕下長八十七間餘、根生院前長四十五間餘、麟祥院前長六十間餘、建續の床數及願濟等の事は文政十年の書上に見へたれは左に記す、

一天神境内後崕下床店　長さ八十七間餘の處、下水幅有來二尺餘の上、

右は奉行所願濟建始年代等不詳、尤有來店明和九辰年二月類燒に付、天明二寅年六月古來の通建替仕度旨牧野豐前守殿え願出、同九月戸田因幡守殿於御内寄合右願の通被仰付候、

天神別當 喜見院

一根生院前床店貳拾壹坪　壹坪に付間口九尺、奥行四尺

一同床番所壹ヶ所　間口二間、奥行四尺、

右は當院表石垣下通り坂口迄四拾五間餘の内に右の床番所并床店差出商仕度段、旅籠町荒物屋金助萬屋小右衛門と申もの〻申出、享保廿年七月廿二日寺社御奉行牧野越中守殿え奉願候處、御聞濟に相成夫より今以貸置申候、

但當時床番所の所は先年年月不知從公儀番所被差置、御金奉行〻毎年小判拾三兩つゝ御給金御渡有之候由申傳候、

根生院

一麟祥院前床店　長拾貳間、奥行三尺、壹ヶ所、同九間半、奥行三尺、壹ヶ所、

右者享保十六亥年相願候、元來外圍は練塀の所廿九年以前大地震にて崩、勝手不如意に付生垣致置候處、時〻怪敷儀も有之、夜中堀の内酒醉人抔折節落入迷惑仕候、且又不用心にも有之に付、垣下堀の上輕き商賣躰床店、差置度旨、黒田豐前守殿へ奉願候處、翌子年閏五月六日願の通被仰付候、

一同床店建繼　長六間、奥行三尺、
　同十八間、同三尺、
　同八間、同三尺、
　同七間、同三尺、

右は文政九戌年九月表門前下水上へ床店繼足の儀、太田攝津守殿え奉願候所、翌亥年正月十八日願通り被仰付候、

麟祥院

以上丁亥書上

玄桂屋舗

一當所の儀は往古武州豐島郡峽田領湯島郷内の由申傳候

一町名起立の譯古來の儀相分不申、古町と而已申傳候、年代聢と相分り不申候得共、年月不知御醫師中村玄桂様拜領町屋敷に有之候處、貞享五辰年中御賣渡沽券地に相成申候、右玄桂様拜領地跡故湯島玄桂屋敷と相唱申候趣の申傳御座候、右故御公儀様臨時御祝儀御能の節は當町地主とも拜見被仰付候、

一當町の儀は湯島切通町續に候故里俗に切通と相唱、且根津門前えの通行入口に付口町とも唱來候、

一町内　南北間口拾壹間壹尺、表幅拾六間、東西裏行南の方貳拾七間壹尺、北の方貳拾壹間三尺、

（根津門前へ入口）

但片側町屋に御座候、

一四隣　南の方同所切通町、北の方池の端仲町、福成寺、下谷茅町壹丁目、東の方板倉越中守様御屋鋪、西の方柳原遠江守様御屋敷、

一千川上水の儀は安永九子年中、町内往還長拾壹間壹尺往來埋中樋を渡有之、池の端仲町えの折曲り角中程に中桝壹ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰埋立申候、

以上丁亥書上

天神門前町

一當所往古は百姓地にて、武州豐島郡峽田領湯島郷と相唱候由、尤古來當所天神邊ゟ溫泉湧出候場所有之候故湯島と號候趣申傳候、

一町名起立の儀年來相立聢と相知不申候得共、天神社地の内にて慶長拾九年町家に相成候由に御座候、其後寺社御奉行御支配の處、寛文四辰年二月中町御奉行所御支配に相成申候、尤天滿宮門前の儀故湯島天神門前町と相唱申候、

一町内の儀者坂上坂下に有之貳ヶ所相成候間、里俗に上野下町と相唱來申候、

（上野下町）

一町内の隣町三組町境に古來家根付黒門有之、天滿宮惣門に候處、正德六申年正月中類燒致候に付、其後は木戸に相成候得共、今以黒門と里俗相唱申候、

（黒門）

一町内東西南の方四拾七間五尺五寸、北の方五拾貳間壹尺、南北東の方百貳拾貳間四尺壹寸、西の方百貳拾四間四尺八寸、

坂上の方

右四隣東の方崖下小普請方手代組屋敷、喜見院、西の方、靈雲寺、同所三組町、天神社地門前、渡邊多宮様屋敷、平野源十郎様御屋鋪、同所棟梁屋鋪、南の方同所三組町、北の方天神社地、同社地門前、

坂下の方

一町内南北東の方九拾間、西の方八拾九間三寸、東西南の方二十四間三尺、北の方三拾間貳尺六寸、

右四隣　東の方西尾惣次郎様御屋敷、曲淵庄右衞門様屋鋪、小笠原權九郎様御屋鋪、板倉越中守様御屋鋪、西の方天神社地、喜見院、南の方平岡彦兵衞様御屋鋪、近藤彌太六様御屋鋪、丸山萬吉様御屋敷、北の方同所切通町、

一町内の儀は古來ゟ門前町家に御座候得共、地所の儀は沽券地にて喜見院地頭所に有之、毎年十一月廿日御年貢差出來候、

一湯島男坂　高貳丈五尺程、幅壹丈五尺餘、登九間程、

一同　女坂　高貳丈五尺程、幅壹丈壹尺、登貳拾間程、

一同　中坂　高貳丈壹尺程、幅九尺、登三拾壹間程、

右男坂と申者一體登急成坂有之候故男坂と相唱、女坂の方は所々足休等有之緩成坂に有之候間女坂と相唱來候趣、中坂の儀者湯島妻戀坂と同所男坂との間の坂に有之候故中坂と相唱來候趣申傳御座候、

但男坂、女坂貳ヶ所の儀は當所坂下家主共にて引請修復等仕候、中坂の儀は喜見院幷崕下小普請方手代御組屋敷持合場所の由にて双方より修復仕候儀に御座候、

一御手洗跡　南北拾四間程、東西八間程、

右は町内南西の方に有之、往古天滿宮地主戸隱の御手洗の由申傳候得共、當時家作等有之、何の頃取潰候哉古來の儀故聢と相分不申候、尤當所者高場に候得共今

以地纔堀明け候ても自然と出水致候趣申傳の風聞に御座候、

一千川上水跡

右者安永九子年、町内坂下往還え埋中樋懸け渡有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰埋立、當時、形ち相見え不申候、

一神職鳥海左京筑波山社家山邊大隅配下平八店に罷在候

一天社神職武大學士御門殿配下右左京方に同居仕候、

一當町に罷在候田舍役者弟子子供起立の儀、正德五未年旅役者津國屋清六と申もの當所え罷越住居仕、弟子子供召抱置、當所社地門前並町内料理茶屋に客有之候節相招候得は座敷え罷出、踊り其外藝等致渡世致候由申傳候、夫ゟ引續今以同樣座敷え罷出候由、尤當時田舍役者並弟子左之通、

（娼男）

當町
義兵衞店
藤村屋傳六
弟子二人
同
喜兵衞店
加賀屋半藏
弟子四人
天神社地門前
津賀屋吉兵衞
弟子貳人

右の者共町内人別高の者にて、外支配の者には無御座候、

以上丁亥書上

天神社地門前

一町名起立の儀は寶永元申年六月中寺社御奉行永井伊賀守樣え御願申上、社地の内を初て町家御免に相成、延享二巳年閏十二月中町御奉行所御支配に相成、右社地に有之候間天神社地門前と唱申候、尤地所三ケ所相分有之候得共、立始年代何も同時に御座候、且天神社地門前の儀に候得共、不殘別當喜見院の地所に御座候、尤武州峽田領湯島郷の由申傳に御座候、

一天神社ゟ西南の方天神門前町續の地處、古來別當喜見院植木溜に有之候に付、里俗植木町と相唱來候趣に申傳候、

（植木町）

一町内三ケ所に相分候に付、分て申上候、

東南の方

南北間口裏幅共拾貳間、東西裏行六間、

右四隣　東の方蛭下天神門前町、西の方天神社地、

南の方別當喜見院、北の方天神社地、

北の方

南北間口裏幅四拾四間三尺東西裏行南の方にて六間三尺、北の方にて八間、

右四隣東の方天神社地、西の方山崎熊次郎樣屋敷、棟梁屋敷、

南の方天神社地、北の方根生院、

西南の方

南北間口裏幅共四拾三間三尺、東西裏行南の方五間四尺、北の方九間、

右四隣　東の方天神門前町、西の方平野源十郎樣御屋敷、雨宮惣兵衞樣御屋敷、深谷十郎左衞門樣御屋敷、渡邊多宮樣御屋敷、南の方天神門前町、北の方同斷、

以上丁亥書上

天神下寶性院門前

一當所之儀往古は武州豐島郡峽田領湯島郷の内に候由申傳候、

一町名起立の儀は地主寶性院、於當所正德年中寺社御奉行黑田豐後守樣え拜借地に御願申上候處、願の通被仰付候に付安永四未年、同御奉行松平伊賀守樣え拾ケ年季町屋相建申度段初て奉願上候處、同五申年五月中願の通被仰付、夫ゟ天明五巳年松平右京亮樣え相願、猶亦拾ケ年季御聞濟相成、寛政七卯年同御奉行所にて右同斷、文化二巳年堀田豐前守樣にて右同斷、文政八酉年太田攝津守樣にて右同斷御願濟に相成、當時年限中に御座候、依之湯島天神下寶性院門前と相唱申候、

（元妻戀）

一右門前の儀は古來妻戀稻荷の社當所に有之、其後年月相分不申候得共右稻荷當時の場え引ケ地に相成、右に付元妻戀とも里俗に相唱申候趣に申傳候、

一町内東ゟ南へ折廻し貳拾壹間半餘、裏行三間宛、

但道幅除之、

一四隣　東の方石川主殿頭樣御屋鋪、西の方内藤豐後守樣御屋鋪、南の方松平但馬守樣、北の方木寶庄七部樣御屋敷、

一千川上水跡

右者天神門前町にて申上候通に御座候、

以上丁亥書上

稱仰院門前

一右門前町屋起立の儀者寛永五辰年、寺社御奉行阿部飛彈守樣奉願願の通被仰付、尤委敷儀は相分兼申候、

一町内東ゟ南え折廻して七拾五間四尺貳寸、

但裏行不同有之

一四隣　東の方下谷茅町貳丁目、西の方講安寺、南の方榊原遠江守樣、北の方下谷茅町貳丁目、

一無縁坂　高凡三丈程、幅三間、登り六拾壹間三尺、右は稱仰院門前通り本郷筋へ往來の坂にて、往古の坂上に無縁寺有之候に付右樣相唱候旨申傳、尤無縁寺跡相分不申候、（無縁寺跡）

一元寺社御奉行御支配に御座候處、延享二丑年町御奉行御支配に相成申候、

以上丁亥書上

講安寺門前

一右門前町屋起立の儀寛永五辰年中、寺社御奉行阿部飛彈守樣え相願願の通被仰付候、尤往古は奥州街道にて無縁寺有之、右跡え引地に相成候由、只今以同寺境内古き庚申塚相殘有之候、其外委敷儀は相分り兼申候、（無縁寺跡）

一町内東西三拾貳間、南北東の方貳拾六間、西の方拾七間餘、

但裏行不同有之、

一四隣　東の方稱仰院、西の方松平備後守樣御屋敷、南の方榊原遠江守樣中屋敷、北の方講安寺、

一往古寺社御奉行御支配の所、延享貳丑年町御奉行御支配に相成申候、

一無縁坂

右は稱仰院門前にて書上候通御座候、

以上丁亥書上

御府内備考卷之三十一　終

御府内備考卷之三十二

本郷之一

總說

本郷は古しへ湯島の内にして、その本郷なれば湯島本郷と稱すべきを、上略して本郷とのみ唱へしより、後世湯島と本郷とはおのづから別の地名と成りしなるべし、猶他の國にも此類多く、又當國の中にては都筑郡本郷村、多磨郡柚井領本郷村、野方領本郷村、入間郡本郷村、比企郡本郷村、足立郡谷古田領本郷村、吉野領本郷村、葛飾郡本郷村、埼玉郡本郷村、榛澤郡本郷村あり、たゞ久良岐郡本牧本郷、高麗本郷のみ郡名領名の二字を冠して始の名を失はさるに似たり、是本郷と稱する地は必某地の本たる一證とすべし、【江戸記聞】云、長祿の江戸圖に本郷村いづ、又【小田原記】を見るに云、武田信玄碓氷とうけを越て武藏國江戸葛西にかゝり、人衆を二手に分て小田原へよす、一手は八（湯島本郷）（武藏國内本郷地名）（古書に見えし本郷）

王子口より町田にかゝり、つく井瀧山を責る體にて道筋を追捕す、一手は江戸の城をせむる體にて江戸品川縄しま（今の高輪の邊り）あたりを燒て民屋を追捕す、この頃江戸の城には富永神四郎在城しけるが、若輩にてしかも小勢なり、葛西に遠山、本郷に太田、篠原、山角、寺尾、諏訪右馬助等ありしかども、人衆は過半駿河加勢として小田原へめされ勢微なればおの〳〵在所を屋かざるを肝要とし、甲州衆を押とゞめ合戰すべきやうもなしと、云々、又【中古治亂記】に、太田新六本郷の宅地を立さり、ひそかに武州岩付へ落ゆくと云、是らによりて見ればこの頃太田家の居宅この所にありしとみゆ、されど今その舊跡をしらず、又【北條家分限帳】に三郎殿の所領とて、江戸本郷の地百九十貫文とのす、この三郎といひし人は北條氏康の末男にして、後越後の輝虎入道謙信がやしなひとなり三郎景虎といひしなり、是永祿十二年の比の分限帳なれば、御入國の時まで此人の領地なりしことを知るべしと、」又天正十九年駒込吉祥寺へ御寄附の文書に、寄進武藏國豐島郡本郷の内五十石の事、如先規令寄附訖云々とあり、及同年小石川祥雲寺に賜ひし御寄附狀にも、本郷の内にて五石の地を賜ふ由載たれば、此二寺の領も古くより本郷（太田氏宅地）（上杉景虎所領）

の内にありし事知るべし、今本郷と稱する地域の大様は東の方湯島に續き、松平加賀守屋鋪は湯島と本郷にかゝりて、東の方は多く湯島の内なりと（至四）ふ、西は小石川に境ひ、南は神田川に限り、北は駒込に隣り、されど小石川の地にも少しく接はれり、武家屋敷地の境界定かならず、姑くその大略をいへり、

定火消屋鋪

定火消屋敷は御茶水にあり、【定消代々記】寛政年中米津小太夫田將編集、云、嚴有院樣御代万治元戊戌年九月八日、定火消四組初て被仰付、場所は御茶の水飯田町、今小川町麹町傳通院前、今飯田町【万治年錄】云、元年戊戌九月八日、近藤彦九郎、内藤甚之丞、秋山十右衞門、町野助左衞門事江戸定火消被仰付、與力六騎、同心三拾人宛御預け、與力壹人に付八十石、同心壹人に付三拾石二人扶持被下幷自分御扶持方壹人三百人扶持被下候旨伊豆守傳之、同十四日、秋山十右衞門え高林寺元屋鋪被下之云々、高林寺元屋敷と云は則當所なり、【代々記】所載御役次第左の如し、

御茶水御役屋鋪　大手詰

（萬治元年開始）

（御役人名）

秋山十右衞門　万治元戊年九月八日
八木十三郎　寶文十三丑年正月廿三日
小出瀨兵衞　延寶二寅年七月廿九日
水野主膳　延寶八申年六月晦日
溝口修理　同　九酉年九月廿六日
近藤彦九郎　貞享三寅年八月六日
井上賴母　元祿八亥年二月五日
堀田孫太郎　寶永二酉年十月十九日
仙石兵庫　同　七寅年四月十三日
松平半左衞門　享保五子年四月十五日
久世三四郎　同　十五戌年正月廿八日
遠山左京　寛保元酉年九月廿一日
諏訪内膳　同　二戌年六月十一日
朽木主膳　延享四卯年七月三日
酒井主殿　寛延四未年七月十八日
花房外記　寶曆八酉年九月十五日
小堀式部　明和五子年五月十五日
小濱大膳　同　八卯年十月十四日
酒井多宮　安永三午年五月四日
松平内藏允　同　五申年三月廿日
中根内膳　天明七未年三月十七日

富田中務　寛政九巳年九月十七日
大久保玄蕃　享和三亥年十二月廿日
鍋島帶刀　文化七午年三月十七日
板倉主税　文化元寅年正月廿日
岡田勝五郎　同　六未年十二月廿日
土井鉦之允　同　八酉年八月六日

初音藪

初音藪はその所を詳にせず、或云、櫻馬場の西の方なりと、元祿の頃　御成の時此ほとりを通御ありしに、おりしも藪の内にて鶯の初音を聞せられ、此所を初音の藪と名付べしと台命ありしよりの名なりと、【改選江戸志】今土人は御茶の水建部六右衞門屋鋪の崖付の所ならんと云、【本郷元町書上】【江戸圖說】に、初音の森は御茶の水より元町邊時鳥の名ところとす、府内にては此邊を尤も一聲早しと、是は前說の鶯の事を誤り傳へしものにや、別に初音の森といへるをまだ聞ず、

（來由）

御茶之水蹟

御茶之水は聖堂の西にあり　按に今火消屋敷の南の方川の斜に折て里俗大曲と稱せる邊なり、今は流の中に入しといふ、この井名水にして御茶の水にめし上られしと、神田川ほり割の時明暦の頃にや　淵になりて水際の形のみのこれり、享保十四年、江戸川洪水ののち川の幅を廣められしかば、おのづから川のうちへ入て今は名のみのこれり、【江戸砂子】按に駒込高林寺の記に、彼寺慶長九年元神田より御茶の水に移さる、その時の屋敷表七十六間、裏行百三十六間なり、その後屋敷内御堀と成り清水湧出しかば、

（地名由來）

台德院殿

大猷院殿の御茶の水に仰付られ、井の鎰をも寺に預け置せられ、御茶水桶に丸の内龍の字鐵印を附たり、故に御茶水の高林寺と稱せり、その後明暦三年燒失し、同き四月廿九日今の所へ轉地ありて、舊地は藤堂大學に賜ひしとなり、是御茶の水の名の由て起る處なりと、又駒込江岸寺の記に、江岸寺は高林寺の末寺にして、慶長九年本寺と共に駿河臺より湯島臺に移され、明暦大火の後今の所へ轉せらる、慶長年中本寺全龍和尚當寺を兼帶せし時、境内に在し名水を御茶の水に奉しかば、後來御茶の水の名も起りしと、此兩說いつれを正しとも定めがたけれど、恐くは前說の方據あるに似たり、既に湯島本郷等の古き町役の者の傳へにも、高林寺境内の井なりしと云、又一說に、高林寺の末寺にて

今深川に移されし垣林寺も元は當地に在しが、その境内に御茶の水に奉りし井ありしともいへど、是らはさらに證すべき事なし、

吉祥寺跡

吉祥寺跡は水道橋の外、本郷と小石川の境なるべし、今の石川、石丸、建部氏等の屋鋪などすべてその舊跡にや、この寺に藏する天正のころの文書には神田の臺とあり、このころすべてこの邊を神田といひしにや、元和年中の本郷の圖を見るに、水道橋の外に吉祥寺ありてよぼど廣きさまなり、東の方は大岡源右衛門が組のものおれり、北は小笠原壹岐守の下屋敷なり、西南には道をおへり、又寛文年中本郷臺の圖といへるものを見るに、吉祥寺はなくて松平紀伊守、曾我伊賀守、石丸石見守、安藤九郎左衛門の屋敷とす、吉祥寺は明暦三年の回祿の後駒込へうつりしなり、【曾我の家譜】を見るに、万治四年辛丑六月十二日、吉祥寺明地水道橋を角にて屋鋪を賜へりなどあれば、このころに旗本の士に給ひしことしるべし、寛文の江戸圖十一年に曾我伊豆守屋敷のよししるす、今の石川氏の屋敷なり、按に今の建部氏の屋鋪の内に古木の椿あり、是こそむかし吉祥寺ありし頃よりの木なりと云、【改撰江戸志】

（駒込へ移轉）

（大岡源右衛門屋敷）

丸橋忠彌宅蹟

丸橋忠彌宅跡は春木町のうち今の近藤氏の表門の向ふなりと、或は昌清寺、等正寺の邊ともいへり、古く大岡源右衛門といへる人おれり、その屋敷はことの外廣くして三千五百坪ありしと、この人彼の門人なりしかば、その屋敷の内に忠彌をすませたり、此人その頃は御中間頭を勤む、かの忠彌を置し科により、慶安四年八月十四五日の頃佐渡の國へ遠流に處せられしか、後七年をへて明暦三年罪ゆるされて江戸に還り、又御家人にめし出され本郷の内にて屋敷を賜へり、今の御代官大岡源右衛門が先祖なり、【改撰江戸志】

（罪人退放の場所）

別橋跡

別の橋は四町目にかゝる小橋なりしと【紫の一本】云、むかし太田入道道灌の領地の境目なりしといひ傳ふ、その頃追放の者など此處より放せしと、又このほとりに住るものゝいひしは、いづれのころにかありし、此邊にて大きなる石を堀出せり、是なんかの別の橋なりしといひ傳へり、今ば其石も又うつもれて知人なしとぞ、按に此所の橋をむかし別の橋と名付しは、太田道灌の頃罪人など此所よりおひはなせしかば、こゝよりおのがまゝに別るゝの橋といへる儀なりや、北條のころまでも太田家の居邸本郷にありしよしものにみゆれば、この頃の領知もこゝを境として罪人など此處よりおひはなちしにや、【改撰江戸志】

（武藏鐙製作）

鐙坂

鐙坂は御弓町より丸山へ下るの坂をいひ、往古この處に武藏鐙を製し初しものゝ子孫ありて、鐙を作るゆへに坂の名とすといへり、【江戸志】云、武藏鐙は古き歌道の傳にして、舊記にも多く此事をのせたり、武藏鐙とはいまいふ五六の鐙なり、【續日本記】云、元正天皇靈龜二年五月辛卯、高麗の人一千七百九十人武藏にうつすと見ゆ、かれらが内にて五六の鐙を初て造りけるより、當國の名産とはなれり、高麗郡は今の府中の邊なり、その子孫この所に住せしこと年ありといふ、按に武藏鐙の事はさもありぬべけれど、それが子孫この所にありしといふに至りては、他の書にいまだ見ざる事にして甚うけあひがたし、例の好事のものゝ鐙坂といふにより、かゝる附會の説を唱へしなるべし、たゞ坂のかたちの鐙に似たるによりて土人のかく名付しなるべし、【改撰江戸志】

（小笠原壹岐守下屋敷地）

炭團坂

炭團坂は丸山の方へ下るの坂なり、此處はたどんなど商ふもの多かりしかばかく名付しにや、詳にその名の起る所をしらず、【改選江戸志】

壹岐坂

壹岐坂は御弓町へのぼるの坂なり、彦坂壹岐守屋敷ありしゆへの名なりといふ、按に元和年中の本郷の圖を見るに、此坂の右の方に小笠原壹岐寺下屋敷ありて吉祥寺に隣れりおそらくは此小笠原よりおこりし名なるべし、【改選江戸志】

本妙寺坂

本妙寺坂は丸山のうち、本妙寺のむかひの坂なればなり、これを下ればすなはち本妙寺の表門なり、【改選江戸志】

（菊畑）

菊坂

菊坂は丸山より小石川へ出るの坂なり、この處はむかし菊を作りし畑のありしゆへ坂の名とす、【南向茶話】

梨木坂

（戸田茂睡か事）

梨木坂は菊坂より丸山通りなり、むかし大木の梨ありしゆへ坂の名とす、【南向茶話】云、戸田茂睡といへる隱者此處に卜居して、梨の下の茂睡といひて世に名高き人なりと、今按に茂睡の父を渡邊監物忠といふ、山城守重綱（或は茂綱に作る）に養はる、（重綱は大番の頭たり）實は戸田與五左衞門忠勝が二男なり、慶長五年上杉景勝御征伐の時、父がかはりとして組の大番衆五十人をひきい、十六歳にして供奉しその後父とともに伏見の御城を守る、後又駿河大納言忠長卿の家老となり、別に五千石を領し、かの卿の御事ありし時妻子とともに大關土佐守高垣にあづけられ、かの領地下野國那須郡上り庄東山の西黑羽といふ所に閉居し、後赦をかふむりて子孫いまかの家につかふ、茂睡は忠が六男なり、父が實の名字戸田に改む、俗稱八兵衞といひ、後茂右衞門とあらたむ、諱は恭光、年老て茂睡と稱し、露寒軒と號す、寛永六年五月十九日、駿河國府中の城三の丸にして生る、いとけなきときより父とともに黑羽におれり、後江戸にいたり、和歌をよくするを以て時に名あり、詠ずる所の歌多く人々に膾炙す、寶永三年四月十四日卒す、七十八歳、或云、子孫御家人となり火消與力を勤む、これも家たへたりと、茂睡が菴の前に大なる山梨の木一もとありしにより梨木の本と云、是いまの梨木坂なり

（其著書）著す處の書梨本集、紫一本、隱家百首、鳥の跡、庄九郎物語などいふものありて、世の人もてあそべり、【改撰江戸志】

傘谷

（樹木谷）傘谷は金助町の北の方なり、此邊にて多く傘を製し出せしよりの名なりといふ、さもありしにや、今はそれらの商人も見へず、【改撰江戸志】

地獄谷

地獄谷は同じ邊なり、或はもと樹木谷なるを誤りてかく唱しかといへり、按に番町にもかゝる地名あり、されば古くより唱ふることゝ見へて、延寶の江戸圖にもぢごく谷とのす、また此處に眞仙寺、上東寺といへる寺ありしよしも見ゆ、【江戸町鑑】に湯島四町目より天神へ見通しの坂を樹木谷坂といへりと、【改撰江戸志】

屋鋪地名幷里俗小名

（町名坂名等を以て呼名とする者は略す、）

御茶の水　名義は御茶の水蹟の條に辨す、今神田川岸通火消屋鋪脇より水道橋までの名とす、

（御弓組の與力同心屋敷）

御弓町　【舊事茗話】云、慶長元和の頃この所に御弓組の與力同心六組をおかせられ、毎日的場に出て弓を射せしむ、此所は　御城より鬼門にあたるが故なりと、その後寛永年中鬼門の方に寛永寺を御建立ありて、この御弓組も目白の臺水屋敷といふ地に移さるされば今に御弓町の名はのこれりと、按に元和年中本郷臺の圖といへるものに（或云正保の圖なりと）御先手組六組ありて他の者の屋敷は見へず、唯大岡源右衞門同心山田庄右衞門與力といふあり、是は御小人頭をいふなるべし、御先手にはあらず、寛文年中の本郷臺の圖には、御先手組四組其外旗下の士の屋敷も見へたり、延寶の江戸圖にも御弓組四組ほど此所にありし由のすれば、寛永中にみな移れりといふはおぼつかなし、ただ其頃二組をまづ他の地へうつされ、延寶の後又二組を目白の臺へ移されしにや、此時四谷などへも移されしと見ゆ、又【新見隨筆】云、昔は本郷御弓町は與力同心ばかりの屋鋪なりしが、元祿のころ其屋敷は收公せられ、御旗本の屋敷に下されしとなり、按にこの說もまたうけあひがたし、或人云、天和二年四月此地を御小人御中間などに給り、其後の老人のかたりしを傳ふるに、屋鋪を給はらざりし前は悉く原にて、その間こゝかしこに古き井の跡ありしと、これ御弓組與力などのおりしゆへなるべしと、是によれば何れ延寶天和の頃にうつされしと見るべし、【改撰江戸志】今御弓町と稱する所は、本郷二町、三町の西裏より東富坂邊までの俗名にして、町名にはあらず、

（鱣縄手）

丸山　菊坂町、臺町、田町、新町及小石川片町の邊みな丸山と呼べり、昔林など在てその形の圓う成しより、まる山の名は起りしなるべし、

大根畑　今新町屋と云町並となれり、むかし蘿蔔を多く作りし地なれば、里俗に大根畑と唱へし遺名なりといへり、猶新町屋の條合せ見るべし、

苗木山　大根畑の西の方、御先手同心組屋敷の里俗名なり、相傳ふ此組屋敷昔松平加賀守屋鋪内の地に在しを、天和三年二月當所と駒込鱣縄手とへ分ち移されしとなり、鱣縄手は苧苗木縄手の轉訛ならんと、（苧苗木と云るは昔苧の苗多く生ぜしよりの呼名なり、此說疑へし、恐くは御苗木の上略なるべし、）是によれば苗木山の唱へは舊名の其儘移りしものにて、此地に元苗木の林など在しといふにはあらず、

附木店　本郷四五町目の後の方、御持箇同心組屋敷の

里俗名なり、昔こゝにて附木を鬻しもの在しなどの遺名にや、詳ならず、

森川宿　本郷六町目の續き、御先手御鐵砲頭松平彌九郎の組屋鋪邊の呼名なり、此組屋敷は昔森川金右衞門氏俊に預られし與力同心の大縄屋敷にて、氏俊の屋敷もその内に賜はり、（今も組屋敷の西に森川美濃守屋敷あり、美濃守は則氏俊の子孫なり、されど當時氏俊が住居の地は今の本多中務大輔屋敷の邊なるべしといふ、）且與力は皆氏俊の親屬にして森川氏なれば森川宿の名はおこりしならんと云、宿と唱ふる故は、當所古より中山道の往來にして、建場となりし所なればならん、今此組にて傳ふる説を聞に、昔森川金右衞門氏俊、參州に於て自分の子弟をひき御奉公致し、（【寛永系譜】森川金右衞門譜に、氏俊天正十二年、長久手合戰の時、親戚を集て年月しらず尾州比良の古城を守べきの仰を蒙るとあり、）足輕三十人を預られ、（系譜云、同二十年足輕五十人を預り、又武州に於て二千石の地を給る、此時氏俊が親戚六人比良の郷に於て召出され、即氏俊が與力となるとあり、）小田原御陣にも御供し、又奥州御陣にも供奉し、還御の時三河島にて宅地を賜はり、（今も當組にて尾久八幡を鎮守とし、鐵砲見分年には必ず額を奉納せるもの三河島に住せしゆへといふ、）その後御城遠の地なれば願上て今の六町目木戸際より追分にて兩頰一圓に賜ひしかば、東側は子弟六人の與力にあたへ、西側を足輕屋敷と定め、頭と共に森川氏七家並び住せし故、おのづから地名と成りしなり、その後寛永十年、森川氏を稱せる與力六人みな、大御番に召出されしかばその跡へ自分抱の與力十人を補して今に至ると云々、（系譜云、慶長元年氏俊病氣に依て親戚與力六騎、足輕五十人を氏俊の子金右衞門氏信支配すべきの仰を蒙る、寛永十年先にあづかる處の與力六騎親戚たるに由て大番組中にいれしめんと奉願す、將軍家其請にしたがひ給ひ、別に與力十騎をあすけらるとあり、）

追分　本郷と駒込との境なり、中山道の往來にて昔はこゝに日本橋よりの一里塚ありしなり（延寶八年江戸安見圖等に正しく一里塚を出す、）よりて追分と稱す、

以上丁亥編次

（中山道往來建場）（森川氏俊屋敷地）

（一里塚）

御府内備考巻之三十二終

御府内備考巻之三十三

本郷之二

本郷壹町目

一町名起立の儀年古儀に付書留等は無御座候と相分兼申候得共、長祿年中の頃迄武州豐島郡峽田領本郷村と申儀承傳候得共、其後町屋に相成候儀相分不申候、尤長祿年中ゟ當年迄凡三百六拾九年に相成申候、則右村名を以本郷と唱申候儀と申傳に御座候、町屋幷本郷壹町目ゟ六丁目迄町名付候儀再應相調候ども相分不申候、

一壹町目ゟ六町目迄銘〻一ケ町に相分候儀も年月相知不申候、併往古は一體の儀に可有之哉奉存候、尤寛文年中の頃は最早唯今の如く壹町目ゟ六町目迄に相分居候、乍去其砌迄は道幅も狹く御座候處、天和二年の頃唯今の通り道幅も廣く相成候由御座候、

一町内　東西兩側に別れ有之

東側南北表間口京間七拾八間餘、横通道幅とも裏幅六拾四間半餘、東西奥行南の方にて貳拾貳間、北の方にて廿七間、西側南北表間口京間七拾五間半余、横通り三ケ所道幅とも東西奥行南の方にて京間十九間餘、中央にて京間廿六間餘北の方にて京間九間餘、

一四隣　東の方春木町、御持同心組屋敷、西の方本郷竹町、同所同朋町、同所元町、御持同心組屋敷、南の方湯島六丁目、本郷竹町、北の方本郷貳丁目、

一拜領町屋鋪百拾壹坪餘　御天守番高田九兵衞組　辰巳午之助

右は元祿十四巳年、先祖辰巳彌治右衞門御膳所御臺所人相勤候節拜領仕候、以前は持主相知不申候、

一町内東側北木戸際間口拾貳間五寸有之地所、寶曆年中金座え相勤、當時神田小柳町と罷在候廣瀨吉兵衞と申者所持にて、右吉兵衞儀と小判え吉の字の極印打候に付、里俗小判長屋と相唱申候、尤明和年中右地面他え賣渡候得共、今に小判長屋と唱申候、（小判長屋）

一町内西え入横町里俗蜊店横町と相唱申候、古來貝類商人共毎朝此處に出商致候に付右樣申候、（蜊店）

一町内西え入中の横町里俗湯屋横町と相唱申候、町内北木戸際西裏行の方に古來ゟ湯屋有之候に付右樣申候、（湯屋）

一自身番屋　間口七尺裏行四間、

右古來は店並自身番に御座候處、入用相嵩候に付寛政十二申年閏四月七日、町御奉行小田切土佐守様御勤役の節御願濟に御座候、

一商番屋　間口四尺、裏行六尺、

右古來より有之、御願濟年月相知不申候、

一千川上水跡

右は安永九子年中より埋樋にて相掛り本郷通り大桝の儀者町内中程にて壹ヶ所、同續當時自身番屋有之候場所前往還に壹ヶ所有之、夫より湯島の方え相掛り候處、天明七未年四月中御差止に相成取潰埋立申候、

名主　八兵衛

一

右先祖者勢州にて郡村相分不申、先祖名前不知寛永年中町内に住居仕罷在候處、其頃町内に名主無之、八兵衛儀年來の者殊に算筆も相成相應に相暮候に付、町内にて見立名主役相願候由承傳候得共、御願濟年月相知不申候、尤當代迄八代名主役相勤罷在候、

以上丙戌書上

本郷貳町目

一町名并起立の年代、六ヶ町に分候等の事は壹丁目より申立候に付別段不申上候、

一町内　東西兩側に分れ有之

東側南北表間口京間六拾四間半餘、裏幅同斷、東西奥行南の方京間廿間、北の方同斷中央十八間、

西側南北表間口六拾八間餘、裏幅同斷、東西奥行北の方京間廿間、南の方拾間、

一四隣　東西の方御持組屋敷、南の方本郷壹丁目、北の方本郷三丁目、

一町内西側中程より西え入候横町道幅五間里俗大横町と相唱申候、右横町往古は無之新道にて御座候、地所の儀者西丸表坊主吉野榮仁先祖吉野久圓、慶長五年坪數不知拜領仕罷在候處、三代目吉野永傳の節寶永元申年三月廿九日、新道爲出來御用地被召上當横町出來仕候、尤右拜領代地の儀者當町代地の方にて可申上候、

（大横町）

一商番屋　間口五尺、奥行八尺、

右建始願濟書留等類燒仕、年月相知不申候、

一千川上水跡

右者安永九子年中相掛候得共、年月不知取潰相成當時右之形相見不申候、

以上丙戌書上

本郷三町目

一町名并起立の年代、六ヶ町に分候等の事は壹丁目より申上候通に付別段不申上候、

一町内　東西兩側に分れ有之

東側南北表間口京間六拾四間半餘、裏幅同斷、東西奥行南の方京間廿壹間半餘、北の方廿間半餘、

一四隣　東の方御持組屋敷、南の方同所貳丁目、西の方御持組屋鋪、北の方同所四丁目、

一自身番屋

右者同所四丁目兩町最合に御座候處、手狹にて町用辨兼、寛政九巳年中小田切土佐守様御勤役の節一手持御願申上、間口九尺、奥行二間の内建坪振分間口九尺、奥行三尺、四町目木戸番屋に致、殘九尺四方町内限、自身番屋に仕度段御願濟御座候、

一商番屋

右者東側北木戸際に有之、前書自身番屋寛政九巳年町内一手持前書御同人様御願濟の節、同時に御願申上候、建坪六尺四方に御座候、

一商番屋

右者西側南木戸際に有之、年古き儀にて御願濟年月等相分り不申、建坪六尺四方に御座候、

一町内西側北の方横町、里俗肴店又は伊豆藏横町と相唱申候、

（肴店）

右者古來肴店より唱來候處、享保十巳年右横町角に伊豆藏吉右衛門と申者奥服物商賣仕候に付、其家名を以其頃より右様相唱申候、

一町内東側北木戸際同所四丁目兩町境横町を里俗兼康横町と相唱申候、尤右横町角に兼康友悦と申口中醫師、享保年中當所にて乳香散と申齒磨賣初罷在候に付、右様相唱申候

（兼康横町）

一町内西側南木戸際同所貳丁目兩町持境横町、里俗油揚横町と相唱申候、右者寛政年中の頃迄、同所二丁目の方に豆腐屋惣十郎と申者住居候故右様相唱申候、

（油揚横町）

一千川上水

右者安永九子年往還東の方え寄大樋掛り、北木戸際へ小桝一ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成埋立申候、元祿年中の儀申傳并書留無之相分不申候、

以上丙戌書上

本郷四丁目

一町名并起立の年代、六ヶ町へ分候等の事は、一丁目より

申上候通に付別段不申上候、
一町内　東西兩側に分れ有之
東側にて南北表間口京間六拾五間半餘、裏幅同斷、東西奥行廿間半、
西側にて南北表間口京間六拾八間餘、裏幅同斷、東西奥行南北の方にて廿間半餘、中央廿間、
一四隣　東の方松平加賀守様御屋敷、南の方同所三丁目、西の方御持組屋敷、眞光寺、北の方同所五丁目、
一代地壹ケ所　町内西の方に有之、
東西表間口京間貳間餘、裏幅同斷、南北裏行二間半餘、
右者町内西側木戸際にて間口五尺五寸餘、裏行四間三尺貳寸、坪數三坪半の所、元祿十丑年九月中御用地に被召上横町道敷に相成、同年同月同所菊坂町續にて代地被下置、御公役其外當町え籠り相勤申候、
一代地四隣　東の方同所五町目代地、南の方高木傳四郎様御屋敷、西の方御普請方同心網代五助様御屋敷、北の方往來を隔御持組屋敷、
一拜領町屋鋪六拾三坪餘　表坊主　岸本玄齋
一同　六拾三坪餘　小普請組駒木根大内記様支配　五十嵐郡兵衛
一同　六拾三坪餘　表坊主　乙女貞順

（藥師堂跡）

右者寶永四亥年十一月十日、三人共先祖拜領仕候、
但右地面に古來藥師堂有之候處、其後眞光寺境内え引け候に付藥師堂跡と唱、其後右三人拜領地に相成候由申傳候、但大縄に御座候、
一自身番屋、間口二間半、奥行四間、
右者文化十二亥年中、永田備後守様御勤役の節家並番屋御願申上、御願濟に御座候、
一商番屋　間口八尺、奥行五尺、
右者前書自身番屋御願濟以前、九尺四方にて自身番屋に御座候處、町用辨兼當時の場所に引候跡、建坪振分商番屋に致度段文化十二亥年中御願濟御座候、
一商番屋　間口九尺、裏行三尺、
右は南木戸際に有之、同所三町目當町最合自身番屋に御座候處、寛政九巳年中小田切土佐守様御勤役の節、三町目一手持御願申上、建坪振分け商番屋御願濟に御座候、
一町内東の方裏通を里俗日蔭町と相唱申候、
但西側北木戸際横町續末御持組屋敷を里俗附木店と唱候由及承候、
（日蔭町）
（往古の地形）
一町内往還中程往古は地ひくくて南北地形小高く坂有之候由、北の方見かへり坂と唱、南の方見おへり坂と唱

候由、何故名付候哉相分不申候、乍併當時は一圓地形均く相成、坂の様にも相見へ不申候、
一町内下水東側中程軒下より西の方え横切丸山通え落込候下水、往古不忍より小石川え續候川にて橋掛り有之、わかれ橋と唱候由、何故名付候哉申傳等無御座候、當時下水に相成、幅五尺石蓋致地中え埋有之、
（別橋）
一御褒美銀三枚　本郷四丁目元半四郎店　吉兵衛　辰四二歳
右の者老母壹人有之大切に介抱致候處、右母きさ儀平日酒を好み候に付日々調へ爲給、自分も酒好故相手に罷成爲給候由、右吉兵衛隣に藥種屋喜兵衛と申者、私後見丈助懇意に候に付、六ケ年程以前丈助存生の節喜兵衛罷越候處、喜兵衛え丈助相咄候者、吉兵衛儀母老年に相成候間無怠致介抱、朝暮心附大切に致し候儀甚奇特成者に候得共、酒好故萬一酒給過候ては母介抱も疎に相成可申に付、酒止候はゞ別て孝心にも可有之候間心付遣候様相嘱候得共、其後喜兵衛儀吉兵衛え出合候節何となく右の趣相嘱候處、吉兵衛申候者、酒止候迚孝心と申儀には有間敷、酒給候ても母大切に存候儀者一切に可有之旨申候由、今以酒は少々宛給候得共大酒と申儀には無之、酒故不取締抔と申儀曾て承不申候、母きさ儀當正月より別て老衰いたし、立居も不自由相成候に付猶以母大切に致し、身上不如意に御座候處母好み候給物等日々調遣、彼是孝養を盡し、其間には素讀を樂しみに致し罷在候、尤是迄吉兵衛罷在候與三郎店、當三月中より普請有之、幸同所五丁目に相應之明店御座候に付、右店え引越可申と母え相嘱申候處、是迄年來當町に罷在候間他町え引越候儀不承知に付、隣地面裏に藤七と申者の母隱居いたし罷在候處、吉兵衛母懇意に付彼者方え吉兵衛俱々同居致し、葛籠下細工等いたし罷在候得共、裏店にては不時の誂物等無之候に付表店え出可申存候得共、右體母老衰に及び用便も不自由有之候間内雪隱付候店え引越度段母申之、吉兵衛儀兼て心掛候得共相應之店も無之處、先月上旬頃同地面内裏町の方に内雪隱付候明店御座候に付、右店え引越候、右體貧窮者には御座候得ども母申旨を無違背、彼是孝養を盡し候儀とも奇特成者に奉存候以上、
本郷四丁目名主又右衛門
右御尋に付書上候處、寛政八辰年九月二日、町御奉行坂部能登守様御勤役の節、右御番所え被召出、銀三枚
（孝子吉兵衛）

御褒美被下置候、尤右吉兵衛幷母きさ兩人とも先年病死致、跡相續人も無之退轉仕候、

本郷四丁目藤助店
前栽物賣
虎之助　寅三十六歳

母　ま　同七十五歳つ

（孝子虎之助）

一御褒美鳥目二拾貫文

右虎之助儀年來右店に罷在前栽物賣渡世仕、平日實體成ものにて渡世出精いたし、日々未明に起飯拵仕母に給させ、晝飯等も手支不申候樣調置、商内に罷出候節隣家相店の者え留守中母の儀眞實に相頼置罷出、夕方相歸り候ても早速飯拵いたし母に爲給候上自分食事仕、母まつ儀壹體短氣成生れ付にて平日我意而已申候得共、任申旨少も氣に不背樣仕、其上日々商ひゟ罷歸り何程利德有之旨を申聞、元手錢とも母に相渡し、翌朝猶又母ゟ元手錢請取商ひに罷出、相歸り候節折々母好物食物拵給させ、且又虎之助儀去丑年寒中夜毎に水あび候に付相店のもの樣子承り候得共、同人儀去丑年八月中腫物相煩候節、若病死いたし候ては母の養育可致もの無之儀を深く相歎、全快致度神佛え心願致候處無程全快候故、右爲報謝水あび候旨申候由、尤去九月頃ゟ母まつ儀は老病にて不相勝候處、當九月中旬ゟは別て差募り老衰致し、不取留儀とも申打臥罷在候に付、虎之助儀晝夜附添罷在、食事等の儀且寢起兩便の始末は勿論、右體老衰に及び候もの故小兒を扱候樣に申慰め、萬事無怠介抱いたし、其上虎之助儀孝養の爲を存今以無妻に罷在候儀に御座候、輕き者には珍敷孝心奇特成者の由、相店の者風聞仕候以上、

寅二月

本郷四丁目名主
又右衛門

右御尋に付書上候處、文化三寅年二月十八日、町御奉行根岸肥前守樣御勤役の節右御番所え被召出、鳥目貳拾貫文御褒美被下置候、尤虎之助母は先年相果、同人儀は存命にて當時虎右衛門と改名いたし、本郷三丁目市右衛門店住居致希賣渡世仕罷在候、

又右衛門

一

右又右衛門先祖塚谷佐一郎と申本國加州に住居の節、柴田伊賀守勝豐より差越候書翰壹通今以所持仕候、右書翰持傳候譯は天正の頃柴田修理之進勝家加州表出精の節、誰持城に候哉不相分先祖塚谷佐一郎同國黑谷の城に籠り罷在候砌、勝家子息伊賀守勝豐ゟ右佐一郎え相送り候書翰の由申傳候、勝家滅後同國郡名不知塚谷村と申所え引籠、鄕士に相成、寛永の頃右佐一郎子孫御當地え罷出當町住居いたし、替絞橘を付候譯を以て橘屋又右衛門と改名致、加州御屋敷え吳服物相納、當町東側居宅地面寛文十三丑年中買請、右又右衛門ゟ三代目同人孫又右衛門の節寛保元酉年中名主役被仰付、私迄七代相續仕引續役儀相勤罷在、苗氏の儀は今以塚谷と名乘罷在候、

家持
新五郎

一

右新五郎儀は正德元年の頃京都ゟ罷越、當町にて家持の由、光明膏と申目洗ひ藥商ひ始、追々賣弘り當所に響候目藥に御座候、

（光明膏）

一千川上水

右は安永九子年町内往還東の方え寄大樋掛有之、同所三丁目角に大桝壹ケ所有之候處、天明七未年四月中、御差止に相成埋立申候、

以上丙戌書上

本鄕五町目

一町名幷起立の年代、六ケ町に分候等の事は壹町目ゟ申立候通りに付別段不申上候、

一町内　東西兩側に分れ有之、

東側にて南北表間口京間六拾壹間餘、裏幅同斷、東西奥行廿間半餘、西側にて南北表間口六拾七間餘、裏幅同斷、東西裏行廿壹間餘、

一四隣　東の方松平加賀守樣御屋敷、西の方御持組屋敷、南の方同町四丁目、北の方同町六丁目、

一代地壹ケ所　同所四丁目西の方に有之、

東西表間口京間五間餘、裏幅同所南北裏行二間半餘、右者町内西側南木戸際横町角地主仁兵衛地面の内、間口三尺、奥行十四間四尺九寸、此坪拾坪七合五勺七才、元祿十丑年九月中御用地に被召上、横町道式に相成、右代地同所菊坂町續にて五割增に被下置候、

一代地四隣　東の方御持組屋敷、南の方高木幸次郎樣御屋敷、西の方同所四丁目代地、北の方往還を隔御持組屋敷、

一商番屋　間口八尺、奥行五尺、

右は町内西側北木戸際に有之、文政二卯年九月中御願濟御座候、

一商番屋　間口九尺、奥行六尺、

右は町内西側南木戸際に有之、尤古來ゟ有之候間御願濟年月相分不申候、

一千川上水

右は安永九子年中、町内往還本郷四丁目境の方より百廿間程も往來中程に小樋掛渡し有之、小桝四ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止の節埋立申候、

名主　源　右衛門

一

右源右衛門儀由緒系圖等無御座候得共、先祖者往古本郷村と申頃より同所に罷在名主役相勤候得ども、其頃は廻り名主にて孫兵衛、長右衛門、太兵衛、源右衛門と申四人の者役儀相勤罷在候處、寛文元丑年十月晦日より源右衛門儀定名主被仰付、其節より只今以役儀相勤罷在候、

以上丙戌書上

本郷六町目

一町名幷起立の年代、六ヶ町に分候等の事は壹丁目より申立候通りに付、別段不申上候、

一町内　東西兩側分れ有之

東側南北表間口京間百二間半餘、裏幅八拾三間半餘、東西奥行貳拾間餘、

西側中央に喜福寺門前地狹有之、南の方にて南北表間口京間四拾八間半餘、裏幅三十六間餘、東西奥行南の方にて廿間三尺北の方にて五拾七間餘、北の方にて南北表間口京間四間餘、裏幅四間半餘、東西奥行廿一間半餘、

一四隣　東の方松平加賀守様御上屋敷、南の方同所五丁目、西の方御持組屋敷、法眞寺、永福寺、喜福寺門前地、同所六丁目續横町、北の方松平加賀守様御上屋鋪、本多中務大輔様御中屋敷、

一商番屋　間口九尺、奥行九尺、

右は町内東側北木戸際に有之、御願濟年月相分り不申候、

一商番屋　間口六尺、奥行九尺、

右は町内西側南木戸際に古來より有之、御願濟年月相分不申候、

一上納地　貳ヶ所
松平加賀守様御守殿御門跡
百七拾八坪
同通用御門跡
百拾六坪

右地面の儀は吉兵衛、仁兵衛と申者所持の處、寶永五子年松平加賀守様御守殿御門御用地に被召上、湯島壹丁目にて替地被下置候、然る處享保十巳年右御守殿御門貳ヶ所とも右御屋敷より御公儀様え被差上候節、町内家主どもえ御預に相成、享保十巳年五月中町年寄奈良屋市右衛門役所え名主源右衛門被相呼、右地面貳ヶ所とも町家に被仰付候間、

壹ヶ年に仕切地代上納御請負仕候に付吟味仕可申上旨被仰渡、然る處同年七月中神田旅籠町壹丁目家持藤七御請負申上候、其後御請負人數度相替り、寛政四子年四月中奈良屋市右衛門役所え被相召、町内家主共の内右地御請負の儀御糺に付、町内相談の上名主源右衛門に被仰付候様奉願候處願の通被仰付、只今以右源右衛門御請負に御座候、尤右替地の儀は元地の通り被下置候得ども、六丁目代地とは相唱不申候、湯島四丁目名主六右衛門支配に御座候、

一千川上水

右者安永九子年中、町内往還同所五丁目境の方より百六拾間程往來中程埋小樋掛小桝四ヶ所有之候、天明七未年四月中御差止に相成埋立申候、

以上丙戌書上

喜福寺門前

一門前町家起立の儀は往古より喜福寺境内にて、天明十九年本郷邊御代官澤四郎右衛門様御取次にて拜領地に被仰付、其後慶長十巳年より門前家作仕、御代官右御同人様御支配御座候處、承應元年町御奉行島田彈正様、米津勘兵衛様、御支配に罷成候以來、本郷六丁目町並の御役相勤來、永代門前に御座候、

一町内　南北表間口京間四十五間半餘、裏幅同斷東西奥行、拾二間半餘、

一四隣　東南北の方本郷六丁目、西の方喜福寺裏門前、喜福寺、永福寺境内、

一喜福寺境内東南の方町家裏拾間四方の場所、當寺門前伊勢屋半兵衛土藏地に貸遣し度段、延享二年寺社御奉行所様え御願申上候、聞濟に相成、其後度々年季明き御願濟、猶又年季明きに付去る文政元年六月中、寺社御奉行水野左近將監様に願出願の通被仰付候、

以上丙戌書上

喜福寺裏門前

一右門前町屋の儀は右寺境内惣坪三千四百四拾四坪餘の内、北の方間口拾五間半、裏行六間、此坪數九拾三坪有之候場所、拾ヶ年季町家に仕度段明和七寅年五月中、寺社御奉行土屋能登守様え初て相願候處御聞濟に相成、夫より年季明き毎々相願、去る文政三辰年五月中、年季明に付寺社御奉行水野左近將監様え猶又相願候處、願の通御聞濟に相成右年限中に御座候、

一町内　東西表間口拾五間半、裏幅同斷、南北奥行六間、

一四隣　東の方喜福寺門前、南の方同寺境内、西の方菊

坂臺町、北の方本郷六丁目續横町、

一　右は町内與市店に罷在候、

三寶院御門主末流
當山修驗觸頭
鳳閣寺配下
明泉院

以上丙戌書上

本郷六丁目續横町

一町内の儀は本郷の地にて起立相分兼候得共、本郷六丁目町並ゟ餘程後に開候哉に奉存候、右者寶暦十年の御叅も有之、尤其以前の儀は御屋敷上り地に候哉、又は明地に候哉相分兼申候、地所の儀は本郷六町目地尻に有之候故町名右様相唱申候、

一町内　東西表間口廿八間、裏幅同斷、南北奥行五間。

一四隣　東の方本郷六丁目、南の方往來を隔喜福寺裏門前并境内、西の方往來を隔菊坂臺町、北の方本多中務太夫様御屋敷、

以上丙戌書上

御府内備考巻之三十三 終

御府内備考巻之三十四

本郷之三

新町屋

一町名の起町内の儀者往古峡田領本郷村の内にて有之候處、其後の儀者不相分、寶永七寅年上野御山内御靈屋御建立に付、宮様御隱居屋敷の分壹萬七千坪餘御上り地に相成、同年右爲代地當所にて壹萬百貳坪五合下水共御代地相成、尤右御上地不足の分七千百九拾三坪、下水共王子在塚平村にて足地に御渡相成候、尤其節ゟ當所に御隱殿御座候て御家來衆も住居の由御座候處、正德年中御隱殿御取拂に相成、其後寶暦七丑年上野御下屋敷願の通り町家作被仰付、新規町屋に付新町屋と相唱候由、右に付御地面の内五百七拾五坪五合の地所え東叡山ゟ御引移の鎮守御靈、稲荷兩社御建、別當妙嚴院地所は拜借地に相成、寺社御奉行御支配に御座候、妙嚴院儀は別帳妙嚴院ゟ書いだし申候、町内

（上野宮御證殿）

公役國役御年貢相勤不申候、町内地代金の儀者上野御納戸方え相納申候、

一町内東西南の方九拾壹間四尺、北の方九拾間壹尺。南北東の方百三拾貳間貳尺、西の方八拾八間三尺五寸、

但道幅間數除之、

一四隣　東の方杉浦房次郎様御屋敷、湯島三組町、西の方前田又吉様御屋敷、御先手組屋鋪、同所金助町、南の方寺西重一郎様、鈴木長藏様、清水治郎助様、松平内膳様、水野七三郎様御屋鋪、北の方湯島靈雲寺、内藤左京様御屋鋪、

一町内里俗都而大根畠と相唱申候、

但右御隱殿御取拂後、前栽之大根抔作有之候故右様相唱候哉に申傳、

（大根畠）

一町内西界地ひくの所傘谷と相唱申候、

（傘谷）

一湯島三町目横町ゟ當町えの往來坂下右の方、杉浦房次郎殿御屋敷え流候大下水の所、樹木谷と里俗相唱申候。尤右様唱申候譯相分不申候、常時唱誤地獄谷共相唱申候、

（地獄谷）

一自身番屋　間口貳間、奥行五間、

右者往來には候得ども自分道にて地面内の儀に付、新規自身番御願不申候、

一坂四ヶ所

右坂の儀は町内東境道通り湯島三組町より下り坂壹所、町内西境傘谷通り前後貳ヶ所、町内北境内藤左京殿御屋敷脇壹ヶ所、右何れも名目無御座候、

當山派修驗
大正院

一　右者町内家守平兵衛地借に御座候、

以上丙戌書上

同朋町

一右町名起立古來の儀は相分不申候得共、御同朋方拜領町屋鋪に有之候間、右様相唱候哉奉存候、舊地の儀は湯島聖堂地南の方御座候處御用地に相成候に付、天和三亥年當時の地所え替地被下置候、

一町内貳ヶ所に相成候間分て申上候、

東の方壹ヶ所

南北間口京間四十五間餘、東西裏行不同有之、

右四隣　東の方湯島六丁目、南の方定火消御役屋敷、西北の方同所竹町、

北の方壹所

南北間口京間十九間餘、東西裏行不同有之、

右四隣　東北の方同所壹丁目、西の方同所元町、同竹

町、南の方同所竹町、

一町内拜領地主左の通　（拜領地主）

一拜領町屋鋪百拾五坪　小普請組長井五右衛門支配臼井與左衛門

一同百廿四坪七合　奥御坊主高木久與

一同二百十壹坪三合　御同役河野圓阿彌

一同八拾三坪貳合五勺　紅葉山御別當龍王院支配御坊主高橋守泉

右は天和三亥年拜領仕候、

一拜領町屋鋪八拾五坪　表御坊主近藤成悅

右は天和三亥年御坊主片岡喜伯拜領地の處、文政十三子年十一月右成悅相對替仕候、

一同百六拾八坪　小石川養生所本道見習出役鎌田庭雲

右は文化五辰年七月西丸奥御醫師小島活晏拜領被仰付

同九申年十一月右庭雲相對替仕候、

一町内里俗　東南の裏通りを襟片町と相唱申候、向側は定火消御役屋敷後にて、同町の地尻の方奥身形りに相成候に付右樣相唱申候、（襟片町）

一町内物揚場　長拾間

右揚場の儀は町内拜領地主并町人共拜借物揚場にて、同町より南東の方え貳町程隔、神田川御堀端に御座候、古來湯島聖堂前にて屋敷拜領仕候節、家前にて物揚場拜領仕候處、天和三亥年御用地相成、同所竹町の儀只今の所え替地被下置、揚場の儀は以前揚場持來候處、享保十三申年神田川御切廣に付御普請の砌御用地に相成、其後寛延三午年御堀浚の節、當時の處揚場付替御願申上願の通被仰付候、

一町内拜領主高橋守泉地所の處、駒込白山大權現宮地の由相傳御座候、（白山權現宮地）

一千川上水蹟

右は元祿の度に相還り候處相潰、又々安永九子年相懸り當町の儀は片側町に付向側同所竹町小桝を最合に仕り候、其後天明七未年四月御差留に相成取潰し埋立申候、

以上丙戌書上

竹町

一町名起立の譯疑と相分不申候得共、元祿の末の頃竹木商人多分御座候に付竹屋町と相唱申候由に御座候、其後竹町と相唱候儀年月相知不申候、尤町内竹屋彌兵衛（竹屋町）

と申者身元相應の者にて竹商賣手廣に仕、向側同朋町元白山社地跡に寛永年中ゟ住居仕罷在候處、文政三辰年中退轉仕候、當町の儀は御目付方御支配御小人大縄拜領町屋敷に御座候て、

御入國後參州ゟ御供仕候者、年月不相知三河町駿河臺にて拜領仕候處、元和三巳年御用地に相成、當時の地所に替地被下置候、

但貳ケ所替地の譯末書出申候、地所以前の儀は相分不申候、

一東西南南の方町屋の方三十五間壹尺六寸五分、北の方七十三間二尺五寸、南北東の方七十八間六尺三寸四分、西の方三十五間五寸、

但坤の方同所元町入込有之、

東の方往還を隔出張有之、南北間口九間六尺貳寸、同裏幅拾間、東西裏行南の方九間、北の方五間三尺五寸、

一右四隣　東の方同所同朋町、同所壹町目、西の方同所元町、南の方同所同朋町、定火消御役屋敷、德永權十郎樣屋敷、加藤源左衛門樣屋敷、川副勝三郎樣屋敷、北の方同所壹丁目、同所同朋町、同所元町、同所三念寺、東西南北共五拾五間壹尺五寸三分、南北東西共拾三間五尺三寸、北の方町屋

一右四隣　東の方同所元町、御持組屋敷、西の方諏訪新之丞樣屋敷、南の方同所元町、北の方本多大隅守樣屋敷、伴野莊十郎樣屋敷、

一里俗北の方町屋を都て新屋敷と相唱申候、右は先年御茶の水定火消御役屋敷の地處に罷在候處、天和三亥年御用地に相成候節唯今の地所被下置、後年に至り町屋に相成候に付右樣相唱申候、（新屋鋪）

一里俗南の方町屋南側、竹町河岸通と相唱申候、右は寛永五辰年當時の湯島馬場の處にて拜領仕候處、明暦三酉年神田川御普請の節御用地相成、萬治元戊年同所御堀端當時武家方御屋敷有之候處にて、替地被下置候砌町屋河岸通りに御座候處、元祿十六年未年十一月廿九日類火仕、同十二月御用地相成、寶永三申年正月唯今の地被下置候に付、當時は河岸ゟ餘程相離申候得共、以前河岸通り罷在候間今以右樣相唱申候、（竹町河岸通）

一里俗南の方町屋、西の方同所元町入込有之候場所中通を貳間道と相唱申候、右は兩側の地所壹間づゝ爲引込自分道を相付申候間右樣相唱申候、（貳間道）

一里俗南の方町屋東に寄候町屋を東竹町と相唱、西寄候町屋を西竹町と相唱申候、

一町内地主の儀は前書の通不殘御小人方拜領町屋敷に御座候得ども追〻相替り、相對替又は轉役等も有之、當時拜領の名前左の通り、

一拜領町屋鋪六拾八坪貳合　御目付支配無役　黑川久二郎

一同　六拾八坪貳合　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人　加藤重二郎

（拜領屋鋪並拜領人名）

一同　九拾三坪五合　同斷　大島彦太夫

一同　五拾九坪六合　御小人頭金井伊太夫組御玄關番　神田作三右衞門

一同　六拾三坪五合　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人　小村忠左衞門

一同　六拾八坪貳合　同斷　山本角藏

一同　六拾六坪一合　同斷　磯山藤五郎

一同　六拾八坪貳合　同組　御小人　原良八

一同　九拾三坪　御小人頭近藤鯉左衞門組　西丸御玄關番　中島治太夫

一同　六拾六坪貳合　同組　御小人　鈴木良左衞門

一拜領町屋鋪六拾六坪貳合　御小人頭金井伊太夫組　御小人　春日井九十郎

一同　六拾六拾坪五合　御代官　平岡彦兵衞手付　赤羽八郎次

一同　六拾五坪七合　御小人頭近藤鯉左衞門組　中の口番　長坂彦八

一拜領町屋鋪九拾三坪　同組　御小人　中村半右衞門

一同　九拾壹坪　御小人頭金井伊太夫組　御小人　高橋源三郎

一同　九拾壹坪　同組　中の口番　田中圓七

富士見御寶藏番頭三宅與兵衞組　内田彦四郎

一同　五十四坪四合　御小人頭金井伊太夫組　御小人目付　鈴木甚左衞門

一同　六拾四坪四合　同組　御小人　和田助八

一同　七拾壹坪八合　西丸中の口番　山崎金助

一同　七拾坪七合

一拜領町屋鋪七拾坪七合　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人目付　須藤鐵太夫

一同　七拾坪七合　御小人頭金井伊太夫組　御小人　服部辰次郎

一同　七拾坪七合　同斷　椙野三之助

一同　七拾坪七合　同斷　前田金太夫

一同　七拾坪七合　同組　御玄關番　柴田七郎左衞門

木村三郎右衞門組　進物取次上番　松井太郎市

一同　七拾坪七合

御小人頭金井伊太夫組　御小人　鈴木太郎左衞門

一同　九拾坪三合　同斷　山下金五郎

一同　六拾七坪貳合四勺　同斷　荻原大次郎

一同　九拾壹坪三合　同組　御小人目付　平馬嘉助

一同　七拾坪　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人　陸路文藏

一同　六拾九坪

一拜領町屋鋪六拾八坪四合　御小人頭金井伊太夫組　御玄關番　和田傳次兵衞

一同　九拾三坪貳合四勺　御小人頭金井伊太夫組　御小人　渡邊藤吉

一同　六拾七坪九合五勺　御小人頭杉山八之助組　御小人　大村友右衞門

一同　六拾坪六合　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人　清水孫七

一同　九拾七坪貳合　同組　御小人目付

一同　六拾坪八合　御小人頭金井伊太夫組　西御丸御玄關番　勝左衞門

一同　六拾壹坪九合　御目付支配御小人無役世話役　眞下平四郎

一同　六拾貳坪　御小人頭金井伊太夫組　御小人　立嘉六

一同　六拾貳坪　同組　御小人目付　春日井忠二郎

一同　六拾八坪貳合　同組　御小人　山下半之助

一同　六拾八坪五合　高田伊之丞組　御天守下番組頭　山田長右衞門

一拜領町屋鋪六拾八坪六合　御小人頭近藤鯉左衞門組　中の口番　尾崎　茂右衞門
一同　六拾八坪五合　御小人頭金井伊太夫組　御小人　藤田　五郎助
一同　六拾八坪五合　同組　御玄關番　宮崎　善八
一同　九拾三坪七合五勺　同組　御小人目付　栗島覺次郎
一同　六拾八坪貳合　同組　御玄關番　和田　平助
一同　六拾貳坪七合　同組　御小人　向井　金市
一同　六拾一坪三合　同組　御小人組頭　向井　勘七
一同　六拾一坪三合　同組　御小人　木村　傳藏
一同　六拾壹坪三合　同組　御中の口番　伊東　九助
一同　六拾一坪七合　甲府勘番松平相模守組　書役　中村　兵助

一拜領町屋敷六拾壹坪三合　御小人頭近藤鯉左衞門組　御小人　渡邊　幸次郎
一同　六拾壹坪三合　同組　御中の口番　木村　富兵衞
一同　六拾貳坪七合　同組　御小人　原　鐵八
一同　六拾貳坪七合　同組　御小人　柴田　熊五郎
一同　六拾壹坪三合　御留守居　曲淵甲斐守同心　大林　次兵衞
一同　四拾八坪五合七勺　御留守居　石河甲斐守同心　小池　眞次郎
一同　六拾壹坪三合　川舟改役　奥村源二郎組手附　鈴木　孫七郎
一同　六拾貳坪七合　御代官　鹽谷大炊郎手附　佐藤　丈右衞門
一同　五拾六坪貳合八勺　奥坊主　深瀨林哲支配奥六尺　高橋　正助
一同　貳拾四坪三合三勺　御數寄屋頭　高田三郎支配御路次者　菊池　八左衞門

一拜領町屋鋪貳拾四坪三合一勺　同支配同役　肥田　吉太郎
一同　五拾七坪四合　黑鍬頭　中山金三郎組　木村　平次郎
一同　六十七坪八合　表御臺所頭　谷左平太支配御小使頭　近藤　源五郎
一同　六拾七坪貳合　御庭頭　高橋與太夫支配　淺井　半左衞門
一同　四拾坪七合五勺　御目付支配無役　小作　十内

右名前の外御小人頭金井伊太夫組預り地壹ケ所、凡八拾年程以前ゟ組預り地にて、其砌拜領主如何の儀にて上り地に相成候哉、年來相立候儀にて其頃の書留等も無御座候に付相分り不申候、尤當時左の兩人引請罷在候、

御小人組頭　高橋　五郎三郎
同　秋山　七左衞門

一河岸物揚場　長貳拾間

右當町の南北の方え貳町程隔、神田川御堀端に有之候、元祿十一寅年六月拜領地主幷町人共拜借物揚場に奉願上候處、享保十三申年神田川御切廣けし節揚場被召上、翌酉年九月元の通拜借被仰付候、

一千川上水跡

右元祿の度に町内相掛候處相潰し、又〻安永九子年中ゟ相掛り、本郷壹丁目往還大桝ゟ竹町東通往還え相掛、同町中程西に入横町際にて小桝壹ケ所、同所西通りえ相掛り、其外小桝跡無御座候、尤天明七未年四月中御差止に相成取潰し埋立申候、

一　右は傳八店に罷在候、
一　右は五人組持店罷在候、
一　右は平藏店に罷在候、

元　町

一町名起立の儀疑と相分不申候得共、町内の儀は御中間大繩拜領屋鋪にて、御入國之節三州ゟ御供仕候者慶長十巳年中三河町駿河

臺邊にて拜領地八町四方被下置、其頃は當所ゟ神田川河岸の邊一圓御弓同心御組屋敷に候處、年月不知右御組屋敷小石川大塚邊え引拂、右跡え元和四午年七月中前書の三河町駿河臺より引替拜領有之候處、其後元祿八亥年九月中御仲間頭衆ゟ町屋敷に致度段被相願候由にて、翌九子年二月中町御奉行能勢出雲守様、川口攝津守様御勤役中新規町屋御免有之候由、然る處元祿十六未年二月中御用地に被召上、河岸の方五拾間通跡え引退。當時の場所元坪の通替地被下置候由、尤右替地の處明地に候哉何れの立跡に候哉相分り不申候、其後年月不相知右引跡河岸は御武家地に相渡、右の通度〻沿革改候儀にて、右場所往古は豐島郡峽田領本郷村と申傳候、且町名の儀は町家に不被仰付以前、神田川河岸通え引地に相成候節、本郷邊拜領地の内にては外地面ゟ右場所は早く御地渡有之候故、本郷元町と唱來候に付、町屋に被仰付候節直に右町名相用來候儀に可有之趣申傳に御座候、

（御弓同心組屋舗）

（町名由來）

一町内東西え南の方京間百五間餘、北の方同百拾貳間餘、南北え東の方同百八間半餘、西の方同七拾間半餘、

但東の方中央同所竹町並三念寺入込有之、

一四隣　東の方本郷一丁目、同所同朋町、同所竹町、西の方長澤大藏様、安藤九郎右衞門様御屋敷、昌清寺、興安寺、等正寺、久永主税様御屋敷、南の方川副勝三郎様、布施脇三郎様、吉見山三郎様、安富軍八様、長田三右衞門様御屋敷、北の方御持組屋敷、本郷竹町、諏訪新之丞様、土井幸太郎様、日比野七之丞様御屋敷、

一町内地主の儀は前書の通不殘御中間方大縄拜領地に候得共、追〻相對替又は轉役等にて、當時名前左の通、

（拜領町屋舗）

一拜領町屋敷六拾貳坪貳合八夕

一同　六拾壹坪貳合三夕　御中間頭山崎又兵衞組　和田半次郎

一同　六拾一坪一合一夕　同人組　富山貞平

一同　六拾壹坪壹合九夕　同人組　吉野傳左衞門

一同　八拾一坪貳合二夕　御廣敷添番　杉本岩太郎

一同　六拾貳坪三合四夕　小普請支配浅野隼人組　田畑清十郎

一同　六拾三坪三合一夕　御中間頭鈴木字右衞門組　神尾紀三郎　西御丸御小人目付　三浦七藏

一拜領町屋敷八拾六坪四夕　御馬頭諏訪郡汝九郎支配御口の者　川島勘次郎

一同　六拾六坪貳合　御廣敷添番　鈴木定藏

一同　五拾九坪八合一夕　御中間頭山崎又兵衞組　室田傳次郎

一同　五拾九坪八合三夕　同人組　近藤惣次郎

一同　五拾九坪八合九夕　學問所勘番下役　林平次郎

一同　五拾九坪九合　御目付支配無役　杉浦與重郎

一同　六拾坪貳合六夕　御目付支配無役　川口沖之助

一同　六拾七坪三合九夕　御留守居室賀山城守同心　濱田斧藏

一同　七拾一坪九合五夕　御馬頭諏訪郡紋九郎支配御口の者　齋藤長兵衞

一同　六拾七坪三合九夕　御留守居番倉林五郎右衞門組同心　杉山吉右衞門

一同　六拾坪九夕　御中間頭山崎又兵衞組　鈴木豐次郎

一拜領町屋鋪六拾坪九夕　同人組　佐藤錠之助

一同　八拾五坪六夕　同人組　金田惣五兵衞

一同　六拾坪九夕　御中間頭山崎又兵衞組　林源左衞門

一同　六拾坪五夕　西丸御切手御門番吉本與惣衞門組同心　稲田平一郎

一同　五拾九坪八合四夕　御中間頭山崎又兵衞組　伊久間勝藏

一同　六拾坪七合　同人組　中山七右衞門

一同　七拾五坪五合一夕　養生所出役　松崎於登次

一同　六拾坪七合　御石の間番　金田藤八郎

一同　六拾貳坪七合七夕　御廣敷添番　杉浦善藏

一同　八拾五坪七合五夕　御小人目付　長瀨宮作

一同　五拾八坪二合　御中間頭古澤茂右衞門組　河内惠三郎

一同　八拾五坪八合三夕　御徒目付　神谷昇太夫

一拜領町屋敷六拾壹坪八合五夕　御賄方出役　小田　市郎兵衛
一同　三拾四坪八夕　御中間頭山崎又兵衛組　八田　萬之助
一同　七拾坪四合七夕　同人組　清水　鐵之助
一同　六拾坪五合八夕　同人組　金田　惣三郎
一同　八拾五坪八合一夕　御目付支配無役　鈴木　半平
一同　六拾貳坪九夕　御先手石野新右衛門組同心　鈴木　清藏
一同　六拾坪九合六夕　小普請組神尾豐後守組　加藤　清次郎
一同　六拾坪六合五夕　野馬方出役　園田　七平
一同　六拾壹坪五合六夕　御中間頭山崎又兵衛組　金田　彌五郎
一同　六拾壹坪貳合一夕　同人組　西山　升太郎
一同　六拾坪一合四夕　御留守居柳生主膳正同心　高田　宗三郎
一同　六拾坪一夕　進物取次上番　渡邊　幸太夫

一拜領町屋敷四拾坪三合　御小人頭　近藤　鯉左衛門
一同　六拾坪五夕　御中間頭山崎又兵衛組　沼崎　平次郎
一同　五拾九坪八合九夕　同人組　鈴木　孫之丞
一同　五拾九坪八夕　同人組　秋元　千吉
一同　九拾七坪貳合六夕　御目付支配無役　有賀　林平
一同　六拾貳坪六合二夕　西丸御切手番松岡又右衛門組　岡本　銀藏
一同　七拾貳坪四合　御中間頭山崎又兵衛組　木村　助八
一同　九拾四坪五合　同人組　神谷重郎右衛門
一同　六拾九坪三合三夕　同人組　小野田　彌太郎
一同　百五坪三合三夕　御目付支配無役　原田　藤藏
一同　六拾貳坪三夕　御中間頭古澤茂右衛門組　青木　勝次郎
一同　六拾貳坪九合二夕　御目付支配無役　浦邊　源吉

一拜領町屋敷六拾坪四合二夕　御中間頭山崎又兵衛組　淺岡　杢三郎
一同　六拾三坪四合一夕　同人組　三浦　五郎太夫
一同　五拾九坪六合三夕　同人組　高橋　勝次郎
一同　百七拾七坪貳合一夕　同人組　松岡　長五郎
一同　九拾四坪七合五夕　同人組　細野　小右衛門
一同　六拾坪五合三夕　御小人目付　三橋　軍次郎
一同　八拾九坪一合三夕　西丸御小人目付　宇佐美　彦四郎
一同　六拾壹坪七合　同　室田　甚左衛門
一同　六拾一坪七合　御馬頭村松四兵衛支配御口の者　鳥飼　半平
一同　百坪九合六夕　西丸御切手番頭　松岡　又右衛門
一同　六拾坪三合六夕　清水様御勘定組頭　川村　八兵衛
一同　六拾坪三合六夕　御廣敷御小人　粂山　鐵次郎

一拜領町屋敷六拾坪三合六夕　小普請組佐野豐前守組　和田　斧藏
一同　七拾三坪八合九夕　御小人目付　松岡　磯次郎
一同　六拾坪三合六夕　中間頭　鈴木　宇右衛門
一同　六拾坪三合六夕　御目付支配無役　鈴木　豐藏
一同　六拾坪三合六夕　御小人目付　細野　三次郎
一同　五拾九坪七合四夕　御臺所番　鈴木　傳重郎
一同　五拾八坪六合貳夕　二ノ丸御番同心　神谷　勘右衛門
一同　六拾坪貳夕　御留守居柳生主膳正同心　浦部　嘉惠吉
一同　六拾坪貳合二夕　御中間頭山崎又兵衛組　川口　九八郎
一同　五拾九坪八合貳夕　同人組　金田　九重郎
一同　六拾坪七合六夕　評定所留役　鈴木　榮助
一同　六拾坪三合貳夕　御小人目付　磯部　孫八郎

國立國會圖書館

一拝領町屋敷六拾坪八合九夕　御賄方　塚田平八郎
一同　六拾坪貳合貳夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　小幡新三郎
一同　八拾六坪貳合七夕　御目付支配無役　青木金吉
一同　五拾九坪七合四夕　御馬頭　諏訪部紋九郎支配御口の者　鳥飼七重郎
一同　七拾貳坪八合貳夕　御中間頭　山崎又兵衛組　萩原五右衛門
一同　五拾九坪七合　同人組　山本孫七
一同　七拾坪貳合九夕　御中間頭　山崎又兵衛組　園田寅三郎
一同　六拾坪八合三夕　同人組　岡田伴次郎
一同　四拾五坪五合九夕　同人組　安川七平
一同　五拾九坪五合三夕　西丸　御小人目付　三浦藤太夫
一同　四拾八坪貳合二夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　中山政右衛門

一拝領町屋敷四拾八坪　御臺所番　橋本七之助
一同　六拾三坪九合二夕　御小人目付　藤村甫助
一同　四拾八坪一合七夕　御目付支配無役　西村金次郎
一同　六拾貳坪一合貳夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　竹中房次郎
一同　八拾三坪七合六夕　同人組　岩堀孫次郎
一同　六拾三坪六合五夕　同人組　古澤與惣吉
一同　七拾九坪五合六夕　御馬頭　諏訪部紋九郎支配御口の者　矢澤四郎右衛門
一同　八拾五坪六合三夕　御徒押　高橋源之助
一同　六拾坪六合六夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　宇佐美安太郎
一同　六拾一坪三合七夕　同人組　山本壽平
一同　八拾一坪一合八夕　御賄藏下番　永田忠三郎
一同　六拾一坪五合三夕　御代官　布施孫三郎手付　齋藤忠次郎

一拜領町屋敷六拾坪一合五夕　西丸　御小人目付　藤村榮太郎
一同　五拾九坪三合六夕　御鷹匠頭　内山七兵衛支配　三浦錄太郎
一同　六拾貳坪七合貳夕　御中間頭　山崎又兵衛
一同　七拾九坪六合三夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　伊藤岩次郎
一同　六拾一坪六合一夕　同人組　淺井茂七郎
一同　五拾壹坪七合九夕　御駕籠頭　平島庄助
一同　六拾坪貳合五夕　御鷹野方　西村啓藏
一同　八拾四坪貳合二夕　御作事方　御徒役方　瀧又藏
一同　四拾七坪五合一夕　御中間頭　鈴木宇右衛門組　舟川彦兵衛
一同　六拾四坪四合七夕　同人組　藤村源吉
一同　六拾壹坪六合三夕　御目付支配無役　岩藤兼次郎
一同　六拾坪一合　御中間頭　山崎又兵衛組　小幡善三郎

右名前の外組預り地壹ヶ所有之、四十ヶ年程以前迄御小人目付西村五兵衛と申仁之拜領地に御座候處、其後年月不知上ヶ地に相成、當時組預り地にて左の名前の三人引受罷在候、尤右五兵衛儀如何の譯にて、上ヶ地に致候哉、年久敷儀にて相分兼申候、

御中間頭　安川七平
小野彌兵衛
相原良右衛門

一町内南の方町屋の儀前ヶ條に申上候通、以前御茶の水河岸に有之、其後跡え退き今以明地に相成、河岸見通に付南側町屋を元町河岸と唱來候故、當時立跡武家地にて河岸とは隔り居候得とも、今以右の邊を里俗に河岸と相唱申候、

一町内の儀五六十ヶ年程以前迄は四ヶ町に相分、一町目貳町目、三町目、四町目と私に相唱候由之處、いつとなく元町と斗相唱、尤右當時も上町と唱候場所に一丁目、二丁目分、下町と唱候場所は三丁目、四丁目分に御座候、（元は四ヶ所）

一神田川河岸通の内火消御役屋敷脇ゟ水道橋手前の邊迄を御茶の水河岸と往古ゟ唱來候處、右は起立聢と相分兼候得とも、神田川御堀割以前右川内の所に名水の井

國立國會図書館

（御茶の水井跡）

有之、いつ頃に候哉御城内え御茶の水に御取寄せ被爲遊候儀有之候に付、其砌ゟ右の邊を御茶の水と相唱、萬治の度神田川御堀割の節、右井戸北の方土手なだれ下川岸に有之候處、享保年中御堀廣の節川内に相成候趣申傳、既に神田川の内當時火消御屋敷と馬場向の所川形余程曲り有之、右場所を俗に大曲りと唱候處の岸、古井の跡有之候由にて、以前ゟ付側にも不相成、今と其所は水不絶渦卷居、至て深き樣子に相見全く井の跡にも可有之奉存候、

（神田御茶水臺町）

一揚場坂と申里俗近邊には無御座候得共、町内持物揚場御茶の水河岸内に有之候に付、右揚場道坂を他所の者揚場坂と唱候儀も有之趣に御座候、

（初音の森）

一町内の儀元祿の頃神田臺町又は御茶の水臺町、御中間町抔と私名相唱候由に御座候處、當時は右樣の里俗相唱不申候、

一町内南の方町屋向建部六右衞門樣御屋鋪は、河岸通迄折廻しにて河岸の方一圓崕に有之、右崕上御庭に相成居、餘程地高の場所南西受にて小川町邊見晴の風景も宜敷、右崕通り壹圓藪茂り年ゝ鶯初音早く、年に寄極月の内にても鳴候故自然と初音の森と世俗に相唱候由、然る處明和九辰年中丸山田町ゟ出火の節右藪燒失致し、其後は唯今以崕地草花小笹等斗にて、至て淺間に付當時にては別に鶯の初音早き場所と申事にて無之候得共、右申上候通絶景の地故舊來の唱相殘、唯今以初音の森は流布仕候、勿論御府内にては都て小石川邊より駿河臺邊え掛時鳥も早く鳴候故、右初音の森は時鳥の事とも申候得共、全く左には無之鶯の事に御座候、

一千川上水跡

右安永九子年中、町内往還本郷壹丁目境の方より折廻し、百六拾間程も往來中程に埋小樋掛有之、小桝四ケ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節取潰し埋立申候、

一河岸物揚場　長參拾間

右者享保十四酉年九月中、町内地主方拜借揚場にて、只今以町内物揚場に相用來申候、

一　羽黑修驗觸頭仙壽院配下利益院

右は半七店に罷在候

一　本山派修驗京都若王子殿配下大宮院

右は善七店に罷在候

一　當山派修驗青山鳳閣寺配下金剛院

右は伊兵衞店に罷在候、

以上丙戌書上

金助町

（町名由來）

一町名起立の譯年代詳と相分不申候得共、當時町内地主新御番牧野金助樣御先祖往古御小人頭被相勤、御入國後御供にて被參、武州豐島郡峽田領本郷村の内にて三千七百坪餘、元和四午年七月中拜領地に被仰付候處、其後只今の地坪の外上ケ地に被相願、寛永十三子年五月中右跡不殘御小人方大繩拜領地に被下、元祿九子年二月町屋、御免に相成申候、右之通以前不殘金助樣御先祖御拜領地故、本郷金助町と相唱申候趣申傳に御座候、且又右大繩屋敷の儀、御茶の水河岸に以前有之候趣申傳候得共、申傳而已にて相分不申、右拜領主の内、

御廣敷添番伴　龜次郎

右拜領地三百六拾八坪七合七勺にて外並ゟ地面場廣に候處、拜領の時分御小人頭被相勤候に付、右の通格別に坪數多拜領被致候由に御座候、

大御番同心　川村嘉吉

右拜領地者貳百五十坪にて、何役に候哉元猪飼庄藏と申仁拜領主に候處、子細并年月共不知先年上り地に相成候後、寶曆四戌年十一月中右嘉吉四代以前御小人頭相勤候由、其節金助町地面拜領致候由にて、其以前は嘉吉先祖本郷元町に拜領地有之候を、右庄藏上り地を引替候由に候得共、嘉吉元地面當時拜領主名前一向相分不申候、

一町内東西え南の方京間三拾九間半餘、北の方同四拾七間半餘、南北え東の方京間五拾五間餘、西の方同百貳拾七間餘、

但往來道幅間數除之、

一四隣　東の方拓植五左衞門樣、渡邊又吉樣、三浦帶刀樣、山木織部樣、市野彦三郎樣御屋敷、西の方湯島六丁目、本郷春木町壹丁目、南の方御先手同心組屋敷、前田又吉樣御屋鋪、湯島六丁目、北の方本郷春木町二丁目、同三丁目、

一町内東の方、本郷新町屋向拓植五左衞門樣御屋敷を隔候地處左の通、

一町内東西え京間拾四間餘、南北え東の方同貳拾間餘、西の方同貳拾貳間餘、

但往來間數除之、

一四隣　東の方内藤左京樣、内藤主膳樣、土肥金次郎樣

國立國會図書館

御屋敷、西の方御先手組屋鋪、南の方本郷新町屋、北の方拓植五左衞門様御屋敷、

一町内の儀は不殘御小人方大縄拜領地にて、前書起立に申立候通元祿九子年二月中新規町屋に被仰付、追〻拜領主相替、當時左の通に御座候、

（拜領町屋敷）

一拜領町屋敷四百六拾二坪八合二夕　新番頭佐野兵庫頭組　牧野金助
一同　九拾六坪七合四夕　御掃除頭　小林五兵衞
一同　六拾坪貳合七夕　黑鍬頭　笠原五太夫
一同　六拾貳坪壹合壹夕　御目付支配無役　原藤左衞門
一同　六拾三坪五合七夕　御小人目付　池田甚十郎
一同　八拾八坪四合六夕　同　加藤此八
一同　六拾二坪壹合壹夕　同　金指宗内
一同　六拾坪二合七夕　御小人目付　松本柳平
一同　八拾貳坪壹合貳夕　御小人　原佐五八
一同　八拾八坪七分四夕　同　粕谷鐵次郎

一拜領町屋鋪六拾貳坪壹合壹夕　御小人　清水仁平次
一同　六拾貳坪壹合壹夕　同　山崎彌惣次
一同　八拾六坪壹合壹夕　同　萱野彌五右衞門
一同　六拾坪貳合七夕　同　增井三次郎
一同　六拾坪貳合七夕　同　柴崎七藏
一同　八拾六坪壹合壹夕　同　山崎傳右衞門
一同　五拾九坪七合五夕　同　坪山勘兵衞
一同　六拾貳坪壹合壹夕　同　斧生源内
一同　百拾貳坪四合三夕　同　佐藤九郎兵衞
一同　六拾貳坪壹合壹夕　同　金子甚三郎
一同　六拾坪貳合七夕　同　池田一作
一同　五拾九坪七合五夕　同　持田唯七
一同　五拾九坪七合五夕　西丸御玄關番　柳川五左衞門

一拜領町屋敷八拾八坪七合四夕　御小人　山田權之丞
一同　六拾坪二合七夕　同　坂本清十郎
一同　九拾八坪四合　表火之番　柴田信三郎
一同　七拾九坪八合六夕　御普請役　林長四郎
一同　八拾八坪七合四夕　御勘定吟味方下役　神谷幸藏
一同　百拾壹坪一合六夕　小普請　久世伊勢守組　大島八十郎
一同　六拾貳坪壹合壹夕　御普請役　寺澤次郎左衞門
一同　八拾八坪七合四夕　小普請　淺野隼人組　鈴木喜太郎
一同　六拾六坪五合五夕　小普請　土屋讃岐守組　小林助藏
一同　六拾坪貳合七夕　御代官　中村八太夫手附　大場儀右衞門
一同　六拾坪貳合七夕　御廣敷御侍　木村嘉藤次
一同　六拾坪貳合七夕　西丸御賄組頭　片山善右衞門

一拜領町屋敷三百六拾八坪七合七夕　御廣敷添番　伴龜次郎
一同　貳百五拾坪　大番頭佐藤美濃守同心　川村嘉吉
一同　五拾九坪七合五夕　西丸御小人目付　渡邊甚右衞門
一同　六拾坪貳合七夕　西丸御玄關番　萩原甚五右衞門
一同　五拾九坪七合五夕　御小人目付　杉野甚平

右名前の外組預地一ケ所有之、以前は御小人山本半九郎と申仁拜領地に候處、文化五寅年正月中本郷竹町拜領地主御裏御門御切手同心榎本傳十郎儀不埒有之、死罪被仰付拜領地も被召上候に付、右跡を同年六月中半九郎致拜領候故、其節ゟ金助町地面上ケ地にいたし組預りに相成、當時左の通名前の仁引受に御座候、

地所引受人　高橋五郎三郎
菊池官左衞門

一河岸物揚場　長拾間

右御茶の水馬場下に有之候、享保十四酉年九月中町内地主方拜借揚場にて、只今以町内物揚場に相用來申候、

国立国会図書館

（孝子百之助）

一　九兵衛店
庄八悴
百　之　助

右百之助儀養父母え孝心を盡候段達　御聽、寛政四子年五月八日町御奉行池田筑後守様御番所え被召出、爲御褒美右の通被下置候、尤其節右御組隱察廻りの衆え始末書上左の通に御座候、

本郷金助町
九兵衛店
時の物賣庄八悴
百　之　助

右百之助父庄八儀は當子五拾三歳、母りよ儀は當四拾四歳罷成申候、然る處右百之助儀湯島六町目出生にて、貳歳の節庄八方え養子に貰受候處、一體生付柔和にて幼年の砌ゟ平生子供交り不仕、其外物見等にも罷出不申候、尤養母りよ儀持病に癪有之平日打臥罷在候處、百之助拾一歳の頃ゟ晝夜母の看病仕、按摩抔致、夜分兩便等に參候得は付添、時々癪差發り候節は夜分一向臥り不申介抱仕、父をば爲臥候儀に御座候、勿論去十月中ゟ時の物商爲致候處、商に罷出候ても晝時分は宿元に多分相歸り、母に服藥等并晝飯抔給させ申候儀に御座候、且又庄八儀元來酒好に御座候處、妻りよ病身に相成候に付、近頃身上も不如意に付、先達て酒暫く相止め候處、右體酒好の酒相止め若病氣等出來可申哉と苦勞に存、自分家業出精いたし賣德の内にて酒調置父庄八え爲給候由御座候、尤幼年の砌ゟ兩親申付候儀を不依何事相背候儀無之、至て孝心者に御座候由同長屋近所の者申之候、勿論私方にても先達て風聞承候に付候得共相調候上御訴可申上存居候處、此度御尋に付猶又相調候處前書の通御座候間此段申上候以上、

本郷金助町
名主六右衛門後見
彌　兵　衛

子四月三日

平右衛門店
平四郎妻
ゆ　き

（貞女ゆき）

一　御褒美鳥目拾貫文

右ゆき儀夫え貞心を盡候段達　御聽、寛政九巳年五月九日村上肥後守様御番所え被召出、爲御褒美右の通被下置候、尤其節右御組穩密廻りの衆え始末書上左の通に御座候、

平右衛門店
平右衛門事
盲人
平　四郎
巳七十八歳
妻
ゆ　き
同七十三歳

右盲人平四郎儀は上總國天羽郡百首村出生にて、妻ゆき儀は相模國愛甲郡坂戸村出生にて、兩人共當町に四拾年來、平日實體成者にて十二ヶ年以前迄は同町吉兵衛店に罷在、表店にて割眞木商賣致居候處、右平四郎儀十六ヶ年程以前眼病相煩、衣類諸道具等迄賣拂種々致療用候得共其詮も無之、盲目に相成家業も難相成、無是非十四ヶ年以前同店内裏屋え引込、妻ゆき儀樒花等賣歩行漸々其日を營罷在候處、十二ヶ年以前午年二月中類燒に逢、其砌夫を連れ立退候迄にて、家財道具等不殘致燒失候に付、必至と差詰難澁仕、其上可便身寄も無之候得共、右ゆき儀一體烈敷生得故、其節ゟ同町平右衛門店借受、夫ゟは風雨も不厭毎日無怠樒花松商に罷出、相歸り候得ば近所使等に被相雇、右雇先にて給物等出し候得ば自分は給不申、宿元え持參り平四郎え爲給候様仕、且又寒氣の時節に至り候得ば平四郎儀寒さに中り不申候様にと、貧窮に候得共少々宛酒調爲給、其上自分は肌薄にて夫えは衣類夜具等爲着候様仕、其外兩便の世話等の儀は不及申、平四郎心任せに致遣、平日夫婦合睦敷、是迄十四ヶ年の間夫平四郎盲目に相成、其上同人儀左りの足不叶に相成、片足投出し立居も不自由に候得ども年來介抱致、尤平日至て困窮に候得ども宿賃等一ヶ月も無滯家主方え差遣、殊更ゆき儀及老年自分一人の稼にて夫を育み候段、貞心奇特成者の由近邊にても取沙汰仕候儀に御座候、右御尋に付密々相調申上候、

巳二月廿九月

本郷金助町
名主六右衛門後見
彌　兵　衛

以上丙戌書上

御府内備考巻之三十四　終

国立国会図書館

御府内備考巻之三十五

本郷之四

春木町壹丁目

（町名來由）

一町名起立の儀は往古ゟ本郷の内にて、屋鋪拜領以前伊勢御師春木太夫右町邊に數年旅宿致罷在候處、如何の儀に候哉引拂候跡、元和二辰年七月中御中間御駕籠方え大縄に拜領仕、其後町屋に相願、元祿九子年二月中願の通被仰付町方御支配に相成申候、右體春木太夫年來旅宿いたし候跡故、春木町と相唱候由申傳而已に御座候、且亦町内武士地壹ヶ所支配勘定田口岩藏殿地面の儀は、元和年中御駕籠頭猪飼治兵衞殿拜領の地に有之候處、相對替にても被致候哉寶暦年中の頃御小人頭川村嘉兵衞殿拜領地に相成、其後年代不知田口貞七郎殿と相對替被致候趣、引續武士地に有之候得共右武士地の譯相知不申候、

一町内東西え南の方京間三拾九間餘、北の方同三拾五間餘、南北え東の方京間七拾四間餘、西の方同六拾壹間餘、

一四隣　東の方　金助町、西の方御持組屋鋪、春木町貳丁目、南の方湯島六丁目、本郷一丁目、北の方　春木町貳丁目、

（拜領町屋鋪）

一拜領町屋鋪百三拾壹坪餘　御中間　西村五二平
一同百六坪餘　同　萩原五左衞門
一同　六拾四坪餘　御廣敷添番　金指紋次郎
一同　六拾壹坪餘　御中間　東浦莊三郎
一同　五拾貳坪餘　御普請役　柳田次兵衞
一同　五拾五坪餘　御中間　風間勝太郎
一同　八拾五坪餘　同　加藤權次郎
一同　八拾五坪餘　同　吉田助次郎
一同　七拾坪餘　御廣敷添番　加藤太郎
一同　七拾九坪餘　御中間　太田又八
一同　百拾三坪餘　同　高橋清八

一拜領町屋鋪百拾七坪餘　御留守居番永田權八郎組同心　北脇彌七郎
一同　九拾貳坪餘　御中間目付　平山庄次郎
一同　九拾六坪餘　御中間　伊藤源五郎
一同　九拾八坪餘　御中間　池田幸吉
一同　七拾貳坪餘　御勘定吟味方改役下役　大熊健吉
一同　六拾貳坪餘　御書院番頭米津内藏頭同心　太田彦兵衞
一同　百貳拾六坪餘　御中間　宇野金八
一同　百貳拾六坪餘　同　小野藤次郎
一同　六拾貳坪餘　御代官大岡源右衞門手附　綿貫新右衞門
一同　五拾九坪餘　御中間　小野半兵衞
一同　五拾壹坪餘　御先手武川讃岐守組同心　山口五三郎
一同　五拾壹坪餘　御駕籠の者　藤田龜吉

一拜領町屋鋪五拾壹坪餘　御先手小笠原平兵衞組同心　山本新平
一同　百五拾壹坪餘　小普請長井五左衞門組　高橋彦兵衞
一同　五拾三坪餘　小普請土屋讃岐守組　森滿次郎
一同　六拾八坪餘　西丸裏御門番の頭大久保彦太夫組　平岩新三郎
一同　五拾壹坪餘　御駕籠の者　平岩權之助
一同　五拾壹坪餘　西丸御駕籠の者　薄井傳次郎
一同　五拾壹坪餘　御駕籠の者　高橋伊之助
一同　五拾壹坪餘　小普請久世伊勢守組　小宮山甲次郎
一同　六拾三坪餘　小普請太田志摩守組　大斧金次郎
一千川上水跡

右安永九子年中、本郷春木町貳丁目境ゟ町内往還え折廻凡百壹間程往來中程に、小樋掛渡有之小桝貳ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節相埋申候、

国立国会図書館

一　右町内地主小宮山甲次郎地内借地仕罷在候、　東叡山御支配羽黒修験眞乗院

以上丙戌書上

春木町貳丁目

一町名の起は壹丁目ゟ申上候通り往古伊勢御師春木太夫旅宿有之候故春木町と相唱申候由、其後春木太夫如何の譯合有之候哉立退候跡、元和二辰年中御中間組四拾三人え大縄地に被下置候。尤地所拜領の節直に町屋取建候哉、又は其後町屋出來候哉の譯巨細に相分り不申候。

一町内南北え東の方にて京間四拾間半餘、西の方にて同四拾八間餘、東西え南の方にて京間六拾四間半餘、北の方にて同七拾五間餘、

一南の方御持組屋敷并同町壹丁目に挾り入組候場所、間數南北え東の方にて京間拾七間半餘、西の方にて同拾六間餘、東西え南の方にて京間貳拾間餘、北の方にて同貳拾壹間餘、

一四隣　東の方　金助町、西の方　御持組屋鋪、本郷貳丁目、同三丁目、南の方　御持組屋敷、春木町三丁目、北の方　春木町一丁目、近藤信濃守様御屋敷、

一拜領主四拾三人の内御中間頭大岡金兵衛上地の内、表坊主高橋久悅、大須玄喜兩人先祖え正德三巳年六月中被下置候、其餘は右申上候通元和二辰年拜領仕候、尤當時名前左に申上候、

（拜領町屋敷）

一拜領町屋敷九拾貳坪餘　御中間　櫻井政五郎

一同　五拾九坪餘　同　山本辰次郎

一同　六拾貳坪餘　富士見御寶藏番　淺岡萬吉郎

一同　六拾貳坪餘　御中間組頭　原山金三郎

一同　六拾貳坪餘　御代官佐藤忠左衛門手附　杉山軍八

一同　六拾貳坪餘　御中間　小野一作

一同　六拾三坪餘

右元和二辰年御中間青木左太夫拜領仕候處、安永六酉年奉願相對替仕候、

一同　六拾三坪餘　御中間　市江瀨平

一同　六拾三坪餘　御先手萬年七郎右衛門組同心　鈴木定六

一同　六拾三坪餘　小普請方吟味役　市江東作

一拜領町屋鋪六拾三坪餘　御小人目付　前田彦十郎

一同　六拾三坪餘　御中間　榊原榮次郎

一同　六拾三坪餘　御代官辻六郎左衛門手附　橋本善次郎

一同　百五拾貳坪餘　御中間　水野軍平

一同　七拾貳坪餘　御中間　有賀庫次郎

右元和二辰年御中間方櫻井伊八拜領仕候處、享保十五戌年奉願相對替仕候、

一同　六拾三坪餘　小普請神尾豐後守組　平島西右衛門

一同　五拾八坪餘　同　磯邊萬吉

一同　六拾四坪餘　御召御馬頭諏訪部文九郎組　神田勇太郎

一同　五拾八坪餘　御中間　垣田熊藏

一同　六拾三坪餘　御目付支配無役　森源次郎

右元和二辰年御中間方三橋丹次郎拜領仕候處、天明三卯年本郷菊坂臺町荒井德次郎屋敷と相對替仕、其後年月不知又候相對替仕候、

一拜領町屋鋪四拾四坪餘　御中間　早野平吉

右元和二辰年御中間方高田五太夫拜領仕候處、寶永七戌年本郷菊坂臺町西村次郎兵衛屋敷と相對替仕、其後年月不知又候相對替仕候、

一同　三拾貳坪餘　御勘定吟味方改役　西村九郎右衛門

一同　六拾四坪餘　御小人目付　永田九兵衛

一同　六拾貳坪餘　御中間　深谷市左衛門

一同　六拾八坪餘　御小人目付　永田忠右衛門

一同　六拾坪餘　西丸御小人目付　荒井利兵衛

一同　六拾三坪餘　御目付支配無役　伊藤次郎吉

一同　三百拾六坪餘　御代官　大岡源右衛門

一同　五拾九坪餘　御代官大岡源右衛門手附　高木周藏

一同　五拾壹坪餘　御中間　近藤文之丞

国立国会図書館

一拝領町屋鋪五拾貳坪　　御中間　並木佐太郎
一同　五拾壹坪餘　　西丸御小人目付　内田龜太郎
一同　七拾壹坪餘　　小普請方吟味役　野口十郎右衛門
一同　百八拾八坪餘　　御代官大岡源右衛門手附　山崎彦太郎
一同　七拾九坪餘　　御中間　内田金右衛門
一同　六拾八坪餘　　御中間　加藤九左衛門
一同　六拾四坪餘　　小普請方假役　池田善右衛門
右元和二辰年御中間方柴田甚四郎拜領仕候處、享保十九寅年奉願相對替仕候、
一同　五拾九坪餘　　御中間　藤村良輔
一同　五拾八坪　　同　清水鐵藏
一同　六拾貳坪餘　　小普請方改役下役　中村藤三郎
一同　五拾五坪餘　　小普請　石川民部組　松永善太郎
一同　六拾四坪餘　　御中間　西村平作
一同　百四拾貳坪餘　　表坊主　高橋久悦
一同　百四拾貳坪餘　　同　大須玄喜
右正德三巳年六月御中間頭大岡金兵衛上地の内、兩人先祖拜領仕候、
一町内西寄に有之候横町里俗西町と相唱、東寄に有之候横町里俗表町と相唱申候、
一自身番屋　間口八尺奥行三間
右者文化七午年十月中、町御奉行小田切土佐守様御勤役中願の通被仰付候、
一御褒美鳥目拾五貫文　　彫物師　藤兵衛店　岩次郎
右岩次郎儀兩親え孝養を盡候に付、享和元酉年十月五日町御奉行根岸肥前守様御番所え被召出、御褒美被下置候右始末左の通、
（西町・表町）　（孝子岩次郎）

本郷春木町貳丁目　彫物師　藤兵衛店　岩次郎　三十四歳
同人父　吉右衛門　七十歳

同人母　い　そ　五十九歳

右岩次郎儀實子にて出生神田平永町孫右衛門店に罷在候處、拾三ケ年以前酉年神田明神西町善左衛門店に引越、猶又四年以前午年十月中當町に引越申候、然處父吉右衛門儀神田平永町に罷在候節、拾五ケ年以前未年より中症相煩、三ケ年以前より別て歩行等も不自由に相成打臥罷在、其上病氣故歟短氣に相成候處、岩次郎儀平日逆らひ候儀無之、萬事心に叶候様時々按摩等いたし遣し、兩便等も母いそ并岩次郎兩人始末仕候得ども、成丈母を爲休自分にて取始末候様心がけ、吉右衛門儀夜分抔何時に不寄目覺候て氣欝の節は、貸本等讀爲聞慰め、平日給物等好み候得ば手廻り不申候得共調爲給候様仕、尤岩次郎儀年頃にも有之候に付妻呼迎候様申者も有之候得共、厄介多相成候ては介抱行屆不申趣相斷獨身にて罷在、尤職分用事有之候節も雇人いたし手紙にて申遣、無據自分罷越候ても可成丈早々歸り母手助けに相成候様心掛、兩親え孝養致し、甚奇特成者の由同店并近邊にて取沙汰仕候、右御尋に付申上候以上、

酉九月

春木町三丁目

一町名起立并拜領町屋の儀は、春木町壹丁目ゟ申上候通同様御座候間別段不申上候、且亦右町の内野宮市太夫殿屋敷壹ケ所挾り居候得共、大縄上り地跡拜領に候哉委細の儀相分り不申候、

名主　本郷春木町貳丁目　宗次郎

以上丙戌書上

一町内東西　え北の方京間七拾五間餘、南の方同三拾間餘、但野宮市太夫屋敷間數相除き申候
南北　え東の方京間五拾七間餘、西の方同四拾五間餘、但道幅相除申候、
但巽の方武家方屋鋪入込有之、
一四隣　東の方湯島棟梁屋敷、武家方屋敷七軒、西の方近藤信濃守様御屋敷、南の方本郷金助町、春木町貳丁目、北の方湯島麟祥院境内、松平加賀守様御上屋敷、
一町内拜領地主名前左の通
一拜領町屋鋪八拾五坪餘　　小普請組　竹内彌五郎
一同　六拾貳坪餘　　西丸御徒目付　宇佐美仁右衛門
一同　六拾貳坪餘　　御中間　橋本惠次郎

国立国会図書館

一拝領町屋鋪六拾六坪餘　御中間　山本彦次郎
一同　六拾六坪餘　同　加藤惣七
一同　六拾五坪餘　同　柏原徳次郎
一同　六拾七坪餘　支配勘定　松長長三郎
一同　五拾坪餘　御中間　川村仁三郎
一同　七拾坪餘　同　下山傳吉
一同　七拾五坪餘　御目付支配無役　小林忠右衛門
一同　五拾坪餘　御中間　風間新八郎
一同　六拾五坪餘　同　荻原源助
一同　六拾壹坪餘　御臺所人　丸山祐吉
一同　百四拾五坪　御中間　今井八郎左衛門
一同　貳拾貳坪餘　同　棚澤鐵三郎
一同　六拾六坪餘　同　平井讃三郎

一拝領町屋敷六拾坪餘　同　小金井才三郎
一同　七拾七坪餘　御小人目付　羽田市蔵
一同　八拾八坪餘　御中間　山崎午之助
一同　百貳拾八坪餘　御廣敷添番　小長井惣太夫
一同　六拾四坪餘　御中間　關口四郎三郎
一同　六拾五坪餘　御普請方下奉行　増田源三郎
一同　四拾六坪餘　御中間　萩原才兵衛
一同　五拾坪餘　同　神田助三郎
一同　六拾坪餘　御藏御門番同心　關口彦三郎
一同　五拾八坪餘　御小人目付　小林八兵衛
一同　六拾貳坪餘　御目付支配無役　田野村與市
一同　六拾七坪餘　御中間　柏原藤三郎
一同　八拾壹坪餘　小普請太田内藏頭組　羽田五郎助

一拝領町屋鋪八拾七坪餘　御中間　長瀨平五郎
一同　六拾四坪餘　同　内山新左衛門
一同　六拾四坪餘　同　鎌方郷右衛門
一同　六拾八坪餘　同　佐藤喜内
一同　六拾九坪餘　同　松永金太郎
一御預地六拾三坪餘　御中間頭鈴木宇左衛門組　遠宮藤九郎　加藤重三郎　岩堀孫三郎　深谷市右衛門

右は甲府勤番支配鍋島伊豫守様御組池田助七郎拝領地に御座候處、文政六未年七月中上り地相成、其節ゟ右四人の者御預りに御座候、

一町内西の方往來里俗四軒町と相唱申候、

一床番屋　間口壹丈奥行九尺　（四軒町）

右町内東北角に有之候、尤願濟建初年月等相知不申候、

一千川上水跡

右安永九子年中、近藤信濃守様地境ゟ町内往還え七十五間餘往來中程小樋にて、掛渡り小桝三ヶ所有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節埋立申候、

（孝女いわ）

一御褒美銀五枚　春木町三丁目　磯右衛門店傳兵衛娘　いわ　貳十貳歳

右いわ儀寛政七卯年十二月十日、小田切土佐守様御番所え被召出、孝心の始末御糺の上、書上差出候様被仰渡候間左の通差上申候、

一右いわ儀夫有之候處不稼者に付離縁いたし後家暮、其身壹人にて豆腐商賣仕、父傳兵衛儀老年にて四ヶ年以前ゟ中風相煩腰立不申、幼年の娘儀は奉公に差出置、毎朝未明ゟ起豆腐を仕込、日〻親の兩便等も人目に不懸様取扱ひ、傳兵衛儀前〻ゟ讀本等好候に付町内は借盡、見料にて借り候餘力も無之候處、近邊の者共氣の毒に存外ゟ貸呉候者も有之、其外當商賣は水多遣ひ候處、水遠の場所女の手業難儀可仕と存、隣家小兵衛ゟ新規に通ひ口を明け置候、右體の儀全孝心故の儀にて殊に商出精いたし、店賃等毎月晦日には無間違差出、傳兵衛儀長病の處眞實に介抱いたし、年若の者後家暮にて平生父の申儀を聊にても相背不申、親子睦敷いたし候趣近邊其外風聞致候段申上候處、翌辰年正月十六日右いわ儀被召出、御白洲にて前書の通銀五枚頂戴仕、父傳兵衛儀は老養扶持一日に玄米五合宛被下置難有奉

国立国会図書館

存候、然る所傳兵衛儀は翌巳年九月中病死仕候に付、其節御訴申上老養扶持は差上、其後娘いくえ聟養子いたし渡世仕罷在候處、享和二戌年二月中右いわ儀病死仕、娘いく儀も無間右店相仕舞本郷金助町利右衛門店え引移申候、

以上丙戌書上

眞光寺門前

一町名起立の儀年代等相分り不申、寛永年中より門前町家建來、本郷眞光寺門前と唱來候由申傳候、其頃ゟ町御奉行御支配にて御座候、

但年季門前町家にては無御座候、

一町内東西え四拾八間、南北え八間、

但片側町に御座候、

一四隣　東の方御持組屋鋪、西の方本郷貳丁目代地、南の方加藤新十郎様御屋敷、山本清兵衛様御屋敷、飯田七郎右衛門様御屋敷、築山權九郎様御屋敷、北の方同寺境内、

一門前町屋并向側武家方御屋敷、南の方本郷元町境邊迄、西の方小石川富坂上迄一圓、里俗御弓町と相唱申候、

（御弓町）

一千川上水跡

右安永九子年、門前往還北の方え寄小樋壹筋掛り有之候處、天明七未年四月中御差止に相成埋立申候、

以上丙戌書上

本郷貳丁目代地

一右代地起立の儀は元本郷貳丁目西側里俗大横丁と相唱候地所にて、慶長五子年西丸表坊主吉野榮仁先祖吉野久圓、間數不相知拜領仕罷在候處、三代目吉野永傳の節寶永元申年三月廿九日、横丁續御旗本古田兵九郎上地の内、坪數百五坪五合三夕拜領仕候、其節より本郷貳丁目代地と相唱申候、

一町内東西え間口京間三間餘、南北え奥行貳拾八間、

但片側町に御座候、

一四隣　東の方　眞光寺門前、西の方　古庵屋鋪、南の方　久保潤貞様屋敷、北の方　眞光寺境内、

以上丙戌書上

古庵屋鋪

一町名起立の儀は當時御寄合醫師餘語古庵先祖、寶永元申年七月廿七日、坪數四百貳拾六坪三夕貳才の地所拜領被致、右の内表京間七間貳尺九寸、裏行貳拾壹間三尺五寸、裏幅拾三間四尺貳寸、自分住宅に被致、殘り

貳百四拾七坪七合三夕貳才町屋敷に相成、寶永元申年十一月十五日町御奉行御支配に被仰付、其節ゟ古庵屋敷と唱來申候

但拜領以前の儀は年古き儀にて、書留等傳等も無之相分り不申候

一町内　東西え拾九間餘、裏幅同斷

南北え裏行東の方貳拾間餘、西の方拾壹間餘、　但裏幅の内古庵住居入込有之

一四隣　東の方　本郷貳丁目代地、西の方小笠原壹岐守様御屋敷

南の方久保潤貞様御屋敷、早川勝七郎様御屋敷、北の方余語古庵様御住居、

一町内里俗御弓町と相唱申候、尤委細眞光寺門前町より申上候、

（御弓町）

一千川上水跡

右安永九子年、町内往還北の方町屋前通りえ寄小樋掛ケ有之候處、天明七未年四月中御差止に相成候節埋立申候、

以上丙戌書上

菊坂臺町

一町名起立の儀は往古本郷の地にて、百姓地にても御座候哉相分兼候得共、其頃明き地多にて菊其外草花一圓に作り有之候由、寛永四辰年中御中間方三組え大縄にて相渡り、追ゝ七拾六人拜領仕組屋敷に有之候處、元祿九酉年二月中町屋敷に仕度段相願候處願之通被仰付、其頃より町方御支配に相成、往古菊多作り候高場にて御座候故菊坂臺町と相唱候由申傳候、尤右拜領人の内役替又は相對替等有之候得ども、前書の通今以拜領地面に御座候、

（町名由來）

一町内東西え南の方百三間餘、北の方百貳拾七間餘、南北え東の方五拾間餘、西の方七拾間餘、

但巽の方本妙寺長泉寺境内入込有之、

一四隣　東の方喜福寺境内本郷六丁目續横町、西の方　菊坂町

南の方本妙寺長泉寺菊坂町境内、北の方　本多中務大輔様御屋敷

一本郷菊坂臺町、同所菊坂町、同所田町、同所丸山田町、

（丸山）

此邊里俗に惣名丸山と相唱申候、

一拜領町屋敷百八十坪餘　御廣敷伊賀者　藤山重五郎

（拜領屋敷）

一同　九拾三坪　御中間　田中金右衛門

一同　九拾八坪　同　吉田鍬吉

一同　八拾七坪餘　同　市川藤四郎

国立国会図書館

一拜領町屋鋪百拾坪
一同　九拾六坪餘
一同　九拾六坪餘
一同　九拾七坪餘
一同　九拾七坪餘
一同　百九坪
一同　百六坪餘
一同　百貳坪餘
一同　九拾四坪餘
一同　百坪
一同　五拾九坪餘
一同　百拾五坪

同　石川小之助
御目付支配無役　三橋彌次右衛門
御中間　指田唯次郎
同　松村二作
同　石原清次郎
同　金井新作
同　高橋磯三郎
同　神谷留五郎
御目付支配無役　村儀庄次
御中間　山崎清右衛門
同　尾崎庄三郎
同　櫻井甚五右衛門
御代官　辻六郎左衛門手附

一同　百四坪
一拜領町屋敷百貳拾貳坪
一同　百拾四坪
一同　百貳拾坪
一同　百貳拾坪餘
一同　百貳拾坪餘
一同　百貳拾壹坪餘
一同　百八坪餘
一同　九拾五坪餘
一拜領町屋敷百壹坪餘
一同　九拾九坪

矢村寛太夫
御中間　向田政兵衛
松四兵衛組村
御口の者　櫻井勘十郎
御中間　松岡龜次
同　本島紀八
同　中村文吉
御代官手附　岩淵吾八郎
御中間　芝沼五郎吉
同　川島彌一右衛門
御目付支配無役　小林安太郎
御中間　松坂藤治郎
御中間　山田留藏
同　内山助右衛門

一同　百八坪餘
一同　百壹坪餘
一同　九拾七坪餘
一同　百三坪餘
一同　百拾三坪餘
一同　百三坪餘
一同　百四坪
一同　百貳坪
一同　九拾七坪
一同　百四坪
一同　三拾六坪餘
一拜領町屋鋪六拾八坪餘

同　風間勝太郎
同　眞壁繁太郎
同　山本猪之助
同　井上又八
富士見御寶藏番　神谷藤三郎
諏訪部紋九郎組
御口の者組頭　伊藤治助
御中間　木村平兵衛
同　加藤啓十郎
同　鈴木彦市
同　小野彌兵衛
同　棚澤鐵三郎
御中間　大濱吉次郎

一同　百八拾坪餘
一同　百七拾六坪餘
一同　拾七坪餘
一同　百貳拾三坪
一同　百拾三坪餘
一同　貳百坪
一拜領町屋敷九拾六坪餘
一同　百拾坪
一同　百坪
一同　七拾八坪餘
一同　四拾七坪餘
一同　七拾三坪餘

御目付支配無役　佐野磯右衛門
御中間　岡田四郎左衛門
同　田中彦兵衛
進物取次上番　藤山清助
御中間　佐野彌太郎
小普請組
佐野豐前守組　深谷平吉
御中間　關口善藏
同　岩瀨佐次兵衛
同　内山重五郎
同　永井卯之吉
同　河野貫次郎
御目付支配無役　夏目常五郎

国立国会図書館

国立国会図書館

一拜領町屋敷五拾六坪餘　御中間　三橋丹次
一同　百三拾坪餘　同　小林鐵藏
一同　百三拾坪餘　御目付支配無役　近藤大吉
一同　四拾三坪餘　御中間　大濱岩之助
一同　百拾坪　同　堀田萬吉
一同　百四坪　同　前田太十郎
一同　百坪　御目付支配無役　石原五三郎
一同　百拾七坪　黒鍬頭　中山金三郎
一同　百四坪餘　御中間　加藤榮之丞
一同　百六坪餘　御留守居番　石原新十郎組同心　長谷川惣次郎
一同　百四坪餘　御細工所同心　小川瀧右衛門
一同　百三坪餘　御中間　山崎又六
一同　百坪　同　大橋彌惣次
　　同　野田勇次郎

一拜領町屋敷百三拾六坪　諏訪部紋九郎組　御口の者　佐藤正次郎
一同　百八坪餘　御小人目付　小川庄一右衛門
一同　百七坪餘　御中間　齋藤與八郎
一同　五拾四坪餘　御目付支配無役　堀喜三郎
一同　六拾坪餘　同　川合又六
一同　七拾壹坪餘　同　青山藤太郎
一同　七拾八坪　御中間　田中八之丞
一同　六拾七坪　同　山本作市
一同　百六坪餘　小普請組　淺野隼人組　山本勝五郎
一御預り地五拾六坪　御中間　平山仁兵衛

右地面以前の儀は相分り不申候得共、元祿九年御中間近藤久藏拜領地に有之候處、相對替にも相成候哉、寛保の比猪野助次郎拜領地面に相成候處、追〻欠崩れ、年代不知助次郎地面上ケ地に相成組預りに有之、猶又年〻欠落、當時四五坪相殘申候

一菊坂
右町内西の方に有之候、
一梨子坂
右町内南の方に有之候、尤隣町菊坂町と當町兩町持にて、唱之譯等菊坂町ゟ委細に書上申候、

（孝子長次郎）

一御褒美銀三枚　長兵衛店　長次郎　三拾六才

右長次郎儀寛政八辰年二月廿九日、小田切土佐守様御番所え被召出、御年番秋山幸八殿、孝心の始末御糺の上、委細書付差上候様被仰渡左の通申上候、

一右長次郎儀一體病身にて其上耳遠、父長兵衛病死後所〻馴染の方え日〻罷越、使ひ其外小遣の日雇に被賴渡世を送り、母りんを養育いたし罷在、毎日早朝に起母を爲臥置、其身水を汲茶を煮、母え多葉粉の火を枕元え遣、朝飯拵置母を起し、自身は茶漬を給、早朝より渡世に罷出候節火の元入念候様母え申置、風烈の節は少〻用事有之候共、母にも外え不出様火の元別て氣を付呉候様堅申聞置罷出、風烈の節は早く罷歸り申候由、夜分は母儀先きえ爲臥自分竈の火并消炭等迄入念火の元相改臥申候、且雨天の節抔母用事に可罷出申候得共、途中にてころび候ては如何に候間自分可參由申母を留置、右用事等達、其上渡世に罷出候由、夜中おそく歸り候ても薪等無之節は調參り割置、母の手に不懸翌日の用意いたし置候、并自分日〻はき候股引、わらしかけ、足袋等破候節は夜中自分と縫等いたし母の手に懸け不申由、雇賃錢等請取候ても途中にて遣ひ不申母え渡置申候由、尤雇賃錢等受取候節多少の儀決て論じ不申、先ゟ遣し次第難有段を申請取候由、右賃錢少も餘計に貰參り候節は母儀平生そば抔好物に付折〻調、自分は給不申母え爲給申候由、右日〻參り候場所は本郷元町邊輕き御家人衆所々罷越候由、且又御城え供に可召連旨にて雇ひ候得ば、自分耳遠故萬一間違等有之候ては恐入候旨を申、縱賃錢何程多可遣旨申候ても達て相斷參り不申候由、右の通一體律儀正直者故雇ひ先にても不便に存、折〻飯米代少〻宛母え遣候様にと申貰ひ來り候事度〻有之、右貰參り候節は一〻母え吹聽いたし、難有旨を申悦ひ申候由、其外何事に不寄平生母の申儀を相背不申候に付、親子仲睦敷奇特なる者の由、家主并相店其外近邊の者共迄風聞仕候、

右の通同三月朔日書付差上候處、同五月十五日右長次

郎御白洲え被召出、母りんえ孝心を盡候旨右爲御褒美銀三枚被下置難有頂戴仕候、

一　右町内安兵衛店に罷在候、　當山派修驗青山鳳閣寺配下不動院

一　右町内孫七店に罷在候、　羽黒修驗仙壽院配下東教院

以上丙戌書上

菊坂町

一町名起立の儀は長祿年中本郷邊町屋に相成候頃、此邊一圓に菊畑有之、菊花を作り候者多住居仕候に付、同所の坂を菊坂と唱、坂上の方菊坂臺町、坂下の方菊坂町と唱候由申傳候得ども、草分け人并土地に古き者も無之、古來の書留等度〻の類燒に燒失仕、起立の年歴等相知兼申候、

但町内町屋に相成候年歴は相知不申候得共、右町一圓に御中間方え大縄にて拜領地に相渡り候者、寛永五子年の由申傳候、

一町内南北え間口三町九間五尺餘、東西え裏行南の方貳拾三間、北の方五拾間、

但片側町にて北の方里俗奥山と相唱候横町迄入込建續有之、

（菊畑）

（奥山）

一四隣　東の方本妙寺境内、御持組屋鋪、西の方武家方拜領屋敷、本郷菊坂田町、南の方大下水隔伊賀者組屋敷、丸山田町、菊坂臺町、北の方本妙寺坂、

一御中間方大縄町屋敷拜領地主左の通、

御普請方改役　淺見啓助

御目付支配無役　牧田平左衛門

小普請方吟味手傳役　高橋萬之助

御代官中村八太夫手附　太田源太郎

御中間　岩崎繁三郎

同　向田時太郎

同　古澤茂右衛門　金地面

西丸御小人目付　松永善之丞

（拜領町屋敷）

一拜領町屋敷百拾坪餘

一同　百七坪餘

一同　百貳拾六坪餘

一同　百拾坪

一同　九拾五坪餘

一同　九拾壹坪餘

一同　八拾六坪餘

一同　九拾五坪餘

一拜領町屋敷八拾六坪餘　御小人目付　矢村繁八郎

一同　八拾六坪餘　御代官池田仙九郎手附　佐藤善三郎

一同　九拾八坪　御小人目付　大野平作

一同　八拾六坪餘　西丸御留守居同心　山縣十兵衛　御仲間頭山崎又兵衛組組頭　相原良左衛門

一同　九拾三坪餘　御中間　古澤一平

一同　九拾八坪　御切手御門番の頭　横山七右衛門組　荒川金八

一同　九拾五坪餘　御中間　佐藤孫輔

一同　九拾五坪餘　同　武井平六

一同　九拾八坪　御代官大岡源右衛門手附　平山茂右衛門

一同　九拾五坪餘　木村悅之進

一同　百貳拾六坪　小普請組石川民部組　石原三郎進

一同　百貳拾壹坪餘　御中間　竹中吉之丞

一拜領町屋敷九拾五坪餘　同　池田助左衛門

一同　八拾四坪餘　御留守居番宇田川平七組同心　村儀鐵之助

一同　九拾六坪餘　御中間　鹿島九郎兵衛

一同　九拾八坪餘　御目付支配無役　山本榮次郎

一同　九拾貳坪餘　御中間　柳善八

一同　百三拾四坪　同　高木傳八

一同　百拾坪餘　同　中山又吉

一同　百拾八坪餘　御馬預村松四兵衛支配　御口の者　鈴木一郎

一同　百拾六坪餘　御目付支配無役　小川榮次郎

一拜領町屋鋪百五坪　御馬預諏訪部紋九郎支配　御口の者　伊澤金藏

一同　百拾五坪餘　御中間　佐藤勘藏

一同　八拾九坪餘　同　皆川大助

国立国会図書館

一拜領町屋鋪百貳拾壹坪餘　御中間　代島伊兵衛
一同　百九拾貳坪餘　同　鈴木宇右衛門組　用金地面
一同　百三拾三坪餘　御中間　河合忠三郎
一同　百三拾四坪餘　同　望月長三郎
一同　百八坪餘　同　伊澤善之助
一同　百貳拾貳坪餘　同　小川熊次郎
一同　四拾七坪餘　同　松本七郎兵衛
一同　四拾九坪餘　同　杉山九左衛門
一同　百五拾六坪餘　同　深谷儀助
右地面數四拾壹軒、惣坪數四千三百七拾坪六合四夕、
一道造屋敷殘地　南北え拾二間八寸、東西え五間、
此坪六拾坪六合餘、但片側町、
右は古來沽券地の處、年歴不相御用地と相成、當時小石川御養生所付御用地にて地守有之、地代金年々懸り町年寄え相納　公役壹人役にて一ヶ年限貳拾八匁五分、三月、八月、十一月三度に相納申候、

尤地所唱の儀は本郷菊坂町と唱候、
一本郷菊坂町　同所臺町　同所田町　丸山田町
小石川片町　駒込片町續　丸山新町
（丸山の地名由來）
右の邊都て丸山と唱候譯申傳等も無之、仔細相知不申候得共、一體往古は此邊一圓に大撫垂の崕け地に有之候由、右故丸山と唱候哉、菊坂町の内北の方入角を里俗奥山と唱候場所有之候間、旁以前は山にも有之候哉と奉存候
一本妙寺坂　長貳拾間餘、幅三間程、
但本妙寺と向合候坂にて、小笠原壹岐守様御一手持に御座候、
一なし坂　長貳拾間餘　幅九尺程
但此邊往古菊畑有之候處、此坂邊迄にて菊畑無之候故菊なし坂と申候を、いつの頃か歟なし坂と唱候由に御座候、
一菊坂　長貳拾間餘　幅貳間程
但右貳ヶ所共町方持にて、當町并菊坂臺町兩町持に御座候、
一鐙坂　長四拾間餘　幅壹間餘
右は本郷御弓町より菊坂町續大下水端え下る坂に御座候、此坂の形ち鐙に似候故相唱候由に御座候、

一たどん坂
但此坂切立てにて至て急成坂に有之候、往來の人轉び落候故たどん坂と唱申候、
右貳ヶ所共武家方持に御座候、
一大下水　幅貳間ゟ九尺迄
右は本郷貳丁目ゟ同所四丁目迄菊坂町邊下水吐にて、流末水道橋際え出、神田川え落申候、尤堀割の年月相知不申候、
一土橋　長貳間程、幅三間程、
右大下水端屋敷柵土橋とも近邊武家方、寺院、町方とも但合普請に御座候、右組合左の通、
松平　錫様
頭取番持　小笠原壹岐守様
組合町〻　本郷貳丁目
同所三丁目
同所四丁目
眞光寺門前
古庵屋鋪
菊坂臺町
菊坂町
最寄武家方寺院共但橋の名無之
一板橋　三ヶ所
内　貳ヶ所は長貳間幅壹間　壹ヶ所は長壹間幅三尺
右は近所武家方持に御座候、
（菊坂向側町屋）
一當町向側往古大なだれの崕ヶ地に有之候處、元祿九子年中當町に罷在候町人仁兵衛外拾五人、道御奉行武島次郎左衛門様、伊勢平八郎様え奉願、右なだれ地長延貳百五間餘、奥行三間又は四間半の處町地に築立可申旨、右地所永々町屋敷に被下置候様奉願候得ば、翌丑年中願の通被仰付、地所築立出來の上、同十一寅年中町方御支配に相成、本郷菊坂道造屋敷と相唱、沽券賣放の儀も御免被仰付、右拾六人にて所持仕居候處、寛保年中靈岸島四日市町家持善兵衛と申者、御藏米廻船御用請負候節、爲家質右拾六人の内拾五人分所持の地面家質に差上、右御用不埒に付御勘定御奉行所御懸りにて家質地面被召上、延享元子年入札御觸有之、菊坂町に罷坂候安左衛門と申者上納請負被仰付、其以前菊坂上納屋敷と相唱候處、其後度〻隱賣女御吟味有之、寛政十一未年十一月十八日北御番所御懸りにて、右地所町屋取拂の上武士地に被仰付、長延百八拾八間餘、裏行三間ゟ五間迄不同の場所、同十二申年二月廿四日御普請方え御引渡に相成、其後御旗本方并小役人拜領地に

国立国会図書館

相渡り申候、
但右地處先年地主拾六人にて所持いたし罷在候内、拾五人分所持の地面本文の通家質に差上、殘り壹人分所持の地面者前書に書上候道造屋敷殘地と唱候地所に有之、右壹人分の地面如何の譯にて御養生所付御用地に相成候哉、仔細年月等書留も無之相分り不申候、

以上丙戌書上

菊坂田町

一町名の儀は往古此邊に田畑幷菊畑にて、菊の花を作り候者多住居仕候に付本郷菊坂田町と相唱、町屋に相成候由申傳候得共、草分人且土地に古き者も無之、起立の年歴等相知不申候、尤委細の儀は菊坂町ゟ申上候通、當町も寛永五辰年御中間方拜領地に相成候由に御座候、

一町内東西え南の方京間五拾壹間餘、北の方同五拾貳間餘、南北え東の方京間三拾壹間餘、西の方同三十間餘、

一町内拜領地主名前左の通、

一拜領町屋敷百八坪餘（拜領屋敷）　御金同心　神谷　助左衛門

一拜領町屋敷七拾三坪餘　御馬預り　諏訪部紋九郎組　小林　杢左衛門
一同　七拾五坪　御旗差役　田中佐次右衛門
一同　七拾五坪　同　熊澤新八郎
一同　四拾八坪餘　御中間　吉野與吉
一同　四拾八坪餘　御中間目付　小野藤右衛門
一同　八拾八坪　御中間　柴田重四郎
一同　八拾貳坪　同　大野勝三郎
一同　七拾八坪餘　同　淺見又十郎
一同　百壹坪餘　御目付支配無役　永井吉太郎
一同　七拾貳坪餘　御中間　石島吉左衛門
一同　六拾五坪餘　同　山田繁太郎
一同　七拾坪餘　同　岡部七五郎
一同　貳拾壹坪餘　御小人頭　近藤　鯉左衛門

一拜領町屋敷七拾八坪餘　御中間　小野　惣八
一同　七拾五坪餘　同　杉本金藏
一同　八拾五坪餘　野馬方出役　松崎彌惣左衛門
一同　八拾四坪餘　御中間目付　矢村藤太郎
一同　四拾坪　同　小室源四郎
一同　四拾坪　御先手春日八十郎組同心　榊原甚右衛門
右地面數貳拾軒、惣坪數千三百九拾貳坪八合餘、
一四隣　東の方　本郷菊坂町、西の方　阿部對馬守様御中屋敷、小石川大善寺境内、
南の方　北川太郎右衛門様屋敷下水隔松平錫様御中屋敷、北の方丸山田町、
一大下水
右は本郷菊坂町幷同町奥山ゟ貳ケ所流來、當町にて幅三尺下水壹筋に相成、小石川片町大下水え流れ出、末は神田川え出申候。但堀割年歴等相分不申候、尤下水修復の儀は町内持に有之候、
一石橋　壹ケ所　長三尺、幅六尺、
右は菊坂町ゟ當町え渡候橋にて、當町幷菊坂町兩町持に御座候、
羽黒修驗觸頭　仙壽院配下　學善
一右町内長次郎店に罷在候、

以上丙戌書上

御府内備考巻之三十五終

国立国会図書館

国立国会図書館

御府内備考卷之三十六

駒込之一

總　說

駒込は古き地名なるよしは既に駒込村の條に辨ぜり、今御府内に屬する地域の大概、南は本郷に續き、北は巣鴨、西ケ原に及ひ、東は谷中に接り、西は小石川、巣鴨に並べり、されどその内年貢上納地の武家屋敷等入雜りたれば、巨細には辨じがたし、

御鷹部屋
御鷹仕込場御用地
御立場
千駄木御林跡
植木屋

以上のケ條は既に駒込村に載たればこゝに略す、

黑　塚（追分の一里塚）

黑塚はその所を詳にせず、今は加賀侯の屋敷の内にいれりと云、【改撰江戸志】追分の東の角に一里塚の榎あり、此塚なるか、古き江戸繪圖にもあり、その來歴さだかにせず、【江戸砂子】【江戸圖說】今土人の傳へに昔追分町往還兩側に一里塚在しが、年月知らず、東の方の一里塚邊森川大助の屋敷に賜はり、其屋鋪内に九郎塚稻荷といふ社あり、是黑塚の古跡なるやと、【町方書上】

鱣　繩　手（植木繩手）

鱣繩手は本郷追分より土物店までの道をいへり。小苗木繩手、御苗繩手とも書り、【江戸志】云、里人の說にむかし此邊植木屋多し、ゆへに植木繩手といふ、八十年ばかり以前より此邊組屋敷となれり、然れども今にその餘風のこりて植木屋あり、さればうへ木繩手といふを誤りてうなぎ繩手といへり【江戸圖說】又【江戸圖說】云、湯島山淨心寺の傳に、往古街道にて左右に苗木ありしゆへ、苗木繩手といひしをあやまれりと、又或說に、御苗木繩手と稱す事は、此邊に御用植木屋ありて苗木を納めしゆへの名なりと、又道のなゝめにうねりし故、うなぎなはてと唱始めしならむなどもいへり、按に以上の說みな附會に近し、本郷金助町の書上に、同所苗木山御先手組屋敷は元松平加賀守の屋敷内に在しを、天和三年二月加州屋敷の添地と成し時、一組を二ツに分ち、一は彼地に移され、一は駒込に移さる、今鱣繩手と書は誤にして苧苗木繩手なり、其ゆへは元地に苧の苗多く生たりしよりの唱へなりと、此說實を得たるに似たり、たゞ苧の苗生ぜし故と傳ふるは牽强にわたりしなら〻、御苗木と書もの宜しかるべし、されど苗木を納めし植木屋ありしよりの名とするも附會なるべし、

（鱣繩手）

鷄聲ケ窪

駒込竹町の先の方をいへり、むかし土井大炊頭利勝の宅地の邊、夜毎に鷄の聲ありしとかく尋るに、利勝が屋敷の内地中に聲あり、其所をうがち見るに金の鷄を堀出せり、依てかく名付るよし。【江戸砂子】今鷄聲か窪と唱へる所は東は土井大炊頭下屋敷、西は酒井雅樂頭下屋敷、南は小石川御數寄屋町、駒込片町、北は巣鴨御駕籠町なりと、【町方書上】

鷄　聲　塚

土井家の屋鋪の内にあり、此塚より金の鷄を堀出すゆへ鷄聲塚といへりと、又大塚とも云、此塚は太田道灌が築きし七塚の一なりとぞ。【江戸志】

妙　儀　坂

妙儀坂は日光御成道西ケ原村境にあり、

千　駄　木　坂（團子坂）

千駄木坂は千駄木御林跡の側、千駄木町にあり、里俗團子坂と唱ふ、此坂の傍に昔より團子を鬻て茶店ある故の名なり、今は團子のみならず、種々の食物をも商ふ繁昌の地となれり。

動　坂（目赤不動の舊地）

動坂は田畑村へ通ずる往來にあり、坂の側に石の不動の像在り、是目赤不動の舊地なり、よりて不動坂と稱すべきを上略せるなりといふ、

屋敷地名并里俗小名（坂名町名等を以て呼名とせるものは略す）

追分　本郷の接地なれば此小名兩所にかゝれり、
森川宿　同上、
土物店　淺嘉町の里俗小名なれば、其邊武家屋敷にて

国立国会図書館

も是を地名とす、
富士前新屋鋪　富士淺間社の邊なれば地名とす、下同じ、
富士前袋町
田安上地
土井上地
松平甲斐守上地
阿部上地
以上四ヶ所は元賜はりし人の名氏をもて呼名とす、
上地と成し年月等は詳にせず、
染井　上駒込村内の小名なれば、名儀は其條に辨す、
以上丁亥編次

御府内備考巻之三十六終

御府内備考巻之三十七

駒込之二

駒込片町

（いるさ山）　（駒込の地名由來）　（當町來歴）

一右往古は駒込村にて、古代素盞烏山と唱一圓林に有之候處、日本武尊此林に駒を集め給ひ木々に繋がせられしを、尊御認有りて駒こみたりと勅のり有しより、いるさ山を改て駒込林と相唱來り候由申傳候、其後此處田畑に致し、百姓の住居に相成候に付駒込村と相唱申候由、駒込片町の儀は往古駒込宿と申、奥州街道、中仙道の兩街道にて當時里俗森川と相唱候場所、其外駒込と申所駒込村にて右村一圓家持百姓八拾人餘にて所持仕罷在候處、慶長年中ゟ寛永年中迄追々田畑不殘御用地に被召上、御大名様御下屋敷、武家屋敷、寺院寺領等に被下置候に付、右八十人餘住居の地無御座、及鍋命候間先規ゟ奥州街道中仙道此兩口え御早符元仕、其上慶長年中奥州御陣の節度々御城迄御狀符使仕候由

緒申立、寛永年中御公儀様え御訴訟奉申上候得ば御聞濟被成下、當時駒込片町と相唱候地處被爲殘置候に付、引移片側に住居仕候様被仰渡候に付、右八十人餘の者移り住居仕、百姓町屋にて商賣仕、夫より駒込片町と名付申候、其後天和年中町内地主居屋敷内に牧野金助様、畔柳助九郎様、大岡金三郎様、内田與左衞門様、猪飼五郎兵衞様、間宮忠左衞門御組衆并御奥方取次御番衆拜領地罷成傍杭御打被成候に付、猶又慶長年中奥州御陣の節御狀早符使仕、并
御本丸にて御能御座候節、又々上野并傳通院にて御法事御座候節、公家衆御參向の砌御賄の給仕人、宰領、役人々村役人共罷出相勤候旨申立、天明二戌年三月中、同三年亥二月中兩度に
御公儀様え御訴訟奉申上候所、御聞濟の上地所御返し右傍杭御除に相成候、尤給仕人、宰領御用相勤候起立の儀は相分兼候得共、天和年中迄年々御用の時に罷出相勤來候由申傳候、尤右御用當時相勤不申何の頃相止候哉相分不申候、
但右町往古は在方町屋にて御代官支配に有之候處、正德三巳年閏五月十六日、町御奉行坪内土佐守様御同番の節町方御支配に被仰付候、且右町町場御免に

（町樋）

相成候年月、古來の書留燒失致し相分兼申候、
一町内小名　下組　中組　上組　竹町組
右は何頃ゟ小名に相唱候哉相分不申候、
右竹町組の内駒込淺嘉町え附候場所、里俗槙町と相唱申候、
一町内　南北表間口六町三拾六間餘、東西裏行　南の方にて拾壹間半、北の方にて七間、
但片側町に御座候、
一四隣　東の方御先手組屋敷、大圓寺、南の方戸田主膳様御屋敷、北の方當町飛地、西の方御徒組屋敷、武家方拜領地、丸山新町、淨心寺門前、小石川白山前町、
一町内北の方往來隔飛地　東の方十七間、南の方四拾三間半餘、西の方貳拾貳間半餘、北の方三拾六間半、
但地形不形に付詳に記兼申候、
一四隣　東の方駒込淺嘉町、南の方大圓寺境内、西の方小石川御數寄屋町、北の方土井大炊頭様御下屋敷、龍光寺。
一町内南方にて追分町續飛地、東の方拾九間半餘、南の方貳拾九間、西の方拾四間半、北の方拾九間、
一四隣　東の方往還隔森川美濃守様御屋敷、追分町拜領町屋敷、南の方往還隔御先手組屋敷、西の方駒込九軒

国立国会図書館

屋敷、北の方追分町拜領町屋敷、
一駒込追分町東の方裏通り飛地　南北表間口六拾三間
餘、裏行南の方にて十間餘、北の方にて十六間半、
一四隣　東の方水戸様御屋敷、南の方森川美濃守様御屋
敷、西の方駒込追分町、北の方玉井茂作殿御屋敷、
一追分
右は日本橋ゟ一里の場所にて、日光御成道、中仙道兩
道に別れ候場所故里俗追分と相唱申候　尤江戸ゟ本郷
通右え直く道は日光御成道にて、往古奥州街道の由に
御座候、當所ゟ川口渡し場迄貳里、當町に相懸り候場
所は本郷森川宿ゟ移り、片町分拾九間三尺相懸り、北
の方駒込追分町え移申候、中仙道の儀は追分ゟ左に入
候街道にて、片町分七町貳拾八間四尺八寸相懸り、北
の方鶏聲窪え移申候、尤追分ゟ板橋宿迄道法壹里八町
程御座候、但日光御成道當町に懸り候場所、道巾四間
中仙道道幅平均三間、四尺七寸五分、
一一里塚　町内南の方にて追分町續飛地に有之
右は日本橋ゟの一里塚にて、町内家持治兵衛地面内え
挾り、貳間四方除地にて、往古奥州街道、中仙道通り
追分角にて一里塚の印に榎植有之、向側森川美濃守様
御下屋敷内にも榎有之、兩側に並び有之候由申傳候、

（中山道日光御成道）　（一里塚）

然る處右榎の儀明和三戌年十一月中出火の節焼失仕
候、右一里塚の内に庚申塔石にて刻、文化五辰年六月
再建之彫付有之候所、去々申年九月中出火の砌類焼致
し、石缺損し文字相分り不申候、右一里塚の起立年暦、
古來の書留等度々の類焼に焼失仕相分不申候、
一古上水跡
右委細の儀は駒込追分町にて申上候、
一當所の儀は町御奉行御支配にて、地所年貢斗り御代官
御支配にて、中村八太夫様御役所え相納申候、
一反別貳町壹反拾九歩五夕、
一檢地
右は寛文十二子年九月廿八日、御代官野村彦太夫様手
代平田作右衛門殿、梅村傳左衛門殿御改御座候、
一　名主　八左衛門
右は往古駒込村に罷在候家持百姓八拾人餘の内にて草
分人に有之、其砌ゟ名主役相勤、當代にて拾七代相續
仕候、且由緒の儀は宇都宮彌三郎朝綱子孫の由にて、
其後譯有之、苗字宇都宮を改山下と相唱候由申傳候得
共、由緒系圖古書物等明和三戌年十一月中、隣家ゟ出
火の砌焼失仕候由是又申傳候、中興名主役主役に罷成

候、先祖寛永七午年九月十日病死仕候、戒名妙善比丘、
右石碑駒込鱈縄手長元寺に有之候、右寺私先祖の開基
寺に御座候、
一御褒美鳥目拾貫文　儀兵衛店　市郎兵衛　辰三十六歳
市郎兵衛母　いく　同七十三歳
右市郎兵衛儀拾五年以前寅年中父病死後、前栽物賣渡
世致し罷在候所、實體にて商賣向日々風雨も不厭罷在
致出精、其上母いく儀平日大切に存朝夕の食物とも心
付、商先え出候節も聊の品にても食物等貰候得ば自分
は給不申持歸り母え遣、家業の外他行等不致、母の申
聞候事萬端相背候儀無之、神佛を信心致し、日々賣溜
錢の内百文の内壹錢宛除置、母の寺參り小遣ひ等心遣
無之樣取斗、且又獨身に付近所の者共妻を呼迎候樣世
話致候得共、母の心底に不應候節は却て介抱等不行屆
有之候而は不宜候旨相斷、其外都ての儀老母え安心致
し候樣心を用ひ孝心の趣に付、相調候處前書の通相違
無御座候間、寛政八辰年五月中書上候、然る處同年七
月廿二日坂部能登守様御番所え被召出、御白洲におゐ
て爲御褒美鳥目拾貫文奉頂戴候、

（孝子市郎兵衛）

九軒屋鋪

以上丙戌書上

一右往古は駒込村、小石川村入會の場にて、東側の儀は
駒込村百姓地に有之候處、元和四午年七月中御小人御
中間五人え拜領被仰付、西側の儀は小石川村にて年月
不知、阿部對馬守様御拜領地に相成、其後元祿年中御
上り地に罷成、右地所御家人四人の衆え被下置候、右
町内不殘拜領町屋敷にて御座候、尤其節拜領地主九軒
に相成候に付、駒込九軒屋敷と唱來候由申傳候、右に
付西側地處も當時は駒込の内に相成申候、且東側地所
元和年中ゟ元祿十二年迄の間町名何町と相唱候哉、草
分人等の姓名、古書物焼失仕相知不申候、
一町内　東側にて南北表間口三拾四間餘、裏幅十七間、
東西奥行南側にて十六間、北の方にて貳十四間、
一町内　西側にて南北表間口五拾壹間半餘、裏幅十六間
餘、東西奥行南の方にて三拾間餘、北の方にて二十壹
間半餘、
一四隣　東の方駒込片町、追分町、南西の方阿部對馬守
様御下屋敷、北の方御徒組屋敷、井戸太三郎様御屋敷、
一中仙道往還三拾四間餘町内え相掛申候、但道幅四間、

追分町

（町名由來）

一右町内の儀は往古駒込村百姓地にて、元和四午年七月中御小人御中間四十八人え被下置拜領町屋敷にて、駒込追分町と唱候儀は往古奥州街道、中仙道兩街道え別れ候町故、追分町と名付候由申傳候、

一町内　東側南北裏間口百九間餘、東西裏行三十三間町内續裏通り東の方に出張有之、南北間口四間餘、東西裏行十六間半、

一町内　西側南北表間口九十四間、東西裏行三十三間、

一四隣　東の方片町飛地、武家拜領地、願行寺、島田保太郎様御屋鋪、南の方森川美濃守様御屋敷、片町飛地、西の方九軒屋敷、井戸太三郎様、戸田主膳様御屋敷、御先手組屋鋪、北の方御書院番組屋鋪、

以上丙戌書上

（拜領町屋敷）

一拜領町屋敷貳百三拾壹坪　御小人　稲住惣七

一同　百三拾七坪半　同　間橋新八

一同　百三拾七坪半　御普請役小貫八十作

一同　百三拾七坪半　御小人頭伊太夫組金井田草川又市

一拜領町屋敷百三拾七坪半　西丸中の口番　廣瀬清次右衛門

一同　百三拾七坪半　御小人目付　古山勝五郎

一同　百三拾七坪半　御玄關番　菊地長兵衛

一同　百三拾七坪半　御小人　坂本岩太郎

一同　百三拾七坪半　御普請役　北條源八郎

一同　百三拾七坪半　中の口番　鎌方彌次右衛門

一同　百三拾七坪半　御小人　澤木藤五郎

一同　百三拾七坪半　御小人目付　猪場右十郎

一同　百三拾七坪半　同　栗原龜作

一同　百三拾七坪半　西丸御切手御門番　木村又六

一同　百三拾七坪半　御小人　松井柳左衛門

一同　百三拾七坪半　小普請石川民部組　長谷川條助

一同　百三拾七坪半　御小人相川九兵衛

一拜領町屋鋪百三拾七坪半　御玄關番　松田給四郎

一同　百三拾七坪半　御小人　小澤鍬五郎

一同　百三拾七坪半　御目付支配無役　鳥羽佐治右衛門

一同　百三拾七坪半　御小人　渡邊和助

一同　百三拾七坪半　御代官松下内匠手附　渡邊隆七郎

一同　百三拾七坪半　御小人　長谷川良藏

一同　貳百九坪　中の口番　田内佐助

一同　六拾八坪半餘　小普請石川民部組　矢野甚之助

一同　百三拾七坪半　御小人　水次惣一郎

一同　百三拾七坪半　御中間　川野長兵衛

一同　百三拾七坪半　御勘定　荒井作之丞

一同　百三拾七坪半　御廣敷添番　田中彌門

一同　百三拾七坪半　御留守居同心　滿岡季太夫

一拜領町屋鋪百三拾七坪半　御小人　岩平鍬三郎

一同　百三拾七坪半　御小人目付　伊内源太郎

一同　百三拾七坪半　中の口番　田中與三郎

一同　百三拾七坪半　御小人目付　伊内利八

一同　百三拾七坪半　吹上御座敷方　江原友右衛門

一同　百三拾七坪半　御小人　山田與一兵衛

一同　百三拾七坪半　御目付支配無役　池田勝次郎

一同　百三拾七坪半　御小人　高橋助右衛門

一同　百三拾七坪半　同　高橋儀右衛門

一同　百三拾七坪半　御豪様御廣敷伊賀の者　山本友八郎

一同　百三拾七坪半　御小人目付　安原與右衛門

一同　百三拾七坪半　御小人　武井爲太郎

一同　百三拾七坪半　中の口番　大串新藏

国立国会図書館

国立国会図書館

一拜領町屋鋪百三拾七坪半　御小人目付　和田忠藏
一同　百三拾七坪半　御小人　小泉百助
一同　貳百拾四坪半　西丸御小人目付　北條彌助
一御預り地百三拾七坪半　御小人組頭　高橋五郎三郎
同　菊池勘左衞門
右兩人の者當時役中御預りに御座候、
一日光　御成道町内え壹町四拾九間壹尺相掛申候、但道幅四間、
一古上水跡
右は町内往還を通千川上水と唱、武藏野原保田新田と申所水元にて、淺草田原町三丁目小兵衞店忠兵衞、同町壹丁目嘉右衞門店孫兵衞、高砂町三郎兵衞店幸左衞門、右三人の者共願人にて明和六丑年二月御普請方御役所え御訴訟申上、其後安永八亥年十一月廿八日、初て巣鴨庚申塚より駒込邊其外町々御見分有之候後樋掛渡出來、天明二寅年八月中より水錢小間に付貳拾八文宛差出、牧野大隅守様御番所え上納致、其後天明六午年五月中より半減被仰付、同年八月中迄相納、九月中より御止（千川上水）めに相成、其後埋立被仰付候、尤千川上水と相唱候儀相分兼申候、
一生駒稲荷社　伊右衞門店　吉田殿御配下神職　白石要人持
右者坂本岩太郎住地に罷在、町内鎭守御座候、
一本山派修驗神力院　松五郎店に罷在候
一本山派修驗本明院　庄藏店に罷在候
一吉田殿御配下神職水長　次郎吉店罷在候
一御褒美銀三枚　酒兩替　家主　長右衞門
此者儀困窮の者共えは少々宛の手當致遣し候儀度々有之、先達て雨天相續候節平生出入致候者七人程え玄米壹俵宛、貳拾人程に白米壹斗宛差遣、其上當五月二日夜同町三五郎宅より及出火、此者宅は臺所向斗類燒致候處、近邊類燒店借の者百人程え金貳朱宛家主十一人え金壹分宛、平生出入致候職人其外類燒の者并駈付候者共え都合金拾壹兩程、消防に掛候町火消共え酒を配り、且近邊類燒の御家人等えは品にて見舞差遣候段、奇特の儀に付右の趣申上、爲御褒美銀三枚被下置旨、文政六未年七月十日筒井伊賀守様御番所え被召出、於御白洲右の段被仰渡御褒美奉頂戴候、（慈善家長右衞門）
以上丙戌書上

三ッ家町

一町名の起は往古三軒家作有之候處、駒込の内三軒屋と申有之候に付、三ッ家町と相唱候由申傳候、尤草創人の名は相分不申候、
一元文二巳年井上河内守様寺社御奉行の節町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は湯島麟祥院領百姓地に御座候、（元は麟祥院領）
一町内　南北表間口拾四間、裏幅同斷、東西奥行南の方十二間、北の方一間半、
一四隣　東方往來を隔勝林寺、浩妙寺、南の方往還を隔御書院番組屋敷、西の方西善寺、北の方正行寺門前、
一高の儀は湯島麟祥院領村町貳百九拾石貳斗九升六合の内に有之、町方分高分無御座候、當領に相成候年月相分不申候、尤御朱印御日附は正保四年正月十四日の由、其以前は御代官野村彦太夫様御支配の由に御座候、
一檢地
右は麟祥院領に相成、寶永四亥年御改御座候、其以前の儀は相分不申候、御代官雨宮勘兵衞様、清野與左衞門様、
一當町内往還拾五間程、幅貳間半、日光御成道に相成申候、
一千川上水跡
右委細は追分町にて申上候、
以上丙戌書上

正行寺門前

一右は往古駒込村百姓に有之候處、正行寺湯島より引地に相成、天和三亥年三月十八日當時の地所被下候旨、水野右衞門大輔様、坂本内記様、板倉伊豫守様、本多淡路守様被仰渡拜領仕候、尤湯島に罷在候由記錄有之候得共、當時上野廣小路東の方里俗正行寺店と唱候場所に有之候由、其砌門前町家有之候に付、同年四月下旬水野右衞門大輔様え御願申上町家御免被成下、寺社御奉行御支配に候處、延享三寅年正月中より町御奉行御支配に相成、永代門前町家に御座候、（上野廣小路正行寺店）
一町内　南北表間口三十六間半、裏幅同斷、東西裏行七間、
但片側町御座候、
一四隣　東の方勝林寺、南の方三ッ家町、西善寺、西の方御先手組屋敷、北の方同斷、

一當町内往還三十六間半、幅三間、日光　御成道に相成申候、

一御褒美銀三枚　　家主　五郎右衛門

名主　喜四郎代　金藏

同所三ツ家町　家主　平助

同　仲右衛門

同　吉兵衛

（篤志者五郎衛門）

此者儀五郎右衛門發端にて任申談、大水溜桶并小階子手桶等拵候趣に付相紛候所、右は七ヶ年以前戌年風烈の砌、五郎右衛門儀若出火等も有之べく哉と用心のため豆腐船貳つゝ水汲入置候處、引續風烈にて既に駒込淺嘉町ゟ出火有之、正行寺門前町屋も過半類燒致、五郎右衛門宅も火移候處、火消人足共右豆腐船の水汲出し消防仕同人宅境にて消留類燒不致候ゟ存付、其方共住居の處は井戸も深く、火急の節は行屆兼可申と水溜桶拵度存候得共、小町の儀別て町入用にも響候事故、同所三ツ家町町内ゝ諸事同樣申合取斗候に付同意仕、毎月少ゝ宛銘ゝゟ溜錢致、去卯九月迄に鳥目三貫文出來いたすに付、同十月町内桶屋五郎兵衛え相賴候處、同人儀も宜儀と存候間、代金凡壹兩貳分程も可掛候得共右三貫文餘を内取に致早速取掛、殘金の儀は追ゝ除錢出來次第受取候對談にて、差渡五尺深さ五尺の桶拵立申、家主共銘ゝ自身に水汲入置、其上有合の木品持寄手桶十、階子壹つ拵立水溜桶に添置、尤差置候場所家の前にては往來の障に相成候間、地主正行寺え談の上同寺門際に差置候、一體用水桶の儀申渡置候得ども廣場の市中と違ひ、家主共も少々右體の場所は寺方も自ら怠り勝に有之旨及聞、近ゝ可致差圖と存候處、五郎右衛門は申渡を大切に守り、家主共え申談候段奇特の至に付、爲褒美五郎右衛門え銀三枚差遣し、其外の者共五郎右衛門ゟ申談同意致、平日防方心掛候旨及聞、依之一同譽置間、以來迚も火災消防の手當厚可心掛、右は寛政八辰年五月十四日、坂部能登守樣御番所え被召出、於御白洲被仰渡、右五郎右衛門御褒美頂戴仕候、

以上丙戌書上

肴町

一町名の起、草創人の名相分不申候、尤往古町地不相成以前、肴商賣致候者有之候由申傳候、

一元文二巳年寺社御奉行井上河内守樣にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は湯島麟祥院領百姓地に御座候、

（元は麟祥院領）

一町内　東側東西表間口壹町三間餘、裏幅同斷、南北奥行貳拾三間半、

一町内　西側東西表間口三十二間半餘、裏幅同斷、南北奥行三十貳間、

一四隣　東の方專西寺往來を隔大林寺、長元寺、南の方御持組屋敷、大圓寺、西の方往來を隔駒込片町、同所淺嘉町、北の往來を隔駒込淺嘉町、瑞泰寺、

一高の儀は同所三ツ家町にて申上候通御座候、

一檢地

右は同所三ツ家町にて申上候通に御座候、

一町内往還六十二間餘、幅三間、日光　御成道に相成申候、

一千川上水跡

右は同所追分町にて申上候通御座候、

一御褒美銀五枚　伊兵衛店　文治後家　さ　よ

一老養扶持一日米五合宛　右さよ姑　つ　や

（孝女さよ）

右は寛政五丑年七月八日町御奉行小田切土佐守樣え被召出、太田備中守樣御差圖にて前書の通り頂戴仕候、右さよ姑つや儀七八年相立病死仕候迄御扶持頂戴仕候得共、年月等相分不申候、尤其節の書上左の通り、

駒込肴町　花賣　伊兵衛店文治後家　さ　丑三十八歳　よ

姑　つ　同七十一歳　や

娘　た　同十五歳　さ

右さよ夫文治儀先達て巣鴨原町二丁目伊右衛門店に罷在候、其後丸山田町嘉兵衛店え引越候處、八ヶ年以前天明六午年八月中病死仕候後、去々亥年十二月肴町伊兵衛店え引越當時住居仕罷在、尤前書の姑つや并娘共盲目に御座候處、平日姑を大切に致し、乍困窮も朝夕給物等隨分心付娘儀も針治爲習候、其身は日ゝ櫨花線香等商、且又外ゟ緣付の儀等致世話候ても、姑娘介抱行屆申間敷と存其段相斷候由、勿論宿賃等滯無之樣心掛候に付奇特者の由風聞仕候、

寛政五丑年五月廿四日

国立国会図書館

駒込肴町
家主　伊兵衛
五人組　治郎右衛門
名主　甚右衛門
名主　内海甚右衛門

一
私先祖の儀は尾州野間の内海より駒込村え元龜年中の頃罷越候、鎌田次郎の末葉内海彦右衛門より寛永六年の頃別家致し、内海五郎兵衛と申百姓にて罷在候處、慶安二年の頃より名主役相勤、八代相勤申候、如何の譯合に候哉寛延年中の頃まで帶刀致候由申傳候、尤麟祥院領駒込村町兼帶にて下駒込村に住居仕罷在候、尤甚右衛門本家内海彦右衛門地面八反歩程所持仕、元下駒込村に住居仕候舊地を里俗に内海屋敷と相唱申候、
以上丙戌書上

（内海屋敷）

四軒寺町

一町名の起は町内向側に瑞泰寺、榮松院、清林寺、光源寺、右四ケ寺有之候に付四軒寺町と相唱候儀に御座候、草創人の名相知不申候、

一町内　被仰付并町御奉行御支配に相成候儀、同所肴町にて申上候通に御座候、

一町内　東西表間口三拾三間、裏幅同斷、南北奥行拾貳間、但南側にて片側町に御座候、

一四隣　東の方往還を隔山本萬之助様御屋敷、南の方御先手組屋敷、西の方十方寺、北の方往還を隔瑞泰寺、榮松院、清林寺、

一高の儀は同所三ツ家町にて申上候通御座候、

一檢地
右は同所三ツ家町にて申上候通に御座候、
以上丙戌書上

御府内備考巻之三十七終

御府内備考巻之三十八

駒込之三

淺嘉町

一往古駒込村百姓地に有之候處、天和年中青山淺河町にて黑鍬方百人え大縄拜領町屋舗被下置、其砌當町にて三千貳百拾六坪九合右足地是又被下置、尤町屋起立相分不申、且町方御支配に相成候年代相知不申候、

（町名由來）

一町内里俗
同所肴町に附候場所を一丁目目と唱、同片町に附候場所を貳丁目と相唱申候、尤淺嘉町と相唱候儀、青山淺河町足地有之候間駒込淺嘉町と相唱候哉奉存候、又は小名町内并駒込高林寺門前、同天榮寺門前、右三ケ町を土物店と相唱申候、右者毎朝土物并青物市相立候に付右様相唱候儀と奉存候、

（土物店）　（拜領屋敷）

一町内町屋敷拜領主左の通、

一三拾坪	西丸奥御小人	永井斧吉
一同	奥六尺	服部彌藏
一拾六坪五合	黑鍬	木村平次郎
一三拾八坪八合	御留守居同心	田中又三郎
一三拾六坪	西丸奥陸尺	富田吉郎
一貳拾五坪五合	御休息御庭方	淺井忠三郎
一三拾六坪	黑鍬方	菰田善左衛門
一三拾六坪三合	同	山田佐仲太
一三拾三坪九合	同	光郷佐助
一三拾五坪四合	同	飯田嘉藏
一三拾三坪八合	同	山田庄五郎
一貳拾九坪三合	同	田中大次郎
一拾七坪三合	同	杉山藤助

国立国会図書館

一三拾四坪六合　黒鍬方　近藤　七右衛門
一三拾九坪九合　同　田中　勇次
一三拾六坪九合　同　荒井清太郎
一三拾七坪八合　同　豊田　新藏
一同　同　菰田平十郎
一同　同　村田　茂右衛門
一三拾六坪九合　同　樋田　傳吉
一同　同　市村　善八
一拾九坪九合　同　中澤米次郎
一三拾六坪四合　同　飯田鐵藏
一三拾六坪九合　同　師岡文次郎
一同　吹上御庭方　諸野彌惣次
一同　御林息御庭方　小杉幸次郎

一貳拾六坪壹合　御代官手付　梅澤　仙八
一三拾八坪四合　西丸御切手同心　高橋甚之丞
一貳拾七坪三合　無役　木村　勘左衛門
一三拾八坪三合九夕　同　大澤鐵三郎
一拾三坪貳合　同　長谷川　小太郎
一三拾六坪三合　同　内藤　長藏
一三拾四坪五合　同　清水留三郎
一三拾六坪貳合　同　木村　直八
一三拾四坪四合　同　山崎　丈助
一三拾八坪四合　同　岡田市太郎
一三拾四坪九合　同　飯田民太郎
一三拾五坪四合　同　諸岡權之助
一同　同　加藤金次郎

一三拾六坪九合　同　清水鐵三郎
一貳拾六坪九合　同　小池吉太郎
一拾九坪貳合　同　市橋富五郎
一三拾七坪九合　同　松井又助
一貳拾六坪三合　同　村山平五郎
一三拾五坪八合五夕　同　鷺谷　市左衛門
一三拾五坪四合　同　瀬尾　磯七
一三拾七坪八合　同　内藤長五郎
一貳拾九坪四合　同　内田八十八
一貳拾五坪五合　黒鍬方　猿橋清之丞
一三拾七坪貳合　西丸御切手同心　村上　榮助
一三拾六坪　奥陸尺　小作　重助
一三拾六坪三合　本所御藏番　杉山　三左衛門

一三拾八坪壹合　御小人　川崎彌次右衛門
一貳拾六坪壹合　西丸奥六尺　嘉平次
一三拾六坪三合　西丸御休息御庭方　中村　平吉
一三拾七坪貳合　小普請方書役　田中　鎌三郎
一三拾壹坪五合　御休息御庭方　相原銀之助
一貳拾五坪貳合　御切手同心　石井定五郎
一三拾四坪三合　御休息御庭方　福田　三平
一三拾五坪四合　同　今村金五郎
一貳拾九坪貳合　評定所書役　木村　太郎兵衛
一貳拾六坪三合　表小間役　加藤　岩吉
一貳拾貳坪九合　御留守居同心　塚田孫十郎
一貳拾八坪　西丸御切手同心　寺島　清藏
一三拾坪四合　西丸御用部屋吟味役　井上　九左衛門

国立国会図書館

一三十三坪三合　御賄六尺　榎本伊之助
一三拾貳坪　御休息御庭方　高橋五兵衛
一三拾四坪　奥六尺　菰田金五郎
一三拾貳坪五合　御庭方　新井久右衛門
一四坪貳合　同　浅井半左衛門
一三拾坪四合　山里伊賀之者　猿橋武右衛門
一三拾四坪九合　御庭方　藪田助次郎
一貳拾七坪六合　同　中村宇兵衛
一貳拾壹坪　御臺様仕丁　寺島仁左衛門
一三拾四坪　御用部屋陸尺　藤浪金平
一三拾六坪九合　御小間使　岸平七
一三拾四坪五合　御本丸御休息御庭方　樋田與兵衛
一三拾六坪九合　御切手同心　師岡長兵衛
一貳拾六坪四合　奥陸尺　諸野四郎三郎
一三拾八坪壹合　西丸奥六尺　小島益五郎
一三拾六坪九合　同　兼井三平
一四拾坪五合　御庭方　高野子清右衛門
一貳拾八坪五合　奥六尺　小高宗五郎
一三拾七坪三合　御休息御庭方　關忠五郎
一貳拾七坪八合　御數寄屋六尺　小原文次郎
一三拾六坪六合　澁江長伯手附　近藤金之助
一貳拾壹坪壹合　御休息御庭方　篠崎又次郎
一三拾八坪　紅庭山陸尺　木村儀右衛門
一拾五坪七合　奥御小人　菰田源次郎
一拾九坪貳合　右同人
一三拾九坪壹合五夕　御切手同心　木村熊藏
一拾四坪壹合　御庭方　間庭重五郎

一三拾五坪四合　御作事方同心　高木林藏
一三拾六坪九合　御休息御庭方　早川又左衛門
一三拾九坪三合　同　渡部清五郎
一三拾七坪八合　宇田川清十郎
一三拾三坪九合　御留守居同心　西村爲五郎
一三拾六坪三合　御庭方役地
一三拾六坪五合　黒鍬方組頭役地
一三坪三坪　右同斷
一町内貳ケ所相成候間分て申上候、
南の方壹ケ所
往還を隔貳ケ所相成、東の方南北間口四拾七間、東西裏行拾八間、西の方南北間口七拾四間餘、東西間數他町入込有之候間書兼申候、
右四隣　東の方瑞泰寺、高林寺門前、西の方片町、湖泉寺、南の方肴町、北の方天榮寺門前、高林寺門前、
北の方壹ケ所
往還を隔貳ケ所相成、東の方南北間口四拾五間餘、南北裏行南の方にて十七間、北の方にて十六間、西の方南北間口貳拾五間餘、東西裏行十八間、
右四隣　東の方戸田阿波守下屋敷、西の方土井大炊頭下屋敷、北の方片町、定泉寺、南の方圓林寺、天榮寺門前、
一自身番屋　間口九尺、奥行貳間、
右は寛政三亥年七月五日、町御奉行池田筑後守様御番所奉願候處、同日本目甚内、島市十郎御見分有之、同八月廿三日願の通被仰付候、尤町内地先に付地代等差出不申候、且同所高林寺門前、同所天榮寺門前と其砌より持合に御座候、
一御定杭　高七尺貳寸、幅五寸四方、根入貳尺五寸、
右年代不知、町内北の方同所片町を境に相建有之候、尤朽損候節は町御奉行所え御訴申上候得ば御建替被下置候　右御定杭文言左の通、
是より内に荷駄馬、駄賃馬、口附の者乗べからざる者也、
一日光　御成道
右者町内え百九間貳尺餘相掛申候、
一千川上水跡　（千川上水）
右者明和六丑年二月中淺草田原町小兵衛店忠兵衛、同町嘉右衛門店孫兵衛、高砂町三郎兵衛店幸右衛門、右三人掛渡奉願上、安永八亥年十一月廿八日御撿地御改

国立国会図書館

有之掛渡出來仕、天明二寅年八月中水錢小間壹間に付貳拾八文づゝ上納致、其後同六年年五月中ゟ水錢半減に被仰付、同九月中ゟ出錢相止、其後埋立被仰付候、

一青物市

右兩町幷高林寺門前、天榮寺門前、右三ヶ町毎朝千菜市相立申候、元和年中百姓地に有之候時分より青物市相立候由申傳候、青物問屋名前左の通、

（青物問屋）

駒込淺嘉町
三河屋　善兵衛
西村屋　孫兵衛
伏見屋五郎兵衛

駒込天榮寺門前
相模屋安左衛門
伊勢屋次右衛門
住吉屋甚八

同所高林寺門前
豐島屋　半次郎
相模屋半左衛門
和泉屋小右衛門
吉見屋　權兵衛
伊勢屋　清八
伊勢屋伊右衛門
田畑屋　半三郎
川越屋　清助

（孝子權次郎及與七）

一

右先祖の儀は年代不相知、往古駒込村の節より當所に住居仕鄕士にて有之候處、寶永年中ゟ名主役相勤、享保十九寅年十月八日病死仕候、戒名安休宗閑、俗名山野六兵衛ゟ引續私迄七代名主役相勤來申候、

名主
六　兵　衛

一御褒美銀五枚

右權次郎儀父庄右衛門え孝心を盡し候に付御聞に達し寛政五丑年三月廿日町御奉行池田筑後守様御白洲え被召出、爲御褒美前書の通頂戴仕候、尤其後父庄右衛門文化二丑年正月十三日病死仕候に付、悴權次郎儀庄右衛門と改名致し罷在候處、同人儀文政九戌年九月廿五日病死仕候、

小兵衛店
權　次　郎

一青銅拾貫文

右與七儀井戸掘渡世仕候處、實母まつ儀中症にて貳拾年程以前ゟ手足不相叶打臥罷在、長々の病中母まつ申に任せ心に叶候様取斗、朝夕菜の物等自身幷妻子等は給不申母え斗爲給候様致し、渡世先にて肴等出候節は自身は給不申其品持參り母え爲給、折々少々づゝ土產抔調參り候儀有之、幷壹ヶ月六度づゝ女湯の節は仕舞

六三郎店
與　七

湯賴置、脊負參り抱候て入湯爲致、彼岸の内六阿彌陀え參詣致度由申候に付、貧窮の處駕籠相願、與七儀片棒致し連參り候、右様孝心を盡し候處、文政二卯年十二月十七日母まつ病死致候、然る處右の段　御聞に達し、同三辰年二月十三日町御奉行榊原主計頭様御白洲え被召出、爲御褒美前書の通頂戴いたし候、

一羽黑派修驗大日院東叡山御支配久兵衛店に罷在候、

以上丙戌書上

高林寺門前

（御茶の水よりの移轉）

一往古駒込村百姓地に有之候處、高林寺本鄕御茶水ゟ明暦三酉年引地に相成、當時の地所拜領仕、寛文年中門前町屋御免被成下、寺社御奉行御支配の處、其後延享二丑年十二月中町奉行御支配に相成申候、尤地所の儀者外町屋敷同様にて沽券等有之沽券地に御座候、且當門前地古來ゟ同寺え年貢差出來申候、

一町内　南北間口七拾七間餘、東西裏行不同有之、

但片側町屋、

一四隣　東の方同寺境内、戸田阿波守様屋敷、西の方同所淺嘉町、天榮寺門前、南の方同所淺嘉町、北の方圓林寺、

一日光　御成道

右當町内え七拾七間貳尺相掛り申候、

一千川上水跡

右同所淺嘉町にて申上候通に御座候、

一青物市

右同斷

一草創人

家持
傳　兵　衛
伊　右　衛　門
半　次　郎
佐　次　兵　衛
小　左　衛　門

右五人の者先祖は高林寺本鄕御茶の水ゟ當所え引地に相成候節、右の者とも同寺に附添引移申候、尤只今以引移子孫の者とも當時に住居罷在候、

（孝子傳兵衛）

一御褒美白根五枚

家持
傳　兵　衛

右傳兵衛儀母いよえ孝心を盡し、其上平生奇特者に御座候處、右之段　御聞に達し、寛政三亥年三月十七日町御奉行小田切土佐守様御白洲え被召出、爲御褒美前書の通頂戴致し候、尤母いよ儀は文化八未十二月廿一日病死仕候、傳兵衛儀は文政三辰年中隱居仕、當時傳

国立国会図書館

左衞門と改名仕罷在候、

以上丙戌書上

德性寺門前

一往古駒込村百姓地に有之候處、同寺湯島妻戀坂より萬治二亥年引地に相成、當所にて拜領いたし候、其砌ゟ門前町屋御免被成下、寺社御奉行御支配に候處、其後延享二丑年十二月中町御奉行御支配に相成申候、且永代門前町屋に御座候、

（湯島よりゟ移轉）

一町内　南北間口拾九間、東西裏行三間半、

但片側町、

一四隣　東同所片町、西同寺境内、南正念寺、北同所片町、

以上丙戌書上

天榮寺門前

（菊坂よりゟ移轉）

一往古駒込村百姓地に有之候處、同寺本郷菊坂の臺ゟ萬治三子年引地相成、當時の地所拜領仕、其砌ゟ門前町屋御免被成下、寺社御奉行御支配の處、其後延享二丑年十二月中町御奉行御支配に相成候、尤永代門前町屋に御座候、

一壹本さいかちの辻

（さゐかちの辻）

右は往古大木のさいかち五つ抱餘有之、其木の形餘の木に異なり候故右木に注連結廻し有之候由、依之當町の異名壹本さいかちの辻と相唱候、尤古代之木は明暦年中大火の節燒失致し、其後さいかちを植候處享保三戌年大火の節燒失致し申候、尤右木の在所は同寺境内の由申傳候、

一町内　南北間口長延六十八間餘、東西裏行不同有之、

一四隣、東の方同所淺嘉町、高林寺門前、西の方同寺境内、南の方同所淺嘉町、北の方同斷、

一日光御成道

右當町内え三拾八間相掛り申候、

一千川上水跡

右は同所淺嘉町にて申上候通りに御座候、

一青物市

右同斷、

一草創人　　家主　安左衞門

右安左衞門先祖は往古駒込村百姓にて年代不知當所に罷在、大木のさいかち有之、右木の下にて千榮渡世仕候由申傳候、尤戒名受德院誠覺、俗名齋藤安左衞門、貞享三寅年八月十八日病死仕候、夫より引續只今以青

物問屋致し住居罷在候

一同　　家主　治左衞門

右治左衞門先祖安左衞門先祖同樣にて、千榮渡世仕罷在候由申傳候、尤戒名道卯信士、俗名土井次郎兵衞、寛文三巳年六月十七日病死仕、夫ゟ引續只今以青物問屋致し住居罷在候、

以上丙戌書上

麟祥院領片町

一町名の起、草創人の名相分不申候、尤往古町地無御座候得ども以前片側は家作有之候に付、右樣唱候由申傳候、

一元文二巳年寺社御奉行井上河内守樣にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、其以前は湯島麟祥院領百姓地に御座候、

一町内　東西凡壹町程、南北凡貳町半程、

但町内六ヶ所相分、東側延間數七拾四間餘、西側同間數四拾八間程、裏行不同有之候、

一四隣　東の方下駒込村、吉祥寺、西の方土井大炊樣頭屋敷、南の方同所淺嘉町、南谷寺、北の方同所富士前町、

一日光　御成道

右は町内へ百四拾八間餘相掛り申候、

一高の儀湯島麟祥院領村町貳百九拾石貳斗九升六合の内に有之、町方分に石高分候儀無御座候、委細の儀者同所三つ家町にて申上候通りに御座候、

一撿地

右者同所三つ家町にて申上候通に御座候、

一千川上水跡

右は同所追分町にて申上通に御座候、

以上丙戌書上

吉祥寺門前

一往古は駒込村百姓地に有之候處、年月相知不申、堀丹波守樣御下屋敷御座候處、其後御用地に被召上、明暦三酉年吉祥寺神田ゟ替地に被下置候、門前町屋御免の年月相分不申、延享二丑年十二月中町御支配に相成申候、且永代門前町屋に御座候、

一町内　南北間口百壹間、東西裏行南の方にて拾間餘、北の方にて拾五間麟、

一四隣　東の方同寺境内　西同所片町、南の方同斷、北の方同斷、

国立国会図書館

一日光　御成道
右は町内へ百壹間相掛申候、
一千川上水跡
右者同所淺嘉町にて申上候通に御座候、
以上丙戌書上

麟祥院領
富士前町

（富士社）
一町名起の儀は町内東側町屋裏に富士社有之候に付富士前町と相唱申候、尤起立并草創人の名相分不申候、
一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節は町御奉行御姓名相知れ不申候、其以前は湯島麟祥院領百姓地に御座候、
一町内二ケ所に相分れ有之、東側間口四百貳拾間、裏行南の方拾九間、北の方四拾四間、
　但横町往來間數除之、
一右四隣東の方富士境内、下駒込村、西の方往來を隔傳通院領富士前町、江岸寺門前、藤堂佐渡守様御下屋敷、南の方傳通院領富士前町、北の方下駒込村、
一西側間口三拾四間、裏行南の方六間、北の方拾三間、
　但横町往來間數除之、
一右四隣　東の方往來を隔傳通院領富士前町、西の方教元寺境内、長源寺境内、天然寺境内、南の方往來を隔駒込片町、圓通寺境内、北の方傳通院領富士前町、
一高の儀は湯島麟祥院領村町二百九十石貳斗九升六合の内に有之、町方分に石高分候儀無御座候　當領に相成候年月相分不申、尤御朱印御日附者正德四年正月十四日の由、其以前は野村彦太夫御支配の由に御座候、
一撿地の儀は麟祥院領に相成、寶永四亥年御改御座候、
一當町内往還百五拾間程、幅四間、日光　御成道に相成申候、
一千川上水跡
右は駒込追分町々申上候通に御座候、
以上丙戌書上

傳通院領
富士前町

一町名起の儀は町内東側町屋裏に富士社有之候に付富士前町と相唱申候、尤起立并草創人の名相分不申候、
一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候。其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は傳通院領百姓地に御座候、

一町内二ケ所に相分れ有之、東側間口四拾壹間半、奥行貳拾貳間、
　但横町往來間數除之、
一右四隣　東の方下駒込村、御鷹御用地、西の方麟祥院領富士前町、南の方駒込片町、北の方麟祥院領富士前町、
一東側續横町間口拾四間、裏行貳拾三間、
右四隣　東の方御鷹御用地、西の方麟祥院領富士前町、南の方御鷹御用地、北の方往來を隔富士境内、下駒込村、
一西側間口貳拾間、裏行拾壹間、
　但横町往來間數除之、
一右四隣　東の方往還を隔麟祥院領富士前町、西の方天然寺境内、南之方麟祥院領富士前町、北の方往來を隔同斷、
一當町内往還六拾壹間半、幅四間日光御成道に相成申候、
一高の儀は傳通院領村町にて百拾六石九升六合五夕の内に有之、町方分に石高分け候儀無御座候　尤寛文五巳年中々傳通院領に相成、其以前は御代官野村彦太夫様御支配所の趣に御座候、
一御撿地の儀傳通院領に相成御改無御座候。其以前寛永十酉年御改御座候由申傳候得ども、御水帳面無御座候に付聢と相知不申候、

一千川上水跡
右者駒込追分町々申上候通に御座候、

（孝子定五郎）
一御褒美銀五枚　武兵衛店　定五郎
右定五郎儀孝行者に付寛政二戌年十一月、北定御廻り山本兵太夫殿え左の通書上候處、翌亥年三月十七日、初鹿野河内守様御番所え右定五郎被召出、其方儀孝行の旨相聞候間爲御褒美右の通被下置候旨被仰渡候、
駒込富士前町　武兵衛店　定五郎
土持輕子
右の者儀實母壹人御座候處、平生其身家業として土砂等を輕子稼いたし、牛込揚場え罷越其日送りの者に御座候處、右母老衰仕不自由に付兩便とも右悴取仕舞或は母好物の品は其身給物不致候ても母へ爲給、其身は獨身にて罷在候に付近所の者妻の世話仕候得共、母存生の内は獨身にて罷在申度、妻を持候得は子供等出來自ら母の介抱行屆兼候と申斷、尤隣家に妹緣付罷在候得ども彼者えは一向に母の介抱不爲致、其身朝夕母の氣儘に介抱仕候、且右貧窮渡世仕候得共日々托鉢物貰等は壹人も不殘施し仕、尤父七ヶ年程以前相果候迄は父の意を不肯、右父儀も病身に罷在候處介抱行屆、其

国立国会図書館

上三ヶ年程前迄は毎朝六ツ時前井戸端にて水をあび神祈仕候に付、近所の者相尋候得ば兩親病身に付病苦の祈仕候由御座候、只今以毎月祝日には無怠水あび、其身息才にて母の介抱行屆度由祈候趣御座候て、奇特成者に御座候間此段申上候、

名主　今井　五郎兵衛

一　右五郎兵衛先祖上駒込村草創にて、文明の頃ゟ當屋敷に代〻相續住居仕候、尤慶長年中先祖今井民部と申候て寛永四丁卯年十月廿日死、法名觀嶽院萬休道機居士、墓駒込海藏寺御座候、其以前の儀は妙儀社記に相見候儀も御座候得ども、系圖等無御座聢と相知れ不申候、古文書武器等子細有之相失申候、

一苗字の儀は父五郎兵衛儀御鷹野御場所肝煎役出精相勤候に付、文化二丑年七月中御老中戸田采女正様御下知御免被仰付、當五郎兵衛儀も跡引續相勤同様御免被仰付候、名主役の儀は村方住居にて町方兼帶相勤申候、

一文政四巳年十一月十一日、新堀筋内府様御成の節御立寄、御腰懸り銀子二枚被下置候、

以上丙戌書上

江岸寺門前

一往古は駒込村百姓地に有之候處、江岸寺本郷御茶の水より明暦二酉年引地に相成、當町の地處拜領仕、寛文年中門前町屋御免被下置、寺社御奉行御支配に候處、其後延享二丑年十二月町御支配に相成申候、尤門前町屋御免の節、寺社御奉行御姓名并町御支配に相成候節の町御奉行御姓名とも相分不申候、且當門前往古ゟ同寺え年貢差出來申候、地所の儀は外町屋敷同様にて沽券地に有之候、

一町内　南北間口四拾四間、東西裏行（南の方二拾間、北の方十五間、）

但片側町にて横町間數除之、

一四隣　東の方往來を隔駒込富士前町、西の方下駒込村往來を隔藤堂佐渡守様御下屋敷、南の方傳通院領富士前町、天然寺境内、北の方往來を隔藤堂佐渡守様御屋敷、駒込富士前町、

一當町内往還四拾四間餘、幅四間、日光御成道に相成申候、

一千川上水跡

右者駒込追分町ゟ申上候通に御座候。

地主　傳九郎

一草創人

右兩人の者先祖は江岸寺本郷御茶の水ゟ當時の地所へ引地に相成候節、右の兩人同寺に附添引移申候、尤唯今以引續右子孫の者共當町に住居仕候、

以上丙戌書上

上富士前町

一町名の儀富士前町ゟ上の方に有之候に付、上富士前町と相唱申候、尤起立并草創人の名相知不申候、

一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は傳通院領百姓地に御座候、

一町内貳ヶ所に分れ有之、片側町にて東側南の方壹ヶ所、南北間口十二間半餘、東西裏行（南の方八間半、北の方二十間、）

一右四隣　東の方上駒込村西の方往來を隔松平甲斐守様御下屋敷、南の方白須甲斐守様御下屋敷、北の方往來を隔上駒込村、

一同側北の方壹ヶ所南北間口四拾四間餘、東西裏行拾八間、

但横町往來の間數除之、

一右四隣　東の方上駒込村、西の方（松平甲斐守様御下屋敷、上駒込村、）南の方上駒込村、北の方同斷、

一當町内往還九拾六間餘、幅五間、日光御成道に相成申候、

一高の儀は傳通院領村町にて百拾六石九升六合五夕の内に有之、町方分に分け候儀無御座候、尤寛文五巳年中より傳通院領に相成、其以前は御代官野村彦太夫様御支配所の趣に御座候、

一御撿地の儀は傳通院領に相成御改無御座候、其以前寛永十酉年御改御座候由申傳候得共御水帳無之聢と相分り不申候、

以上丙戌書上

傳通院領

七軒町

一町名の儀往古家作七軒有之候に付七軒町と相唱候由申傳候。尤起立并草創人の名相分り不申候、

（染井七軒町）

但里俗染井七軒町共唱候、

一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は傳通院領百姓地に御座候、

国立国会図書館

一町内三ヶ所分れ有之、片側町にて北側東の方壹ヶ所、東西間口貳拾五間、南北裏行貳拾壹間、
一右四隣　東の方上駒込村、西の方同斷、南の方往來を隔藤堂和泉守様御下屋敷、北の方上駒込村、
一同側中程壹ヶ所東西間口四拾九間、南北裏行（東の方二拾二間。西の方二十間、）
一右四隣　東の方上駒込村、西の方麟祥院領駒込七軒町、南の方往來を隔藤堂和泉守様御下屋敷、北の方上駒込村、
一同側西の方一ヶ所東西間口六間餘、南北裏行拾四間餘
一右四隣の東の方麟祥院領七軒町、西の方上駒込村染井、南の方往來を隔藤堂佐渡守様御下屋敷、北の方上駒込村染井、
一日光　御成道にても無御座候、
一高の儀者傳通院領村町にて百拾六石九升六合五夕の内に有之、町方分に分け候儀無御座候　尤寛文五巳年中ゟ傳通院領に相成、其以前者御代官野村彦太夫様御支配の趣に御座候、
一御撿地の儀傳通院領に相成御改無御座候、其以前寛永十酉年御改御座候由申傳候得共御水帳面無御座候に付聢と相知れ不申候、

以上丙戌書上

麟祥院領七軒町

一町名起立の儀者往古家作七軒有之候に付七軒町と相唱候由申傳候　尤起立幷草分人の名相分り不申候、
一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相分不申候、其以前は麟祥院領百姓地御座候、
一町内　東西間口五拾九間、南北裏行（東の方拾四間餘、西の方拾間餘、）
　但片側町に御座候
一右四隣　東の方往來隔傳通院領駒込七軒町、西の方同斷、南の方往來隔藤堂和泉守様御下屋敷、北の方上駒込村、
一高の儀は湯島麟祥院領村町貳百九拾石二斗九升六合の内に有之、町方分に石高分け候儀無御座候、當領に罷成候年月相分り不申候、尤御朱印御日附者正保四年四月十四日の由、其以前者御代官野村彦太夫様御支配の由に御座候、
一御撿地の儀者麟祥院領に相成寶永四亥年御改御座候、其以前の儀は相分り不申候

以上丙戌書上

三軒屋町

一町名起の儀者往古家作三軒有之候に付三軒屋町と相唱候由申傳候、尤起立幷草創人の名相分不申候、
一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相知不申、其以前は湯島麟祥院領百姓地に御座候、
一町内　東西間口拾五間餘、南北裏行十三間、
　但片側町に御座候、
一右四隣　東の方下駒込村、西の方同斷、南の方同斷、北の方往來隔上駒込村、
一當町内　往還拾五間餘、幅三間、日光　御成道に相成申候、
一高の儀は湯島麟祥院村町二百九拾石二斗九升六合の内に有之、町方分に右高分候儀無御座候、當領に相成候年月相分不申、尤御朱印御日附は正保四年正月十四日の由候、其以前は御代官野村彦太夫様御支配の由御座候、
一御撿地の儀は麟祥院領に相成寶永四亥年御改御座候、其以前の儀は相分り不申候、

妙義坂下町（妙義社）

一町名の儀者町内西の方に妙義社有之、以前百姓地の時分ゟ小名に妙義坂下と唱候に付則妙義坂下町と相唱申候、尤起立幷草創人の名相分り不申候、
一元文二巳年寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、尤其節の町御奉行御姓名相知不申候、其以前は傳通院領にて百姓地に御座候、
一町内　東側南北間口六拾貳間、東西裏行（南の方七間、北の方二十間、）
一右四隣　東の方上駒込村、西の方往來隔西ヶ原村、南の方上駒込村、北の方堀を隔西ヶ原村、
一同西側　南北間口二十五間半、東西裏行（南の方貳十五間、北の方十七間、）
一右四隣　東の方往來隔同町、西の方上駒込村、南の方同斷、北の方西ヶ原村、
一當町内往還七拾九間、幅三間、日光　御成道に相成申候、
一妙義坂（長一町巾三間）
　右町内一圓坂に御座候、尤日光　御成道に有之候、
一堀　巾一間

以上丙戌書上

国立国会図書館

右宇谷戸川と相唱申候、

一板橋（谷戸川）　長二間　巾同斷

右谷戸川に相掛有之、立合橋と相唱候、

一高の儀は傳通院村町にて百十七石九升六合五夕の内に有之、町方分に分け候儀無御座候、尤寛文五巳年中より傳通院領に相成、其以前は御代官野村彦太夫様御支配所の趣に御座候、

一御撿地の儀は傳通院領に相成御改無御座候、其以前寛永十酉年御改御座候由申傳候得ども御水帳面無之聚と相分り不申候、

以上丙戌書上

摠禪寺門前

一往古は駒込村に有之候處、摠禪寺湯島邊にて天和三亥年類燒仕御用地に被召上、於當地代地拜領仕候、寺社御奉行坂本内記様にて右の段被仰渡、其後町屋被仰付、延享二丑年十二月町御奉行御支配に相成申候、且永代門前に御座候、

一町内　東西表間口貳拾七間半餘、裏幅同斷、南北奥行東の方貳拾六間、西の方拾三間、東の方境内え折廻し出張有之、

但南側にて片側町に御座候、

一四隣　東の方往來を隔專念寺、南の方當寺境内、西の方太田攝津守様御下屋敷、北の方往來を隔千駄木御林跡地、

以上丙戌書上

專念寺門前

一往古は駒込村に有之候處、右專念寺湯島か下谷邊に罷在、如何の譯に候哉當所え引地に相成、町屋御免被仰付候得ども古書物等無御座、右の年月等相分不申候、其後延享二丑年十二月町方御支配に相成、永代門前町屋御座候、

一町内　東西え拾貳間、南北え五間、

但南側にて片側町に御座候、

一四隣　東南の方同寺境内、西の方往來を隔摠禪寺門前、北の方往來を隔千駄木林跡地、

以上丙戌書上

世尊院門前

一往古駒込村百姓地有之候處、元祿八亥年八月中當時の地所拜領仕、元文二巳年十一月中牧野越中守様町屋御

免被仰付、寺社御奉行御支配に候處、延享二丑年十二月町方御支配に相成、永代門前町屋に御座候、

一町内　東西表間口七拾八間餘、南北奥行十六間餘、

但南側にて片側町に御座候、

一四隣　東の方千駄木町、南の方同寺境内、西の方專念寺、北の方往來を隔千駄木町、同所御林跡地、

神事舞太夫田村澤之助配下佐藤丈之助

右者當町多七店に罷在候、

一

聖護院宮御支配本山派修驗三學院

右は當町多七店に罷在候、

以上丙戌書上

千駄木町

一町名起りの儀は往古當町に御林有之、日々千駄木宛木を切出し候に付千駄木と相唱候由、又は梅檀の大木有之候に付千駄木と相唱候共申傳候、尤古書物無之分明には無御座候、草分人の名相分不申候、（町名由來）

一町屋被仰付并町方御支配に相成候儀は、同所肴町にて申上候通に御座候、

一町内　東西壹町半程、南北廣き所にて半町程、

此坪凡千百六拾壹坪餘、

但地形不形に付詳に記兼申候、

一四隣　東の方下駒込村、南の方同斷、西の方世尊院門前、北の方千駄木御林跡地、

一高の儀は同所三ツ家町にて申上候通に御座候、

一撿地の儀者同所三ツ家町にて申上候通に御座候、

一坂　登り凡壹町程、幅貳間半、（汐見坂）

右坂上ゟ佃沖相見候に付汐見坂と唱候由、然る處坂際に團子屋多有之候に付、いつとなく團子坂と里俗に相唱候由御座候、（團子坂）

一七面堂　間口九尺、奥行九尺、

右當町團子坂下往來ゟ九尺程引込有之、木像にて岩に乘座とも丈け三寸程厨子入、起立作人の名相分不申候、

以上丙戌書上

千駄木坂下町

一町名の起りは千駄木町字團子坂下に有之町家故、千駄木坂下町と名付候儀と存奉候、草分人相知不申候、

一町家被仰付并町方御支配に相成候儀者、同所肴町にて申上候通に御座候、

国立国会図書館

一町内　南北兩側にて南側の方三ケ所に切れ有之、
北側東西表間口六拾七間半餘、南北奥行東の方拾七間、
中央拾五間半餘、西の方四間半、但北の方え出張有之、
南側東の方にて東西表間口七間、南北奥行貳拾五間、
中の地所は東西表間口五拾四間餘、南北奥行東の方にて五間、西の方にて六間半、西の方は表間口東西八間半餘、南北奥行東の方にて七間、西の方にて九間、
一四隣　東の方谷戸川を隔谷中感應寺古門前町、法住寺、南一方組屋敷、妙林寺西の方千駄木町、板倉越中守様御下屋敷、北の方下駒込村、
一堀　幅九尺程、
右は宇谷戸川と唱澁江長伯様御預り、巣鴨御藥園より出、田端村新堀村下駒込村と町内東の方谷中感應寺古門前町と當町の間を相流、谷中駒込と堺に御座候、
一石橋　長さ貳間、幅八尺、
右は谷戸川へ掛り候て合染橋と唱候者も有之由、尤掛（合染橋）始年代相知不申候　當時谷中三崎町、同所感應寺古門前町と當町組合持に御座候、
一高の儀者同所三ツ家町にて申上候通に御座候、
一撿地の儀者同所三ツ家町にて申上候通に御座候、
以上丙戌書上

千駄木下も町

一町名の起りは千駄木下の方に有之候間下も町と名付候哉に御座候、草創人の名相分不申候、
一町家被仰付幷町方御支配に相成候儀は、同所看町にて申上候通に御座候、
一町内　東西表間口四拾間、南北奥行拾五間、
但北側にて片側町に御座候、
一四隣　東の方小笠原大膳太夫様御抱屋敷、南の方往來を隔根津權現、西の方往來を隔太田攝津守様御下屋敷、北の方下駒込村、
一高の義者同所三ツ家町にて申上候通御座候、
一撿地の儀は同所三ツ家町にて申上候通御座候、
以上丙戌書上

御府内備考巻之三十八　終

御府内備考巻之三十九

巣鴨之一

總　說

巣鴨の名義及在方に屬する事蹟は巣鴨村の條に辨す、今町と稱する處は大抵中山道板橋への往來にして、南は駒込鷄聲ケ窪續より、北は庚申塚に及び、其餘中町原町等は少しく往來の西にさし入、辻町と稱する僅の町小石川大塚上町に隣れり、町並の外武家屋鋪も數多ありと、其餘は皆村落耕地のみなり、（至四）

御　立　場

寛延三年伊奈半左衞門に仰せて新に築立らる、

御　藥　園

元藤堂和泉守の抱地なりしを寶暦四年御林と成り、寛政年中御藥園に改めらる、以上二ケ所は全く村地に屬すれど、公用の御場所なれば便覽の爲にこゝに表出す、その詳なる事は村の條に記せり、

屋鋪地名並里俗小名（町名坂名において呼名たるものは略す）

小原町　原町の里俗名なれどその邊の屋敷地名に是を襲へるものあり、
新屋敷
土井上地
稲荷小路　巣鴨町大路より小石川五軒町の方へ達する小路をいふ、

以上丁亥編次

御府内備考巻之三十九　終

国立国会図書館

御府内備考巻之四十

巣鴨之二

巣鴨町

一町名の起相知不申、草創人百姓徳右衛門儀委細村方御調に書上申候、
　但元來巣鴨村に御座候處、元文二巳年二月寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月中町御奉行所御支配相成申候、
一町内　巽の方より乾の方え長十二町、
　但片側町、八町拾三間、幅平均凡四十三間程、尤道鋪とも兩側町三町四十七間、幅平均凡六十五間程、
　尤道鋪とも幅三間より五間位迄、
一町内隣町
東の方武家方拜領屋敷、巽の方同斷、御駕籠町、仲町、
南の方小石川五軒町、巣鴨宮下町、
坤の方巣鴨村
西の方
乾の方
北の方
艮の方武家方拜領屋敷、
一町内小名
下組　下中組　上中組　上組　横町
　但壹丁目貳丁目等の唱は無御座、惣體間數十貳丁の處を四つに分候唱御座候、
一御高札場
右者村町組合にて名主家前有之候、
一自身番屋　間口九尺、奥行九尺、
右者上組往來西側木戸際に有之、文政元寅年十月中御願濟御座候、
一石橋三ヶ所
壹ヶ所者下組に有之、長四尺、幅三間、
壹ヶ所者上中組に有之、長四尺餘、幅四間餘、
壹ヶ所者横町に有之、長三尺、幅六尺、
一下水堀貳ヶ所　幅貳尺位、三尺位迄、
壹ヶ所者下組に有之、
壹ヶ所上中組に有之、
右何も横切下水

一反別拾壹町九反九畝拾七歩、
安國殿料　方丈領、
一巣鴨村高百五石四斗四升六合の内え相籠、町方分相分候儀出來兼申候、
天正十九年當寺領に相成、其後延享二丑年町方御支配に相成申候、
一領名戸田領と唱申候、
一舊家（戸田領）
右委細の儀者村方より書出申候、
以上丙戌書上

増上寺
徳右衛門

眞性寺門前

一町名の起相知不申、元來巣鴨村候處、眞性寺境内年貢地の内同寺門前町屋相成候得ども年暦相知不申候、
一町内巽の方より乾の方え長貳拾貳間半、幅九間程、
　但片側道幅四間餘、
一四隣
東の方武家方拜領屋敷、南の方巣鴨町、西の方同寺隔巣鴨村、北の方巣鴨町、
一御高札の儀者巣鴨町にて申上候通御座候、
一反別四畝拾五歩、
一領名并高の儀者巣鴨村にて申上候通御座候、
以上丙戌書上

辻町

一町名の起不相知、元來巣鴨村に御座候處、元文二巳年二月寺社御奉行井上河内守様にて町屋御免被仰付、其後延享二丑年十二月中町御奉行所御支配に相成申候、
一町内　巳午の方より亥子の方え貳町程、凡幅四拾間程、
　但道鋪とも、
一四隣
東の方小石川大塚町、南の方小石川村新田、西の方巣鴨村、北の方同斷、
一御高札場の儀者巣鴨村にて申上候通御座候、
一増上寺
安國殿料　方丈領、
一高并領名巣鴨町にて申上候通り御座候、
一反別壹町貳反七畝貳拾歩、
以上丙戌書上

原町壹町目

一右町の儀者天和三亥年中小人貳拾八人大縄拜領地面に

国立国会図書館

相成申候、且町屋敷に相成候儀、右年限以前は鴨巣村の内草原にて人家等無之候所、右拜領地面に相成候ゟ段〻人家等出來候に付、町家等も自然出來候よし申傳候、且町奉行支配相成候儀者度〻類燒に付、古書物燒失仕候て分不申候、

一町内東西え凡九拾壹間四尺程、南北九拾壹間四尺程、
　但道鋪共、
一四隣　南の方小石川大原町、北の方鴨巣原町貳町目、東の方同所仲町、西の方水野壹岐守殿御抱屋敷
一公役地
　但年に三度上納仕候。

（名主善藏書上）

一　名主　善藏

右先祖關口隼人御入國の節ゟ巣鴨に罷在候よし、申傳には其節郷士にて居候よし、右隼人正保三丙戌年死去仕、右隼人實父隼人駿州今川家出のよし承傳候、右隼人寛永元子年死去仕、清龍院殿了覺宗暮日遊、雜司ヶ谷大行院に有之候、其後名主役に相成候者相知兼申候、其外委細書物等相知兼申候傳候名、

關口隼人
同　善右衛門
同　善兵衛
同　善藏
同　善左衛門
同　善右衛門
同　源藏
同　善藏
同　善右衛門
同　善藏
當時　同　善藏

以上丙戌書上

原町二町目

一右町の儀者天和三亥年中御仲間六拾人分拜領地面に相成申候、
　但町屋鋪に相成候儀者、右年限以前當地草原にて人家等無御座候處、右拜領地に相成候よし、追〻人家等出來候に付自然町家等も出來候よし申傳、且町御奉行御支配に相成候儀者、度〻類燒致し書物等無御座相分不申候、

一町内　南北百拾五間、東西え六拾貳間貳尺、
　但道鋪とも、
一四隣　東の方御駕籠町、西の方水野壹岐守様御抱屋敷、南の方小石川火の番町、北の方同町五軒町、

（百姓杢兵衛書上）

一舊家　百姓　杢兵衛

右先祖の儀は深谷左馬亮三男の家筋に御座候、北條家權下にて五萬石の領主に御座候處、右北條家滅亡に付前田家に亡れ、其後五人兄弟御座候處、川越在に蟄居罷在候内
御當家に相成、右兄弟五人被召出候處、貳人罷在候處五百石宛に被召出、當時にては二の丸御留守居深谷政之助殿と申事に御座候よし、跡壹人被召出候儀者相知不申候、跡三人の内壹人は武州川越在おみ野村に罷在、深谷喜惣治と申村頭役相勤罷在候よしに御座候、右杢兵衛儀者川越在より天和年中に當所へ罷出、深谷杢兵衛と申百姓仕罷在候、蹟壹人の儀者相分不申候、尤古書付等の儀者右は喜惣治所持仕罷在候處、先年燒失仕候に付一向相分不申候、

以上丙戌書上

御駕籠町

一右町の儀は元祿十寅年四月、御駕籠の者五拾壹人分大繩拜領町屋敷、
　但往古者御屋敷下屋鋪と而已申傳、
一町内　東西え凡七拾間程、南北凡百間程、
　但道敷共、
一四隣　東の方駒込富士前町、西の方仲町、南の方酒井雅樂頭様御下屋鋪、北の方藤堂大學頭様御屋敷、
一古上水蹟
右者千川上水と唱、巣鴨町往還通りゟ當町往還通東の方駒込富士前町通え掛、右安永の頃迄有之候由、
一下水堀　幅三尺
右は家前通に有之、前〻ゟ松平加賀守様にて御普請御座候、
一公役地
右は年〻三度上納仕候、

以上丙戌書上

仲町

（戸田領巣鴨村）

一右町の儀は慶安元子春本所横堀にて拜領の處御用地に被召上、天和三亥年閏五月巣鴨百姓地にて代地被下候、
　但往古は豐島郡戸田領巣鴨村の内に御座候、

国立国会図書館

一町内　東西え凡百間程、南北凡六十間程、
一四隣東の方御駕籠町、西の方原町貳町目、
　南の方一橋様御下屋敷、北の方四郎兵衛様御組屋敷、
一石橋幅壹丈貳尺、長四尺五寸、
　右は虎石にて相掛、虎の橋と相唱候、
一下水堀　幅三尺餘、（虎の橋）
　右堀割年代相知不申候、
一身錄井戸（彌勒井戸）
　右は當町油屋伊兵衛と申者享保十八巳年六月富士へ登山いたし、同七月十三日富士山七合目に入定す、諸人是を身錄と名付、今に土人尊信致し、右身錄遣ひ候水迚富士信仰の輩所々より折〻貰ひに參候より右緣を以相唱申候、
一公役地
　右は年〻三度上納仕候、

以上丙戌書上

御府内備考卷之四十終

御府内備考卷之四十一

小石川之一

總　説

【江戸志】に、此地は小石の多き小川幾流もある故小石川と名付しといふ、こは最古世の話なるにや、詳なる事を聞す、正保改の武藏國圖には、今の御藥園の西なる田間より傳通院後の方へ達する流と覺しき川を小石川と注したり、則【江戸砂子】に、傳通院の後の流れ猫また橋の川筋を小石川の濫觴と書くもの是なり、今は小石川と唱ふる地最廣し、南は小石川御門外なる御堀に限り、北は巢鴨に至り、東は本郷駒込に添ひ、西は小日向に隣り、乾の方は雜司ケ谷村にも少しく接せり、されど北西の方に至りては水陸の田あり、又在方分に屬する抱地等多ければ、御府内に屬する地は三分の二におれり、又金杉は今小石川の内なれと、古くは別に一村立し地とみへたり金杉水道町の條に辨す、按に小石（小石川の濫觴）（四至）川の地名と成しも古き事にや、【回國雜記】に、小石川といへる處にまかりて「我方を思ひ深めて小石川いづこを瀨とかこひ渡るらん」と見へたり、是文明十九年の紀行なり、又【小田原北條役帳】に、島津彌四郎五貫四百八十文、小石河内法林寺分松月分及櫻井買得五十六貫五百八十壹文、小石川本所方元有瀧知行などみへたり、又【黃葉集】鳥丸大納言光廣卿集に、江戸に侍る頃小石川といふ處にて「久かたの月みる宿のすゞしさも隣ありけり石川の水」と載せたり、一說に【神社略記】を引て、白山權現は加賀國石川郡より勸請せしゆへ小石川の名起りしと云、是最無稽の言なり、白山權現を此地に移せしは元和元年の事といへり、案に小石川在方分の地、後年御用地屋敷地及寺社等に成し事は原町名主安右衛門の舊記にみへたれば、考證の爲に左に錄す、（古書に見えし小石川）（名主安右衛門舊記）

一高合七十四石壹斗五升四合貳夕
　右者承應元年壬辰八月廿五日　德松様え相渡
一高合七十四石六斗九升三合六夕
　右者承應二年癸巳八月廿六日　御築地形相渡
一高合二石九斗三升六合
　右者明暦二年丙申三月十二日　中根大隅守殿御組同心屋敷に相渡
一高合十石五斗五升七合六夕
　右是は明暦三年丁酉七月十二日　無量院え相渡
一高合四石九斗壹升九合
　右是は右同年七月十二日　起雲寺え相渡
一高合四斗壹升五合六夕
　右是は右同年同日　法傳寺え相渡
一高合壹石五斗七升三夕
　右は右同年同日　密藏寺え相渡
一高四斗七升六合
　右是は右同年　龍雲院え相渡
一高合五石五斗六合四夕
　右是は萬治元年戊戌十月十三日に御餌差衆え相渡
一高壹石壹斗三合六夕
　是は右同年に戸田久助殿御組御餌差衆え渡
一高三石五斗六升六夕
　右是は右同年戊戌十一月五日　御鷹匠衆御餌差兩所え渡
一高六石壹斗六升七合三夕
　右是は萬治二年己亥三月二日　松平將監殿え相渡
一高四石壹斗壹升壹合壹夕
　右是は右同年同日に　三宅隼人殿え相渡
一高七石五斗四升貳合

国立国会図書館

右是は右同年五月十七日　上野阿波守殿御組与力同心衆え相渡
一高八石九斗壹合五夕
右是は右同年六月廿二日　松平刑部様え相渡
一高合三石五斗壹升六合
右是は萬治三年庚子八月廿五日　眞田伊賀守殿え渡
一高四石七斗壹合八夕
右是は萬治三年庚子十二月六日に　石川土佐守殿え渡
一高三石貳斗八升四合
右是は寛文二年壬寅三月十六日　戸田淡路守殿渡
一高六石九斗貳升九合三夕
右是は右同年壬子三月十六日　小堀備中守殿渡
一高貳石四斗壹升七合
右者右同年壬寅四月二日　池田帶刀殿渡
一高合十石八斗八升七合八夕
右是者右同年四月廿九日　松平播磨守殿渡
一高五石貳斗九升四合六夕三才
無量院法傳寺分
一高三斗直年貢　是は直納　濱野兵右衞門殿渡
一高三斗直年貢替地　新福寺え渡
一高三斗三升五合　無量院隱居屋敷御用地に上る
一高壹石四斗三升直年貢　ひよんあみ屋敷渡
新御門前裏御門前山下御園に入無量院法傳寺兵右衞門ひよんあみ屋敷
直年貢石高十四石四斗七升六合貳夕三才
一高三十四石八合六夕
右是は右同年壬寅八月十八日　館林宰相様え渡
一高三石貳斗九升六合九夕
右是は寛文三年癸卯十一月晦日　中坊美濃守殿渡
一高八石四斗八升九合五夕
右是は右同年十二月廿七日　大久保八郎右衞門殿三郎右衞門殿兩御組同心衆相渡
一高壹石八斗六升六合六夕　御地頭御用
右は右同年同月に新御門前屋敷に相渡
一高壹石六斗九升六合三夕
右是は寛文四年甲辰四月十二日　大慈寺え相渡
一高五斗六升壹合
右是は右同年　宗慶寺え相渡
一高貳石七斗三升九合三夕
右是は右同年甲辰九月七日　御餌差衆四組渡
一高九石五斗三合三夕

右是者寛文五年乙巳二月四日　本多中務殿渡
一高八石六斗九合三夕
右是は右同年乙巳十月十五日　酒井雅樂頭様渡
一高三斗貳升壹合　御地頭御用
右是は寛文六年丙午十一月十六日　孫三郎殿元屋敷御裏門御門前分罷成
一高壹石八斗七升三合　外三畝拾七歩餘
右是は寛文七年丁未三月四日　酒井頼母殿渡
一高四石九斗六升四合　御地頭御用
右是者傳通院様御山下御園に入候分
寛文九年己酉三月廿五日に相渡
一高四石七斗九升八合三夕
右是者寛文九年己酉八月廿六日　館林様え相渡
一高八升貳合
右是は寛文十年庚戌九月廿日　野村彦太夫殿え御上ケ地成
一高五石三升九合六夕
右是は寛文十一年辛酉十二月十八日小笠原山城守様渡
一高五石貳升七合貳夕
右是は延寶三年乙卯十一月五日　松平刑部大輔様相渡申候
一高四石壹斗壹合六夕
右是は延寶三年乙卯十一月廿一日　酒井日向守様渡
一高壹石貳斗九夕　右是者元祿五年申四月護國寺門前御用罷成候事、道御奉行様方不殘御出被仰付候、
一高十石八合六夕
御書上けは九石九斗五升四合六夕と被致候と相見候、左様候得ば五升四合算用違有之候、爲念相改書付申候、
元祿六酉年二月砂利取場御用に罷成候事、
一高五石九斗四升四合三夕
右是者七年巳前卯の春ゟ御鶴場所御用に潰申候所、當戌年御替地出指引相濟申に付如此に候、
元祿七戌年四月十三日
御代官細井九左衞門様にて相濟申候事、
一十六石五斗八升二合　町屋分
一七石三斗三升壹合　坂下分
右貳口元祿十年丑年護國守様え入
一高四石五斗都合三十貳石九斗五合七夕貳才　松平對馬様分

国立国会図書館

国立国会図書館
憲政資料室

一高三斗三升四合九夕此通書上也　無量院分
一高十石貳斗九升七合　御殿下御堀道分
右三口元祿十一年御殿御用に入
元祿十二年卯五月　護國守様え渡
一高三石三斗貳升五石五夕四才
元祿十六年未五月　水野勘八郎殿渡
一高貳石五斗五合　御用地上ル
右是は元祿十六癸未十月請取の内
是迄石高四百六石四斗八升五合壹夕六才直々潰
享保元丙申年十月十八日　相改

（白山御殿舊地）

御藥園

御藥園は白山御殿の舊地なり、初寛永十五年戊寅麻布、大塚の兩所に御藥園をひらかれ、元祿の頃大塚の御藥園は麻布へうつされしが、其後又此處に移され、其あづかりは麻布ゟつゞきて芥川小野寺なり、今は芥川、岡田の兩人にてまもれり、芥川の御預地貳萬二千五百五十八坪、岡田の御預り二萬千六百四十二坪といふ、【改撰江戸志】當御藥園二區に分れて中間一條の往來あり、則南の方は岡田左門利右衛門の子孫なりの御預りにて御役宅その内にあり、又此内に施藥院養生所ともいふを建置る事は下に記す、北の方は芥川小野寺御預なり、此御役宅は小路を隔て西の方に在り、案に白山御殿を廢せられしは正德三年の事といへり、御藥園と成しはそれより後に始りしならむ、

養生所一件

（名主料を經費に宛つ）

（籠）

一養生所の儀、享保七年寅正月、麹町十二町目三郎兵衛店町醫師小川笙船と申者、施藥院被仰付可然旨目論見申上候に付、同二月廿日有馬兵庫頭殿御申聞候者、笙船目論見の通にも難成可有之候間、得と致相談仕願共追て可申上候、與力を懸候て成共勤方諸事書付、指上候様との御事に付同廿一日兩組與力え申渡、委細吟味の上相極候事、

一施藥院被仰付候は難有仕合可奉存候、町々極貧の病家を窺候所不便千萬の仕合共御座候、武家方より奉公人を大病に付請人方返し申候處に、請人も親類にても無御座候もの故散々に看病仕候無道人も多く御座候、其外無緣成者或は本妻子等無御座貧人の相煩には見殺に仕候事も多御座候、院料の儀は御當地町々の名主料御停止に被仰付、名主料金を町々ゟの儀にて相濟可申と奉察候、左候得は施藥院御普請料の御物入と奉存候、

（小川笙船書上箇條）

此儀も少々は御物入の足金愚意存當の儀御座候、名主跡役の儀は町々家持共、廻り名主と申事に被爲仰付候はゞ御公用辨申儀、只今の通相替儀も御座有間敷奉存候、町人の儀は名主料金を
御公儀様え差上候にても、其外名主壹ヶ年中遣申金子多御座候を相止め申が德分に御座候間悅可申と奉存候、名主の儀は御政道助にも少も可罷成ものに候處、當時の名主どもは欲心者而已にて御座候間、却て御政道の妨に罷成候事共も仕出申候、此儀御尋候はゞ町御奉行様まで口上にて可申上候、
下げ札
此箇條の儀は江戸中施藥院壹ヶ所御建、便り無き病人入置、御扶持人醫者衆の内代り〳〵療治いたし、看病は老衰いたし便りなき男女可有御座候間、其者共を施藥屋に入置申候はゞ可然旨申候、
一名主共の儀相尋候處外替儀も無御座、支配のものえ名主料の外入用を懸け候に付町々の物入多く候よし笙船申候、然共只今急に名主を相止め候事も難仕可有御座候哉、家持共え廻り名主申付候儀も如何奉存候、笙船は兎角名主相止可然旨申候、
寅正月二十一日

右者享保七年寅正月廿一日、小川笙船書上候箇條の内書抜也、
一施藥院下役十人の儀當分諸事致し馴候内、私共組同心の内十人下役に可被仰付候哉、左候はゞ遠方の儀にも御座候間、於施藥院晝夜御賄被下置候様仕度奉存候、
一右同心差替置候に付て、與力共の内も兩人程も晝斗差遣置可然哉と奉存候、是又御賄被下置候様仕度奉存候、
右の通被仰付候はゞ岡田理右衛門世話仕候にも及申間敷候哉奉存候以上、

中山出雲守
大岡越前守

六月
右書上げ、享保七年寅六月廿日有馬兵庫頭殿え上る、

（當院掛醫師）

覺

施藥院え相語候醫師衆の儀は、小普請醫者の内一兩人被仰付毎日見廻、夜中病用のためには施藥院向寄罷在候町醫者、扶持人醫者の内兼て一兩人被爲仰付置、役人方ゟ申遣次第施藥院え罷越病用相達候積り、且又小川笙船儀晝斗見廻、病人介抱藥吟味等世話仕せ可申候、但見廻の義は隔日又は御用有之時に毎日罷越、御用無之節は二日間にも見廻候様可仕候、笙船見廻りは相止候丹治相勤候、

（院内雑務取扱人）

一施薬院え町奉行與力兩人附置、毎日壹人づゝ相詰施薬院一色の指圖仕、病人出入取改、惣賄御入用等病人え用候人參之吟味迄仕候積、

一町奉行同心十人

内

一二人　年寄同心

是者賄所惣元〆諸色請拂吟味役、

一八人　車同心

是は薬煎并病人見廻り役、

右者晝夜隔番相勤候積、

一下男　八人

此下男御抱仕賄所働、門番其外病人看病、火事の節足弱の病人に附添罷出候様仕可然奉存候、

一女

是は女病人看病又者洗濯物等のため召抱可申候、但當分は兩人抱、病人數も多罷成候はゞ三人にも可仕候、

一食焚　當分　壹人

汁菜
野菜拵にも　壹人

水汲　當分　壹人

小遣　二人

病人扱
薬人煎　當分二人

門番　壹人

下男門番とも都合八人

（入院者資格）

一施薬院え參候病人、町〻に罷在候極貧にて薬も給兼候體の者或者獨身にて相煩看病人も無之者斗療治被仰付候様に奉存候、

但歩行難成ものは家主入用を以駕籠にて施薬院え差越候様可仕候、

（施與物）

一病人え夏帷子壹つ、冬布子一つ御仕着せ、鼻紙被下、且又借夜着蒲團蚊帳も相渡可申候、

一病人施薬院遣候儀、寺社方町方近在共に筋〻え申出候はゞ致吟味候上、施薬院へ差遣申候、

一病人快氣仕施薬院を召出候砌は、醫者衆與力共笙船立合相談の上與力共方にて相屆させ可申候、

下げ札、此笙船立合の儀、笙船は隔日又は二日置にも不時見廻候儀御座候間、居合候節斗立合吟味爲仕可申候、

一病人毎〻平愈仕歩行罷出候時分、養生の内力付き候ため他所え罷出度旨申候はば、與力共え斷候上勝手次第に爲仕、若不罷歸候とも其通可仕候、尤其節は與力共方より最初病人差越候掛え相屆させ可申候、

（外來患者）

一外〻通ひ候て療治請度と申者施薬院罷越願次第、武士方町方在の者無差別、與力共并笙船立合吟味の上療治

爲仕候様可仕候哉、又は寺社方町方近在ともに筋〻え申出次第、其懸り〻與力ともえ斷有之次第、療治爲仕候様可仕候哉、勿論此類給物は持參候様可申候、

下ケ札

此笙船立合の儀、笙船は隔日又は二日置にも不時に見廻り候儀御座候間、居合候節斗立合吟味爲仕可申候、

一施薬院は小石川御薬園の内にて御普請被仰付候様、則施薬院住居の繪圖差出申候、

施薬院惣御入用積

（當院總費用見積）

一金貳百十兩三分銀十二兩餘

是者施薬院こけら葺に仕候惣御普請御入用、

右者町方缺所金の内を以御普請可仕、候但入札にて吟味仕候はゞ増減可有御座候得共、大概右金高程御入用積に御座候、

一金二百八十九兩銀十二兩壹分八厘

是者施薬院御扶持方諸色賄下男并女給金外に買立候御入用、

右者常俊上り屋敷地代金を以當年者賄可申候、來年〻は町方上り屋敷并常俊屋敷の地代を以賄可申候、則助成屋敷別書付指上申候、

此兩所の上屋布當分明地多御座候間地代當分貳百六十七兩餘納申候得ども、段〻借詰候はゞ四百七十五兩程納候積りに御座候、併病人儀段〻多罷成候はゞ此地代斗にては賄金不足可仕候間、其節御藏〻請取候様可仕候、

一御扶持方者御藏〻請取、鹽、味噌、薪炭等御買上に仕候ては藏物置等も無御座候ては難成候間、一式入札に致させ町人請負可申候、

外

一病人絶食抔にて食附候爲醫者衆致差圖候はゞ、外の食事も給させ可申候、

（入院死亡者の始末）

一施薬院にて致病死無縁のものは回向院下屋鋪へ差遣可申候、此入用病死壹人に付錢四百文程宛にては相濟可申候、右二ケ條御入用高先達ては難積御座候、是は與力共え少〻宛金子渡置追て勘定仕候様致し可然奉存候、右差當候儀斗大概先相伺申候、此外洩候儀も御座候はゞ追〻可申上候以上、

享保七年寅七月　中山出雲寺　大岡越前守

国立国会図書館
東京本部

（施藥院に罷する觸）

小石川傳通院前に罷在候小川笙船と申もの、極貧の病人の爲施藥院可被仰付哉の旨目論見書付存寄申上候に付、段々御吟味の上今度小石川於御藥園病人養生所被仰付候間、町々極貧の病人藥も給兼候體のもの或は獨身にて看病人も無之又は妻子有之候得共不殘相煩養生不罷成ものゝ類、右養生所え罷越逗留致候て療治請可申候、尤療治の内は御扶持被下、其上夏冬の衣類夜具等に至迄諸事不自由に無之樣に被仰付候間、其身歩行候もの格別、歩行難成病人は家主或は親類、店請人又は相店のもの成共相頼御役所え可訴出候、吟味の上名主判鑑を以四ツ前後ゟ七つ時迄の内養生所え直可相越候、其段役人えも申付置候事、

一養生所え晝斗通ひ候て療治請度と存候ものは、其所の名主え申達、名主の判鑑を持て養生所え參り、役人相達、療治請可申候、是又役人え其段申付置候事、

但右の類えは御扶持不被下候、養生所え參候刻限は是又四ツ前後より七時迄の内可被相越候事、

右の通相心得、町々にて療治請度もの有之候はゞ養生所え可差越候、病人の儀當分致世話候哉六ケ鋪存、不訴出候樣取斗差留置候段追て於相知は、名主家主五人組可爲越度候、

（出勤醫師へ の達）

一養生所え出勤の醫師衆え被仰渡候御書付寫

覺

本道　小普請組安藤主膳支配　岡丈庵
本道　同内藤安女支配　淺井幸庵

右兩人申合、中一日置壹人づゝ晝の間御藥園養生所え見廻病用可相達候、町奉行所より差出置候役人并小川笙船、同悴丹治と申者も罷出候間、病人藥用候儀其外人參等の儀も右の者共致相談、相勤候樣可被仰渡候哉、

下ケ札

林良庵悴儀被差加候三人に被仰付候間、毎日壹人づゝ相詰候樣可被仰付哉、

本道　小普請組興津能登守支配　木下道圓

右養生所病人夜中急病の節、附置候役人共より申越次第早速罷越、病用相達候樣可被仰付哉、

本道　藤堂佐渡守扶持醫師　八尾伴庵
本道　三宅備後守扶持醫師　堀長慶

右兩人木下道圓同樣病用相達候樣主人え可被仰付哉、

右の通奉窺候　以上

中山出雲守
大岡越前守

安藤主膳支配　岡丈庵
伊丹覺左衛門支配　林良適

今度小石川御藥園病氣の者養生所就出來、兩人中六晝の内一人づゝ隔番に彼地罷越、町奉行ゟ差出置候役人并小川笙船、同人悴丹治と申者遂相談、可致療治候、尤病人の樣子次第、日々にも相越候樣可有之候、夜中急病の者有之節は木下道圓且又藤堂佐渡守扶持人醫師八尾伴庵、三宅備後守扶持人醫師堀長慶、右の内も罷越候て藥用の筈候、

興津能登守支配　木下道圓

今度小石川御藥園に病氣の者養生所就出來、岡丈庵、林良適右兩人致療治筈候。其方は近處の事に候間夜中其外急病等の節、養生所役人共申越にて可有之候間、其節相越可致療治候。藤堂佐渡守扶持人醫師八尾伴庵、三宅備後守扶持人醫師堀長慶儀養生所近所にも候間、差圖次第右の内も相越候樣申付候間此段爲心得申聞候、

同月同日御用番水野和泉守殿御宅え藤堂佐渡守留守居、三宅備後守留守居召呼、左の通以御書付御渡主人にゟ被申渡、

藤堂佐渡守扶持人醫師　八尾伴庵

今度小石川御藥園病氣の者養生所出來に付、岡丈庵、林良適右兩人療治致筈候、伴庵は近所の事にも候間夜中其外急病有之節は養生所役人ゟ申越にて可有之間、其節相越致療治候樣可被申渡候、尤木下道圓且又三宅備後守扶持人醫師堀長慶も養生所近所の儀候間、是又急病の節は附置候役人共ゟ差圖次第、右の内も相越筈候間可被得其意候、

三宅備後守扶持人醫師　堀長慶

右同文言

養生所張付有之壁書の寫

（醫師心得書）

一御藥園養生所え參候病人の儀何れも下々の儀候得共、危き療治無之樣隨分入念御療治可被成候事、

一病氣の樣子にも寄可申候得とも、人參多く御用ひ無之樣可被成候、萬一多く遣ひ不申候て成がたき病症候はゞ、養生所役人小川笙船え相談の上御用可被成候、

一長病人或者穢敷病症に御退屈無之、他人え療治御渡無

国立国会図書館
東京都北野図書館

之積りに可被成候、然共危き病人に相究候はゞ無御油斷、役人小川笙船御相談の上、他の療治御加え候様可被成候事、

一病症に寄小川笙船等藥方の儀相尋候はゞ書付御渡可被成候、其外の病人等え御用ひ候藥も御念にも候間、前廉書付笙船へ御渡置候事は御勝手次第の事、

養生所定書

覺

（養生所定書）

一養生所え毎日與力一人づゝ隔番相詰、年寄同心壹人、平同心四人づゝ隔番にて相勤候、此外小川笙船は見廻、同丹治義は養生所へ引越罷在、晝夜立合可相勤事、

附作左衞門、十郎兵衞は毎日七時限可致歸宅候、尤差懸候御用有之候はゞ夜分迄も罷在、相仕舞候て可致歸宅候事、

一病人に藥爲給候儀は林良適、岡丈菴隔番毎日見廻の筈に候、夜中其外急病の節は木下道圓幷藤堂佐渡守扶持人醫師八尾伴庵、三宅備後守扶持人醫師堀長慶、此三人役所ゟ申越次第參病用相達候筈候事、

一病人儀其支配にゟ斷次第、名主判鑑差添病人來候はゞ、作左衞門、十郎兵衞兩人の内幷丹治等立合、判鑑引合壹通承屆長屋え入可申事、

一病人藥用候儀取違ひ不申様役人度々見廻念を入可申付候、尤看病人の中間、下女、病人不沙汰不致様可申付事、

一人參用ひ候病人有之候は、醫師衆作左衞門、十郎兵衞兩人の内幷笙船丹治遂相談爲給可申候、尤何病人誰何月幾日より何兩人參用ひ候儀、年寄同心方に書留置可致勘定事、

一病人儀力付候爲外え出歩行致度と申もの有之候はゞ、作左衞門、十郎兵衞兩人の内笙船、丹治申談、勝手次第出し可申候、縱不罷歸候共其外の事に候、然時は右病人差越候掛え其段相屆置べき事、

附病人致快氣、宿へ歸度と申もの有之節も同斷、

一右病人出入の儀委細書留致置、一ケ月限りに翌月朔日月番え書付可差出事、

一病人の宿より若病人方え給物類送り候はゞ、役所に詰居候同心早速作左衞門、十郎兵衞兩人の内え申達差圖可請候、其外金銀衣類鼻紙等にても病人の宿より送り候品、少分の儀にても作左衞門、十郎兵衞へ可申達候、兩人の内不居合時は年寄同心へ申聞、丹治遂相談、給物の分は病人え爲給可申候、其外の品は翌日右兩人の内え申達差圖可請事、同心一分の心得にてそと病人え相渡申間敷事、

一年寄同心は賄方諸入用の請拂、隨分入念請負人方致吟味、諸事麁末に無之様可致候、若不埒の致方請負の者方有之候はゞ、作左衞門、十郎兵衞兩人の内え申達可致吟味事、

一朝夕病人食事いたし候節も役人見廻、甲乙無之様看病人は中間、下女え可申付事、

一朝夕賄入用品〻出入の時は年寄同心え相屆、可致出入事、

一通ひ候て致養生候病人、宿ゟ辨當持參申候は勝手次第可爲致候、勿論給湯者可遣事、

附是又名主判鑑可致持參候間、改様前條の通可致事、

一門出入の儀は暮六ツを限り、可申候　暮六ツ打候はゞ同心壹人立合錠おろさせ、當番の年寄、同心方え可鑑相渡候、夜中用事有之節は年寄え申談鑑受取、是又同心立合鑑おろしをさせ可申事、

一女病人長屋は暮六ツ前より鑑口に錠おろし、夜中男一切入申間敷候、勿論看病人下女をも内へ差置、藥湯水用事の節は錠を明候はで用事達候小さき口より相達可申候、戸明不申候て不叶節は年寄同心申達、同心附居明させ、事濟候はゞ早速錠おろし可申事、

一所〻口〻の鑑年寄同心預置、夜中入用の節は其譯承屆明させ、事濟候はゞ同心立合錠おろさせ可申事、

一病人入湯一ケ月三度に限り申べし、尤男病人入仕舞後、女病人入可申事、

一病死の者有之者最初病人差越候番所え申遣、宿家主等呼死骸可相渡候、無縁の者病死の節は非人申付回向院下屋敷え可差遣事、

附支配違の者致病死候節は月番の番所え可申越候、宿家主等養生所え參、死骸請取候様可申付事、

一火の用心晝夜隨分入念不沙汰無之様可心付事、朝夕食事以後又風烈の節は猶以度々役人廻り見可申事、

一若近所出火の節は早速病人とも怪我無之様いたし爲立退可申事、

附腰立不申病人は兼て近所の非人小屋に申付、もつかうにて立退可申事、

寅十二月

中山出雲守
大岡越前守

一享保八卯年三月廿四日水野和泉守殿御渡候御書付寫

町奉行（伊豆守組）
松平
青木彌次右衞門
高島　五右衞門

国立国会図書館
東京本部

田村　武左衛門
大島肥前守組
別所儀太夫
野島太兵衛
櫻井新八郎
町田三太夫
大久保淡路守組
笠原小八郎
松村　利左衛門

右九人小石川御薬園病氣養生所え町奉行同心打交、諸事町奉行得差圖可相勤の旨申渡候間、被得其意御留守居えも可被談候、

（再度の觸）

一同年卯八月再び御觸書の寫

先達てお觸候小石川養生所おゐて貧窮の病人御扶持等被下并通ひ病人色〻養生被仰付候に付、逗留の病人支配所え訴へ候事を大切存候歟、彼是世話の儀を六ケ鋪存、願人有之候ても家主等迄其分に打捨置候様風聞有之候、依之向後支配所え相願候儀無用可致候、家主にても相店の者店請人なりとも一人病人に差添、名主又は名主無之町は月行事判鑑を以養生所え直可致持參候、役人吟味の上長屋へ入置養生可申付候間、一町切名主家主致吟味、病人とも養生所えも可差遣候、本道、外科、眼病の御醫師衆迄被仰付候て毎日相詰候て療治有之候間、地借、店借候もの共えも念を入可申聞候、

八月

名主共え可申渡旨品〻

（名主共へ の達）

一御薬園の和薬を御遣ひ薬功を御覽可被遊ため、養生所を御建被遊候様存違候事、
一和人參を御用ひ被成候様風聞の事、
一薬を薬罐にて大勢のを一所に煎用ひ候様存候事、
一看病人抔非人を致候様申なし候事、
養生所え罷出度と申病人候はゞ、名主方にて強く吟味不致、先養生所可差出事、
此譯は不埒の名主とも不詮義いたし候歟又は六ケ敷存捨置可申と存候間、養生所にて聢と吟味可致ため候事、

以上

養生所え通ひ病人の事

（外來患者資格）

一相煩候得共極貧にて薬給兼候の類、
一子供大勢有之、相煩候得ども薬給させ候儀も成兼候の類、
一癩病其外難病にて年久敷相煩候者の類、
右の分養生所え通ひ療治請度と願出者、薬遣候様可仕候、然共人數御定無御座候ては、是も夥敷可有御座候間、三四人を限薬遣候様相極可然奉存候、
一右の通ひ病人の品相極置、上下ともに奉公人は勿論、身を持候體の者養生所え參候共吟味仕、向後薬遣候様仕間敷候、

右の通奉伺候以上

八月

大岡越前守
諏訪美濃守

一同年卯八月十日石川近江守殿御渡の御書付

町奉行

醫師
曾谷長順
熊谷玄與
有馬内膳支配
大膳好庵

右小石川御薬園養生所病人の儀願の通可致療治候、
岡丈庵、林良適承合可相勤候、
但丈庵、良適申談、一日壹人づゝ相詰候様可致候、
尤病人の様子次第繁〻にも打越候様可有之候、
右の通申渡候間可被得其意候、

八月

（創設者小川笙船賞賜）

右養生所目論見發起人小川笙船は、前條の大功に由て赤坂一ツ木町内貳百九十七坪餘の屋鋪を賜ひけるが、彼地は伊賀衆の知行にして地主兩人となれるを迷惑せしかば、幾ほどもなく下谷長者町濱立院上地に於て、表七間裏行十八間半、惣坪數百二十四坪八合の地を引かへ玉ひしといふ、笙船が子孫は今も養生所肝煎を勤仕して御扶持米を賜へり、

（築地馬場）

馬場

築地中に在を以て築地馬場と稱す、萬治二年の取立にて、武家調馬の爲に設らる、間數及築立始末等の事、馬場守助右衛門の書上に詳なれば全文を左に記す、

一小石川馬場の儀者、承應年中小日向、小石川兩所武家方御屋鋪邊築地御取立に相成候節、私先祖助右衛門儀其頃牛込邊住居罷在候砌御請負被仰付、右築地出來の上同所え猶又馬場御築立の儀者萬治二亥年中被仰付、出來後右兩所馬場守被仰付、右御用等骨折相勤候に付、其節築地御奉行大森半七様、曾根源藏様〻久世大和守様え御願の上、右土取場跡牛込天德院下に於ゐて地所被下置、當地牛込五軒町と相唱候場所に御座候、右馬場守の儀私一人にて行屆兼候に付、外四人の者共割

国立国会図書館 東京都上野図書館

合五人にて相勤申度候段、猶又奉願上候處願の通被仰付、當所私並外四人の者共にて馬場守仕來候、尤右馬場地に是迄異變等の儀有之節は、右五人の者共ゟ町御奉行所え御訴取斗候而已、外向御支配の地にて無御座候、

一右御馬場當時稽古定日の儀者大御番上田三左衞門様御門人にて、其餘御組稽古、御用稽古等無御座候、

一間數の儀者東西長九十間、南北幅十壹間貳尺、此段別紙繪圖面を以申上候、

一右者此度地誌御調に付、取調申上候通相違無御座候以上、

文政五戌年十一月

牛込五軒町
家持
助右衞門

（綱吉下屋敷）

白山御殿蹟

白山御殿は則今の御藥園の内なり、初は白山社、氷川社、女體社すべて三社建し地なり、案に綱吉公は慶安四年辛卯四月上州館林城をまいらせられ、承應二年癸巳十月三位の宰相に叙し玉へり、よりておもふに此處を御下屋敷に賜ひしは慶安、承應の頃なるべし、或書に承應元壬辰八月廿五日、寛文二年壬寅三月十六日、同六年丙午十一月六日、三度に館林公へ小石川の御屋鋪を賜ひしよしみゆ、是により て次第に御屋敷廣がりし事知るべし、【改選江戸志】今按に小石川原町名主安右衞門の舊記に、承應元年八月廿五日、高七十四石壹斗五升四合貳夕の地

德松様綱吉公御幼名御屋鋪と成り、寛文二年八月十八日、高三十四石八合六夕、同九年八月廿六日、高四石七斗九升八合三夕の地並び館林様へ渡ると見へたり、是或書に三度に賜ひしといふものならん、只年月日の違ひあるはもしくは仰出されの月日と地分の月日等にて異同ありしなるべし、【近藤氏隨筆】に云、白山御殿はもと館林の御屋敷なりしを、

常憲院様御治世の頃白山御殿を被爲置、御矢倉大手御門番寄合衆五七千石のものかわる〳〵大手御門番を相勤め、惣堀へは多摩川の水をかけられ、堀幅八十間程四方あり、坂の内五段の瀧ありて、石垣より落るありさまは絶景也、大手は極樂水町の出はなれなり、御堀の端には櫻の大木ありて春は花盛り也、氷川明神の邊迄のこらず白壁の屏惣堀にて、内には御殿數多あり、御殿番兩人五百石ほとの高の者勤て泊番あり、その役人

（御藥園とな ろ）

の下番同心等多し、御成度々あり、御番衆的上覽も此御殿にてありしなり、其後正德の頃

文昭院殿の御治世の時、御入用にもあらすとて右の御殿のこらずこぼたれ、蹟は御屋敷に成御旗本の屋敷大小多あり、其後又御藥園となりて、施藥所など出來たる時分の屋敷々は駒込土井大炊頭あけ地へ取替被仰付しなり、御殿の御庭に唐船の松といふ名木ありしやと、白山御殿圖といふものにあり、その圖によれは西の方に向ひて御門あり、今もわづかなる御門あり、其跡なるべし、前に道を隔て御腰懸御長屋などいふものもあり、是表の御門なるべし、又御殿坂の上に南に向ひて御門一つあり、又表の御門へ向ひ左の方に是も西にむかひて御門一つあり、是は常に通用の御門なるべしと、【武江披砂】同じ【湯島氏日記】元祿十一年戊寅七月十六日の條に、此度御堀端に高札を立申候間此趣を守り、御堀へ塵あくた捨申さず、水をあふる事を禁じ、且魚鳥の類とるまじき事をかの御門下の町屋へ御徒目付をして觸られしと、【玉露叢】云、正德元年正月、白山御殿蹟七千坪、松平紀伊守に賜ふと、同二年七月の條に、小石川御殿番松平半右衞門、大森八十郎とのす、かの兩人明御殿を守りておりしと見ゆ、明る三年九月の條に、小石川御殿取拂と云ゝ、

火消屋敷蹟

火消屋鋪蹟は今の安藤家の屋敷なりといへり、萬治元年戊戌九月八日、はじめて火消役を命ぜられ、所〻役屋敷などいへるものたてり、こゝもその一つなり、此處は町野助左衞門といへる人その頭をうけ給はると云。【改撰江戸志】　按に【萬治年祿】に、元年戊戌九月八日、町野助左衞門江戸定火消被仰付、同十四日助左衞門へ大善寺、戸田久助元組屋鋪被下しと見ゆ、その後寶永五年戊子に至り飯田町の組とすべて入かわりとなり、享保十年乙巳回祿の災にかゝりしかば、是より小川町へうつりし由【江戸志】に見へたり、猶追考すべし、

（小川町へ移轉）

小石川

（猫又橋川筋）

【江戸砂子】に、傳通院後の流猫また橋の川筋を小石川濫觴なりといへりと云、按に正保改の武藏國圖に、今の御藥園の西なる田間より傳通院後へ達する流と覺しき川を圖して小石川と注したり、是【江戸砂子】にいへる所の川筋にて、今も小石川といへり、流末は水戸殿屋鋪内を通し、仙臺橋下を流れて神田川に落入れり、

国立国会図書館
東京都立中央図書館